1	資料 2
2	2025/3/27
3	
4	
5	

沖縄県こども・若者計画 ~未来のおきなわっこプラン~ (案)

令和7年3月 沖縄県

はじめに ~県民のみなさまへ 1 2 沖縄県では、すべてのこどもや若者が権利の主体(社会の一員)として尊重され、 3 生まれ育った環境や地域に左右されることなく夢や希望を持って、健やかに成長し、 4 現在から将来にわたって幸せに生活を送ることができる「誰一人取り残さないこども 5 まんなか社会」を目指しています。 6 7 これまで、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる県民が望む将来像である、心豊かで、 8 安全・安心に暮らせる島を目指し、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、 9 こどもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進や、誰もが安心して子育てができる 10 環境づくりに取り組んできたところです。 11 また、県政の最重要課題であるこどもの貧困の解消に向けた「沖縄県子どもの貧困 12 対策計画」や、子ども・子育て施策を推進するための「黄金っ子応援プラン(沖縄県 13 子ども・子育て支援事業支援計画)」などの個別計画に基づき、幅広いこども施策に 14 15 取り組んでまいりました。 16 令和5年4月に、国においてこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されたこ 17 とを受け、沖縄県では、令和6年4月に、新たに「こども未来部」を設置するととも 18 に、これまで取り組んできた幅広いこども施策を横断的・重層的に推進していくため、 19 既存の個別計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し、一体 20 的に取りまとめた計画として、この度、「沖縄県こども・若者計画(未来のおきなわ 21 っこプラン)」を策定いたしました。 22 「沖縄県こども・若者計画(未来のおきなわっこプラン)」は、こどもの権利を尊重 23 し、こども・若者の意見表明や社会参画を進めていくことなどを基礎として、社会の 24 一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこども 25 まんなか社会」の実現を目指すものです。 26 27 計画の策定に当たりましては、多分野の外部有識者で構成する「沖縄県こども・子 28 育て会議」における審議のほか、こども・若者や子育て当事者からの意見表明、市町 29 村や関係団体、県民のみなさまからの多くの意見を反映し、幅広いこども施策を集約 30 してまいりました。ご協力いただいた県民のみなさまへ心から感謝申し上げます。 31 32 33 計画に基づく施策の推進においては、国、県、市町村だけでなく、県民のみなさま、 地域社会、企業、NPO等、社会全体での協働した取組が不可欠となることから、皆 34 様のご理解とご協力をお願いいたします。 35 36

令和7年3月

沖縄県知事 玉城 デニー

37

2	第1章 計画の策定に当たって	1
3	1 計画策定の趣旨	1
4	2 基本理念	2
5	3 基本方針	2
6	(1) こどもの人権尊重	2
7	(2) こどもの意見表明・社会参画	3
8	(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援	3
9	(4) 環境に左右されることのない支援	3
10	(5) こどもを取り巻く環境整備	3
11	(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築	4
12	4 計画の位置づけ	4
13	5 計画の期間	5
14	6 計画に基づく支援の対象となる者	
15	7 こども・若者等の意見表明の取組	
16	8 計画の施策体系	7
17	第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題	11
18	1 人口の現状	11
10 19	1 入口の現状	
20	(1) 現仏(2) 人口変動の要因	
20 21	(3) 出生率低下の背景	
21 22	2 子育て環境の現状と課題	
23	(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組	
23 24	(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題	
2 4 25	(3) 保育士の育成・確保の現状と課題	
25 26		
20 27	(5) 放課後児童クラブの現状と課題	
21 28	(6) 認可外保育施設の現状と課題	
20 29	(7) 障害を持つこども・医療的ケアを必要とするこどもへの支援の現状と認	
30	(8) 保幼こ小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る	
31	題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
32	3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題	
33	(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組	27
34	(2) 経済的な困難を有するこどもの状況	27
35	(3) 教育環境	33
36	(4) 養育環境	
37	(5) 雇用環境	40
38	4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題	

1	(1) こども・若者育成に係る本県の取組	45
2	(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題	45
3	(3) 若年者の就労等状況の現状と課題	53
4	第3章 こども施策に関する重要施策	57
5	1 ライフステージを通した重要施策	57
6	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	57
7	(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり	58
8	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	63
9	(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	65
10	(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	69
11	(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	75
12	2 ライフステージ別の重要施策	82
13	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	82
14	(2) 学童期・思春期	
15	(3) 青年期	
16	3 子育て当事者への支援に関する重要施策	
17	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
18	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	
19	(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	
20	(4) ひとり親家庭等への支援	
21	4 最重要課題の解消に向けた施策	
22	(1) こどもの貧困対策	112
23	第4章 子ども・子育て支援事業支援計画	122
24	1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	122
25	2 教育・保育の県設定区域の設定	
26	3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	
27	(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方	
28	(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	
29	4 県の認可・認定に係る需給調整	
30	(1) 需給調整の基本的な考え方	
31	(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整	
32	(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整	
33	(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整	
34	5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	
35	(1) 認定こども園への移行支援	
36	(2) 保幼こ小連携の推進	
37	(3) 地域子ども・子育て支援事業	
38	6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	135

1	(1)	教育・保育を行うものの必要見込み数	. 135
2	(2)	教育・保育等従事者の確保	. 135
3	(3)	幼児教育・保育の質の向上	. 135
4	第5章	こども施策を推進するために必要な事項	. 163
5	1 5	. ども・若者の社会参画・意見反映	. 163
6	(1)	こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	. 163
7	(2)	こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備	. 164
8	(3)	こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成	. 164
9	(4)	若者が主体となった活動を促進する環境整備	. 165
10	2 5	. ども施策の共通の基盤となる取組	. 166
11	(1)	こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	. 166
12	(2)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	. 166
13	(3)	地域における包括的な支援体制の構築・強化	. 167
14	(4)	子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信	. 168
15	(5)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	. 168
16	3 旅	5策の推進体制等	. 169
17	(1)	庁内の推進体制	. 169
18	(2)	国、市町村等との連携	. 169
19	(3)	沖縄県子どもの貧困対策推進基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 169
20	(4)	沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価	. 169
21	第6章	こども・若者計画に関する指標	. 170
22	1	「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標	. 170
23	2 5	. ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標	. 171
24	3 5	とも・若者、子育て当事者の置かれた状況等に係る参考指標	. 179
25	第7章	個別施策集	. 181
26	資料編.		. 193
27	1	「沖縄県こども・若者計画」の策定経緯	. 193
28	2	見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介	. 193
29		『縄県こども・子育て会議委員名簿(計画策定時)	
30]語解説	
31			
32			

《みんなの意見マーク》



こどもや若者、保護者等からの意見を 反映した項目についてます。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 4 日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精
- 5 神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎
- 6 を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、
- 7 置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福
- 8 な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総
- 9 合的に推進することを目的としたものです。
- 10 また、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子
- 11 ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つ
- 12 のこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項
- 13 等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、こども施
- 14 策に関する基本的な方針の一つとして、こども・若者を権利の主体として認識し、
- 15 こども・若者の最善の利益を図ることなどが示されています。

16

- 17 沖縄県においては、こどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年
- 18 (2016年) 1月、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困
- 19 率が29.9%で、全国16.3%の約1.8 倍であることが明らかとなりました。こども
- 20 の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況に
- 21 あるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成
- 22 28年(2016年)3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を、令和4年(2022
- 23 年)3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)」を策定し、沖縄県におい
- 24 て克服すべき重要課題であるこどもの貧困対策を強力に推進してきました。
- 25 また、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育
- 26 及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、子ども・子育て
- 27 支援の基本方針として平成27年(2015年)3月に策定した「黄金っ子応援プラン
- 28 (第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」について、令和2年(2020年)
- 29 3月には、「黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」
- 30 を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。
- 31 さらに、令和2年(2020年)4月には、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から
- 32 守る社会づくり条例」(以下「子どもの権利尊重条例」という。)を施行しています。
- 33 子どもの権利尊重条例では、こどもは、こどもの権利が保障され、個人としての尊
- 34 厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならないという基

1 本理念を定めています。

2

4

5

67

こうした経緯を踏まえ、本県においては、これまで取り組んできた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」に基づく各種施策や新たに生じた課題等のこども施策を総合的かつより強力に推進していくため、これら既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「沖縄県こども・若者計画」を策定するものです。幅広いこども施策を束ねた計画とすることで、施策全体を見える化し、こどもを取り巻く複雑化した課題に対して、

8 とすることで、施策全体を見える化し、こどもを取り巻く複雑化した課題に対 9 関係機関が緊密に連携し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでいきます。

10

11

2 基本理念 🏡

12 社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さ 13 ないこどもまんなか社会」の実現を目指します。

14

15

- ~「沖縄の目指す社会」~
- I. すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先
 されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する
 機会が確保される「こどもまんなか社会」

1920

21

22

II. すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長していける「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」

2324

Ⅲ. すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

2627

25

IV. 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

29

30

28

3 基本方針 🍆

31 (1) こどもの人権尊重

32 すべてのこどもたちは、生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・
 33 個性を尊重するとともに、こどもたちの自己選択、自己決定、自己実現を社会全
 34 体で後押しし、こどもにとっての最善の利益を実現していきます。また、それぞ

れが一人の主体として性別にかかわらず可能性を拡げていくことができるよう、 心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れていくとともに、貧困・ 虐待・いじめ・体罰・不適切な指導・暴力・経済的搾取・性犯罪や性暴力などの あらゆる権利侵害からこどもを守る取組を進めます。さらに、こども自身が、心 身の発達過程に応じて適切な時期に、こどもの権利について知る機会を確保した 上で、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするすべてのおとなに対 し、こどもの権利について広く周知し、社会全体で共有していきます。

(2) こどもの意見表明・社会参画

こどもや子育て当事者の視点を尊重し、生活の場や施策決定の過程において、こどもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもへの配慮を行いつつ、表明された意見を尊重し、こども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けてこどもとともに取り組んでいきます。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに応じて、社会全体で切れ目のない支援に取り組むとともに、こどもたちにとって良好な成育環境と、等しく質の高い教育機会の確保を図り、その能力・可能性を最大限伸ばし、夢や希望をもって健やかに成長し、自分らしく幸福に社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(4) 環境に左右されることのない支援

こどもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこともたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所づくりに取り組むほか、離島を含めどこにいても必要な支援が受けられる環境の整備や、課題が表出しているこどもへの支援と併せて保護者への支援に取り組みます。また、切れ目なく、予防的な関わりや支援が届きにくいこどもへの取組を強化するとともに、困難に陥った場合でも支援を求めることができる環境の整備など、貧困を含めた困難な状況の連鎖の防止に取り組みます。

(5) こどもを取り巻く環境整備

結婚・出産・子育てに係る多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、 個人の自由な意思決定に基づき、それらを望む場合には、離島を含め、こどもを 望む人誰もがどこでも安心してこどもを産み育てることができる環境を社会全体で実現していきます。そのため、雇用と所得の安定など経済的基盤の確保に取り組むほか、共働き・共育てなど、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい環境の整備に取り組んでいきます。

5 6

7

8

9

10

1112

1 2

3

4

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

こどもや子育て当事者をめぐる問題は深刻化・複雑化しており、あらゆる分野の人々が相互に協力する必要があることから、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、経済団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取組体制を構築するとともに、こどもまんなか社会の実現やこどもの貧困の解消に向けて、県民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開していきます。

13

14

15

16

17

1819

20

2122

23

24

25

26

27

4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「都道府県こども計画」、 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づ く「都道府県計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項の規定に基 づく「都道府県子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第 62 条の規定に基づく 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定に基づく「自立促進計画」、 次世代育成支援対策推進法第 9 条の規定に基づく「都道府県行動計画」を含むもの とします。

本計画は、令和4年(2022年)に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画の一つとして位置づけられます。

本計画の推進に当たっては、沖縄県SDGs 実施指針に基づき、SDGs の目標 1 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとする 17 の目標 の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組みます。



沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月~想定年2030年) -将来の沖縄の姿とその実現に向けた取組の方向性等を示した基本構想-

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(令和4年度~令和13年度) ー沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画ー

こども施策分野における個別計画

沖縄県こども・若者計画(令和7年度~令和11年度)

- ・ こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく 「都道府県計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援 計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」
- 次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「都道府県行動計画」

3 5 計画の期間

1 2

45

11

12

1314

15

令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度)

6 計画に基づく支援の対象となる者

7 本計画に基づく施策の対象とするこども・若者とは「心身の発達過程にある者」8 と定義し、こどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定めることとしま

9 to

10 本計画におけるこども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼

児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生

年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未

満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。)で区分します。

7 こども・若者等の意見表明の取組

16 本計画の策定に当たっては、こども・若者、子育て当事者等の意見を活かしなが

ら策定する必要があるため、こどもの権利に関する学校での出前授業や大学生によ 1 るワークショップ、アンケート等の手法を活用し、意見表明の機会を設けました。 2 こども・若者、子育て当事者等からの意見を反映させた項目については、「みんな 3 4 の意見マーク」を表示しています。 また、計画の愛称をこどもたちから募集し、多くの作品の中から、厳正な選考の 5 結果、未来を担う沖縄のこどもたちのための計画として、「未来のおきなわっこプ 6 ラン」が最優秀賞に選ばれ、明るい未来をイメージさせ、こどもたちにとって覚え 7 やすく親しみが持てる作品として、本計画の愛称に決定しました。 8

1 8 計画の施策体系

第3	3章 こども	施領	策に関する重要 施	策	
			ジを通した重要		
	こども・若			(1)	こどもの権利に関する周知・啓発
	者が権利の		こども・若者が権	(2)	人権教育の推進
(1)	主体である ことの社会	ア	利の主体であるこ との社会全体での	0	VIEW IVI I WIEW
	全体での共		共有等	3	こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築
	有等				
		ア	遊びや体験活動の推	進	
		1	こどもまんなかまち	9	
				1	キャリア教育の推進
	A7 +* +> ** 1 \$			2	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
	多様な遊び		こども・若者が活	3	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
	や体験、こ	ウ	躍できる機会づく	4	理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進
(2)	ども・若者 が活躍でき		IJ	⑤	生涯学習の取組推進
	る機会づく			6	特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援
	IJ			7	在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援
			- 1:1 ## 0 7	1	教育を通じた男女共同参画の推進
			こども・若者の可 能性を拡げていく	2	性の多様性に関する理解促進、啓発
		エ	ためのジェンダーギャップの解消	3	理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組
				4	固定的な性別役割分担意識の解消
				1	 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進
	こどもや若	ア	プレコンセプショ ンケアを含む成育 医療等の推進	2	妊産婦及び乳幼児への保健対策
(3)	者への切れ 目のない保 健・医療の 提供			(3)	「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発
, ,				4)	特定妊婦等への支援
		1	 慢性疾病・難病を抱	える	こども・若者への支援
		'	及任 <i>从</i> 师 文配师 已记	(1)	地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加
				2	障害や発達の特性の早期発見・把握
				3	地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援
	障害児支 援・医療的		障害児支援・医療	4)	専門的支援が必要なこどもへの支援の強化
(4)	仮・医療的 ケア児等へ	ア	的ケア児等への支	<u>.</u>	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進
	の支援		援	6	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実
				7)	思春期支援から一般就労等への円滑な接続
				8)	保護者やきょうだいへの支援
				(1)	子育でに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
					こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待
				2	予防の取組強化
			児童虐待防止対策	3	児童虐待防止対策等の更なる強化
		ア	と社会的養護の更 なる強化	4	一時保護所の環境改善、権利擁護の推進
	児童虐待防		-0-12-IP	⑤	親子関係の再構築支援の推進
	止対策と社 会的養護の			6	性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進
(5)	推進及びヤ			7	こども家庭福祉分野における人材、体制の強化
	ングケアラ			1	養育環境の改善、養子縁組の支援
	ーへの支援		社会的養護を必要	2	里親やファミリーホームの確保・充実
		1	とするこども・若	3	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進
			者に対する支援	4	社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重
				⑤	社会的養護経験者の自立支援の推進
		ゥ	ヤングケアラーへの	支援	
			<u> </u>		

_		1	I	_	
			こども・若者の自	1	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進
		ア	殺対策	2	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見
				3	遺されたこどもへの支援
		1	こどもが安全に安心	して	インターネットを利用できる環境整備
			こども・若者に対	1	被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等
	こども・若	ゥ	する性犯罪・性暴	2	学校や園における生命(いのち)の安全教育
	者の自殺対		力対策	3	こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入
(6)	策、犯罪な どからこど			1	有害環境対策の推進
	も・若者を	ェ	犯罪被害、事故、 災害からこどもを	2	地域安全対策、交通安全対策の推進
	守る取組	_	守る環境整備	3	安全教育の推進、犯罪被害者等への支援
				4	非常災害対策
				1	非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援
		_	非行防止・自立支	2	矯正教育や自立支援、就労支援の充実
		オ	援	3	保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化
				4	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上
2	ライフス・	テー	ジ別の重要施策		
			1-1-4	1	こども家庭センターによる切れ目のない支援
			妊娠前から妊娠 期、出産、幼児期 までの切れ目のない保健・医療の確	2	妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等
		ア		3	地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進
				4	若年妊産婦等への支援
			保	⑤	乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握
(4)	こどもの誕		こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実	1	幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進
(1)	生前から幼 児期まで			2	多様な保育ニーズへの対応
	3670104 €			3	未就園児への支援
		1		4	幼児教育・保育の質の向上
				⑤	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
				6	待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善
				7	地域のニーズに応じた保育提供体制の確保
				1	公教育の再生、学校生活の更なる充実
				2	個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障
				3	教職員を取り巻く環境整備の推進
			こどもが安心して	4	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
		ア	過ごし学ぶことの できる質の高い公	⑤	部活動の地域連携や地域展開
			できる貝の高い公 教育の再生等	6	規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進
				7	体育授業の充実、こどもの体力向上
				8	養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進
				9	学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化
/2:	学童期・思		多様なこどもの居	1	多様なこどもの居場所づくりの推進
(2)	春期	1	場所づくり	2	放課後児童対策
				1	小児医療体制の充実
			小児医療体制、心	2	生活習慣の形成・定着及び健康増進
		ゥ	身の健康等に係る 取組の推進	3	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
			4~小町~~1年7年	4	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
			成年年齢を迎える	1	主権者教育の推進
		ェ	前に必要となる知識に関する情報は	2	消費者教育、金融経済教育の推進
			識に関する情報提 供や教育	3	社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育
				1	いじめ防止対策の強化
		オ	いじめ防止	2	スクールカウンセラー等による支援の実施
1		<u> </u>	I		

		1		<u>@</u>	いじゅの手士市やの部本					
				3	いじめの重大事態の調査					
			- 不登校のこどもへ	1	教育支援センター、学びの多様化学校の設置等					
		カ	の支援	2	相談支援、学習支援体制の整備					
				3	不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施					
	キー校則の見直し									
		ク	体罰や不適切な指導	の防.						
		高校中:		1	就学継続及び中途退学の防止					
			退者への支援	2	就業支援や復学・就学のための取組 					
			高等教育の修学支		高等教育段階の就学支援の着実な実施					
					高等教育の充実					
		ア	援、高等教育の充 実	3	産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進					
			天 	4	学生の自殺対策などの取組推進					
				(5)	学び直しの機会創出					
				1	就業支援と定着促進に向けた取組					
(3)	青年期			2	キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援					
		1	就業支援、雇用と 経済的基盤の安定	3	就職困難者等に対する総合的支援 、キャリア自律に向けた支援					
			のための取組	4	賃上げに向けた取組					
				⑤	働きやすい環境の整備					
				6	非正規雇用労働者の正規化促進					
		ゥ	結婚を希望する方へ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援						
	エ 悩みや不安を抱える				若者やその家族に対する相談・支援体制の充実					
3		事者	への支援に関する	る重	要施策					
	子育てや教		子育てや教育に関	1	幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減					
(1)	(1) 育に関する 経済的負担 の軽減		する経済的負担の 軽減	2	医療費等の負担軽減					
	地域子育て		地域子育て支援、 家庭教育支援	1	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進					
(2)	支援、家庭	ア		2	体罰によらない子育てに関する啓発推進					
	教育支援			3	家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進					
	共働き・共			1	家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進					
	育ての推 進、男性の		共働き・共育ての	2	仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進					
(3)	家事・子育	ア	推進、男性の家 事・子育てへの主	3	キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備					
	てへの主体		事・テ育でへの主 体的な参画促進	4	男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組					
	的な参画促 進			⑤	男性の育児等への参画					
	· -			1	相談支援体制の強化					
	ひとり親家			2	就業支援の推進					
(4)	ひこり税家 庭等への支	ア	ひとり親家庭等へ	3	生活支援、子育て支援の推進					
	援		の支援	4	経済的支援の推進					
				⑤	養育費や親子交流に関する相談支援の推進					
4	最重要課	題の	解消に向けた施設	策						
			ライフステージに	1	つながる仕組みの構築					
		ア	応じた施策の充実 強化	2	ライフステージに応じた各種施策の推進					
				(1)	学習・進学支援					
		1	貧困の連鎖を断つ ための自立に向け	2	体験・交流の機会創出					
(1)	こどもの貧		た支援	3	多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援					
	困対策			1)	地域における社会資源の創出					
			支援につながって	2	つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援					
		ゥ	いないこどもとそ の保護者・家庭へ	3	困難を抱える若者への支援					
			の支援体制の構築	4)	日期に支援につなげる仕組みの構築 マ期に支援につなげる仕組みの構築					
				4	十窓に又返に ノない 公正旭のの件末					

第	4章 子ども・子	育て	支援事業支援計画						
1	県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方								
2	教育・保育の県設定区	教育・保育の県設定区域の設定							
2	各年度における教	(1)	教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方						
3	育・保育の量の見込 みと確保方策	(2)	沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」						
			需給調整の基本的な考え方						
4	県の認可・認定に係	(2)	支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整						
4	る需給調整	(3)	認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整						
		(4)	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整						
	子ども・子育て支援	(1)	認定こども園への移行支援						
5	給付に係る教育・保 育の一体的提供と推	(2)	保幼こ小連携の推進						
	進体制の確保	(3)	地域子ども・子育て支援事業						
	教育・保育等に従事	(1)	教育・保育を行うものの必要見込み数						
6	する者の確保及び資	(2)	教育・保育等従事者の確保						
	質の向上		幼児教育・保育の質の向上						

筆	5章 こども施領	きを捕	進するために必要な	事項									
				1	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成								
				2	こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進								
		(1)	こども・若者の社会参 画の促進、意見表明の	3	こども・若者の各種審議会等への登用								
	こども・若者の	(1)	機会充実の取組推進	4	こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進								
1	社会参画・意見反 映			(5)	こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会 の創出								
		(2)	こども・若者の多様な声	を施策	・ に反映させるための環境整備								
		(3)	こども・若者の社会参画	・意見	見反映を支える人材の育成								
		(4)	若者が主体となった活動	を促進	重する環境整備								
			こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	1	こども施策に関する情報提供								
		(1)		2	こども施策に関する調査								
				3	こども施策に関するデータの整備								
			こども・若者、子育て 当事者に関わる人材の 確保・育成・支援等	1	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専 門性の向上								
2	こども施策の共通			2	こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア								
	の基盤となる取組			3	地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携								
		(3)	地域における包括的な	1	関係機関・団体のネットワークの構築								
		(3)	支援体制の構築・強化	2	こども・若者や子育て当事者の相談支援								
		(4)	子育てに係る手続・事務	負担σ	D軽減、支援を届けるための情報発信								
		(5)	こども・若者、子育てに	やさし	い社会づくりのための意識改革								
		(1)	庁内の推進体制										
3	施策の推進体制等	(2)	国、市町村等との連携										
"	ルネツ雅医体制寺	(3)	沖縄県子どもの貧困対策	推進基	<u></u>								
		(4)	沖縄県こども施策推進会	ども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価									

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

2 1 人口の現状

(1) 現状

3

4

5

6

7 8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

19

21

我が国の人口は、平成 20 年(2008 年)の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(令和5年推計)」では、2060年の総人口は9,615万人にまで落ち込むと推計されています。

一方、沖縄県の人口は、昭和 47 年 (1972 年) の復帰以降、増加を続け令和 2 年 (2020 年) には 146 万 7 千人 (令和 2 年国勢調査) となっています (図表 1-1)。

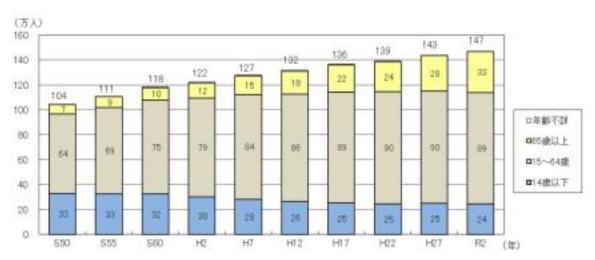
人口の増減を自然増減と社会増減で分けてみると累計 50 万4千人増となっており、ほとんどが自然増によるものです(図表 1-2)。

自然増減の推移をみると、沖縄県は全国で唯一自然増を維持していましたが、 令和4年(2022年)に復帰後初の自然減となり、令和5年(2023年)は2,561 人の自然減と、減少幅が徐々に増加しています(図表1-3)。

年齢別の人口構成をみると、生産年齢人口(15~64歳)の割合は、平成7年(1995年)以降減少に転じ、令和2年(2020年)に60.8%となっています(図表 1-1)。

18

図表 1-1 沖縄県の総人口・年齢3区分別人口の推移



総人口に対する割合(%)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
14歳以下	31.4	29.4	27.4	24.7	22.1	20.2	18.7	17.8	17.3	16.6
15~64歳	61.7	62.8	64.0	65.3	66.2	65.9	65.2	64.8	63.0	60.8
65歳以上	7.0	7.8	8.6	10.0	11.7	13.9	16.1	17.4	19.7	22.6

20 出典: 国勢調査(総務省)

※平成27年及び令和2年の実数は不詳補完値による。

図表 1-2 沖縄県の人口の自然増減と社会増減の累計



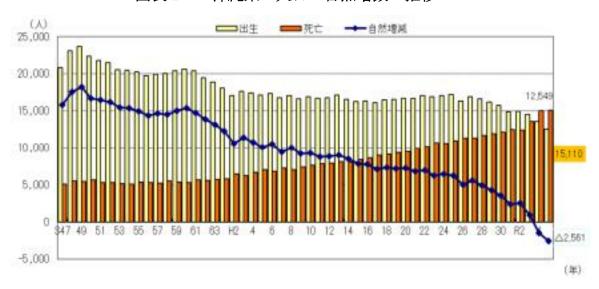
出典:人口移動報告年報(沖縄県企画部)

3

2

1

図表 1-3 沖縄県の人口の自然増減の推移



出典:人口動態統計(厚生労働省)

5

7

8

(2) 人口変動の要因

人口減少の要因は、主として少子化の進行による出生数の減少、高齢化の進行による死亡数の増加です。中でも少子化については、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、若い世代の所得の伸び悩み、就業形態や就労環境など、様々な要因が影響していると考えられます。

1213

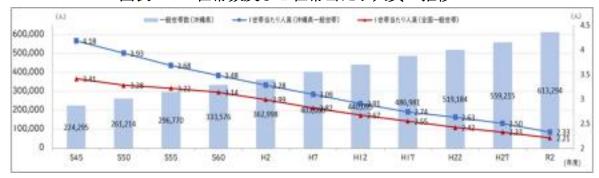
1011

沖縄県の1世帯あたりの人員は令和2年(2020年)には2.33人で、昭和45年(1970年)の4.18人から減少し続け、1世帯あたりの人数の小規模化が進行しています(図表1-4)。

1516

14

図表 1-4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



 8.9%をピークに減少傾向で推移し、平成2年(1990 年)前後からは6%台で推移していましたが、近年また減少傾向となっています(図表 1-5)。

沖縄県の婚姻率(人口千人あたりの婚姻件数)は、昭和50年(1975年)の

図表 1-5 婚姻率の推移



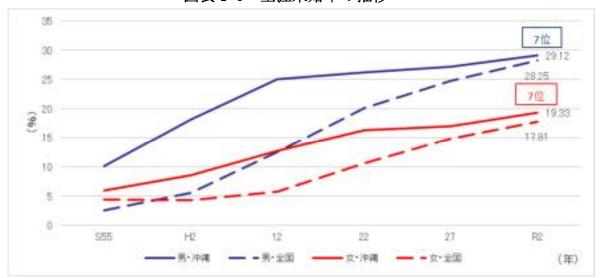
 出典:人口動態調査(厚生労働省)

出典:国勢調査(総務省)

沖縄県の生涯未婚率¹は右肩上がりで、全国平均よりも高く推移していますが、全国平均が接近しつつあります。令和2年(2020年)の状況では、本県は男性が29.12%、女性が19.33%と、都道府県別で共に7位となっています(図表1-6)。

¹ 生涯未婚率: 45~49 歳と 50~54 歳未婚率の平均値であり、50 歳時の未婚率である。

図表 1-6 生涯未婚率の推移



出典:人口統計資料集(2023)改訂版(国立社会保障・人口問題研究所)

※平成27年、令和2年は、配偶関係不詳補完結果に基づく。

4

2

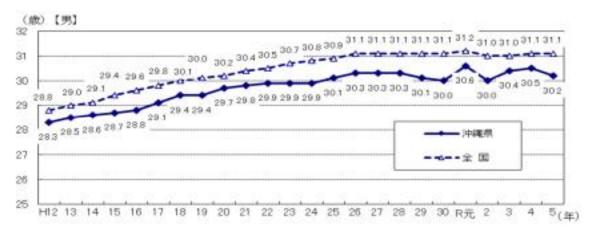
3

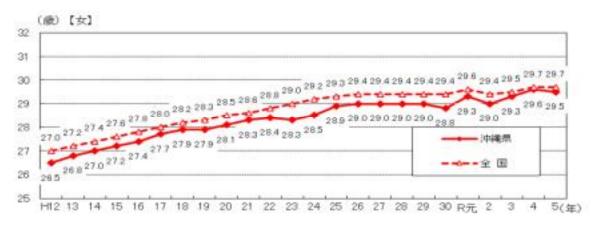
平均初婚年齢は、男女とも横ばい傾向で推移しています(図表 1-7)。

6 7

5

図表 1-7 平均初婚年齢の推移



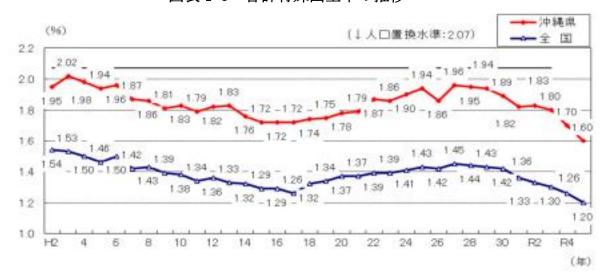


出典:人口動態調査(厚生労働省)

本県の合計特殊出生率は、平成 17 年 (2005 年) 以降、上昇傾向で推移し、平成 27 年 (2015 年) に 1.96 まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和 5 年 (2023 年) で 1.60 となっています。

また、全国平均(1.20)を大きく上回り、昭和 60 年(1985 年)以降 37 年連続で第1位ですが、それでも、平成元年(1989 年)以降は、人口置換水準²である 2.07 を下回る状況が続いています(図表 1-8)。

図表 1-8 合計特殊出生率の推移



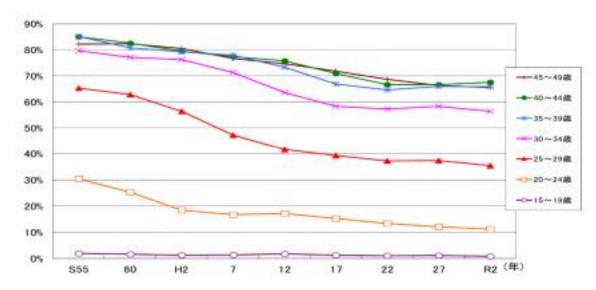
出典:人口動態調査(厚生労働省)

有配偶率³は、昭和 55 年 (1980 年) 以降、ほぼ一貫して低下傾向で推移していましたが、平成 12~27 年 (2000~2015 年) には、25~44 歳においては、横ばいに転じ、45~49 歳で降下、減少傾向となっています (図表 1-9)。

2人口置換水準:社会増減を考慮せずに、人口が増加も減少しない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

³ 有配偶率:人口に対する結婚している者の割合である。

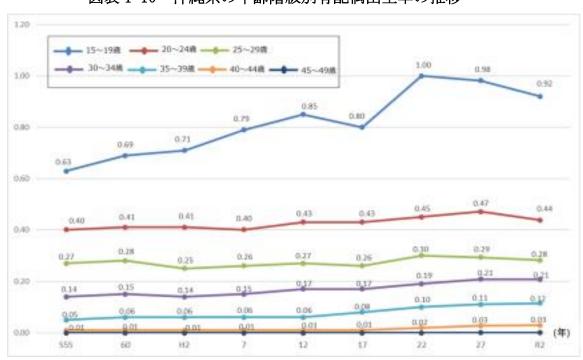
図表 1-9 沖縄県の年齢階級別女性の有配偶率の推移



出典:国勢調査(総務省)

有配偶出生率⁴は、平成 2 年(1990 年)以降、横ばいないしは緩やかな増加傾向で推移しています。15 歳~29 歳は減少傾向にあり、30 歳~44 歳は増加傾向にあります。15 歳~19 歳は近年減少傾向にあるものの、他の年齢階級を上回る状況が続いています(図表 1-10)。

図表 1-10 沖縄県の年齢階級別有配偶出生率の推移

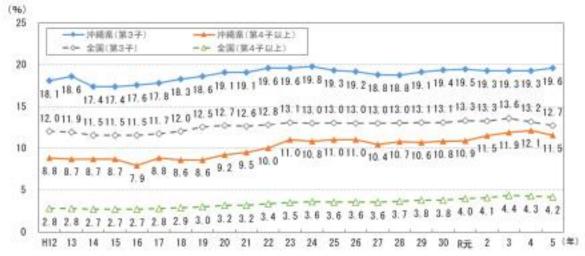


出典: 国勢調査(総務省)、平成27年・令和2年衛生統計年報(沖縄県保健医療介護部)

⁴ 有配偶出生率:ある年の結婚している女性人口千人に対するその年の出生数の割合である。

母親が第3子および第4子以上を出生した割合(第3子と第4子以上の合計)は、全国が約17%(第3子12.7%、第4子4.2%)に対し、沖縄は約31%(第3子19.6%、第4子11.5%)となっており、全国で最も高い状況にあります(図表1-11)。

図表 1-11 出産順位別にみた出生数の構成比の推移

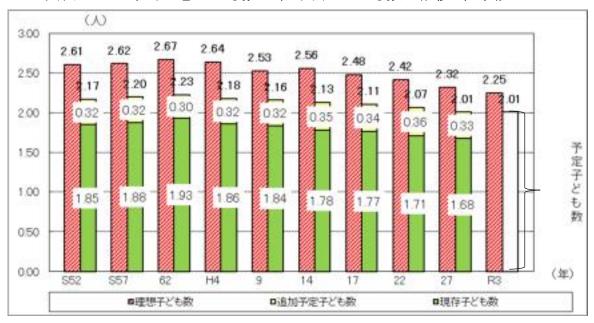


出典:人口動態調査(厚生労働省)

(3) 出生率低下の背景

夫婦が理想的と考えるこどもの数は全国的に減少傾向にあり、また、実際にもつ予定のこどもの数は、理想のこども数よりも少なくなっています(図表 1-12)。国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想のこども数をもたない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています(図表 1-13)。

図表 1-12 平均理想こども数と平均予定こども数の推移(全国)



※令和3年の追加予定こども数並びに現存こども数は未公表(※予定こども数のみ公表されている。)

出典:令和3年度現代日本の結婚と出産-第 16 回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)報告書-(国立社会保障・人口問題研究所)

図表 1-13 理想のこども数を持たない最大の理由(全国)

(N=854、複数回答)

	剎	Y 済的理	±	年齢	・身体的	理由	育児負	担	夫に	-関する理	里由	その他
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	家が狭いから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	高年齢で生むのはいやだから	ほしいけれどもできないから	健康上の理由から	肉体的負担に耐えられないからこれ以上、育児の心理的、	夫の家事・育児への協力が得られないから	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
回答数	449	80	135	345	204	149	196	98	76	57	43	70
割合 (%)	52.6	9. 4	15.8	40. 4	23. 9	17. 4	23. 0	11.5	6. 7	8.9	5. 0	8. 2

出典:令和3年度現代日本の結婚と出産一第 16 回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査)報告書- (国立社会保障・人口問題研究所)

2 子育て環境の現状と課題

(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組

子ども・子育て支援については、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 (2015 年) 4月に施行されました。

市町村においては、新制度に基づき、地域の子育て家庭の状況や支援ニーズを踏まえ「市町村子ども・子育て支援事業計画」が策定され、乳幼児の教育・保育及び子ども・子育て支援が総合的に進められ、国と県は、市町村の取組を制度面、財政面から重層的に支援してきたところです。

これらの取組により、幼稚園、保育所の他、認定こども園や地域型保育事業などの多様な教育・保育の場、一時預かりや病児保育、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援が整備され、地域の実情や保護者のニーズに応じた選択が可能となりました。

令和元年(2019 年) 10 月には、少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減の観点から、子ども・子育て支援法が一部改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」、「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

無償化に伴う教育・保育ニーズの高まりに伴う待機児童の増加等に対応するため、市町村においては、地域の実情に応じて保育所等の整備が進められたものの、保育士の確保が課題となり解消には至っていないことから、県においては、保育士の安定的確保に向け、新規保育士の確保や潜在保育士の就労支援、賃金改善等による保育士の処遇改善など保育人材の確保に向けた取組を進めています。

(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題

ア現状

保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分が共有 化されており、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの養護と教育 が一体となった保育が行われています。

本県の待機児童数は、平成 27 年 (2015 年) のピーク時の 2,591 人から令和 6 年 (2024 年) の 356 人と年々減少していますが東京に次いで多く、保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。

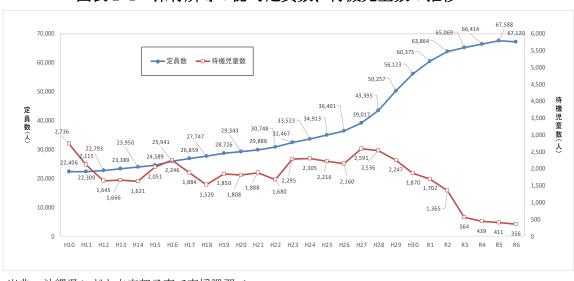
また、少子化傾向が進行する中、女性の社会進出による経済社会の活性化の 観点から仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められるとともに、国に おいては、就労要件を問わず未就学のこどもを保育所等に預けられるようにす る「こども誰でも通園制度」の本格的施行に向けた取組が進められていること から、地域における保育サービスのニーズはより一層高くなるものと考えられ ます。

さらに、これまで 11 時間開所に加え、延長保育等を実施してきており、今 後より多様化する保育ニーズに適切に対応していく必要があります。

県では、待機児童解消を図るため、保育所等の施設整備や保育士確保に向け た取組、地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の 取組を支援してきたところです。

課題 イ

令和6年(2024年) 4月時点で、保育所等の数は892か所、認可定員数は6 万7.120人となっており、多くの市町村において一定程度整備が進められてき た結果、待機児童数は356人と9年連続で減少したものの、全国2位と解消に 至っておらず、その背景には保育士の確保が課題となっています(図表 2-1)。



図表 2-1 保育所等の認可定員数、待機児童数の推移

出典:沖縄県こども未来部子育て支援課調べ

(3) 保育士の育成・確保の現状と課題

ア 現状

保育士については、毎年1千人を超える新規登録があり、登録件数は増加し、 令和6年度(2024年度)時点で2万9,633人が登録されています。

保育士試験については、全国統一試験が平成28年(2016年)から年2回行

20

1 2

3

4 5

7

6

8 9

10 11

12

14

13

15 16

17

18

19

20

21 22

23

24

われるようになり、平成 29 年 (2017 年) からは沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島においても実施されており、加えて、県においては、令和4年から国家戦略特区制度を活用して、地域限定保育士制度の運用を開始し、保育士資格を取得しやすい環境整備に取り組んできたところです。

保育士の有効求人倍率は、令和5年(2023年)4月時点で、全国2.15倍に対し、本県は2.89倍と高く、保育従事者数については毎年増加しているものの、1万1,980(常勤換算)人に留まっており、県内保育所等の21.7%にあたる192施設において、定員に必要な保育士420人が確保できず、1,680人の受入枠が活用できていません。

1 2

イ 課題

全国的には保育士は重い責任に見合わない低賃金が要因で人手不足となっていると言われており、県においては、保育士の確保に当たって、保育士の育成や潜在保育士の保育現場への就労支援、賃金等の処遇や労働環境の改善等に取り組んできたところですが、今後はこれらの取組に加え、賃金等の処遇改善に投じられている公費の効果が確認できるよう費用の使途の見える化や、定着の課題となっている職場環境の改善等の取組も必要になっています。

(4) 幼稚園等の利用の現状と課題

ア現状

幼稚園等において豊かなこどもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び幼 保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性や発達に配慮 しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表 現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代に小学校に併設された歴史的背景や、昭和 42 年(1967 年)の幼稚園教育振興法制定後に5歳児の就園を目標とし全小学校に設置されたこと等から、5歳児の幼稚園就園率は、全国と比較して高い状況にありました。

平成 28 年度(2016年度)から、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まりました。

公立幼稚園の数は、令和6年度(2024年度)現在119園(うち休園24園) となっており、平成27年度(2015年度)の240園(うち休園3園)の半数程度に減少しました。

令和5年度(2023年度)現在、公立幼稚園における複数年保育は、3年保育が12%、2年保育が51%、1年保育が37%となっており、預かり保育は、地

1 域の実態に応じて78%の園で実施されています。

公立幼稚園は、幼稚園教育要領に則った教育がなされ、隣接する小学校との交流・連携を図りやすい環境にあります。その強みを保ちつつ、複数年保育の実施、預かり保育の実施、認定こども園への移行については、教育基本法に示されている幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備という点を踏まえ、地域ごとの実情に合わせて実施する必要があります。

私立幼稚園については、令和6年度(2024年度)現在30園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基本としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されています。また、すべての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3年保育も97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組まれています。

私立幼稚園は、基本的に県所管となっていますが、平成 27 年度 (2015 年度) 以降は、創設された子ども・子育て支援新制度により、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能となり、本県においては、平成 25 年度 (2013 年度) 時点で 34 園あった私立幼稚園のうち、令和 6 年度 (2024 年度) 現在、22 園が新制度へ移行しています。

新制度移行にあたり、市町村において、状況把握、関係構築等が図られ、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等が行われています。また、令和元年(2019 年)10月より幼児教育・保育の無償化において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされ、市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与がなされています。

本県の認定こども園は、令和6年(2024年)4月時点で、那覇市や浦添市など23市町村において、239施設が設置され、定員28,305人となっています。 うち、幼保連携型が159施設で、定員18,704人となっており、教育と保育が一体的に行われています。

イ 課題

幼稚園等において、引き続き教育と保育が適切に実施されるよう、運営等に 係る支援を行っていく必要があります。

また、離島の一部の市町村においては、公立幼稚園教諭の安定的な確保が課題となっています。

(5) 放課後児童クラブの現状と課題

ア・現状

放課後児童クラブは、児童福祉法の改正に伴う法定化以降、急速に整備が進められ、平成 24 年度(2012 年度)以降は公的施設を活用した施設整備や環境

改善等を推進してきました。

令和6年度(2024年度)の沖縄県内の放課後児童クラブの設置数及び登録児童数は、625か所2万6,570人となっており、平成30年度(2018年度)の452か所1万9,324人と比較して173か所7,246人増加しています。また、令和6年度(2024年度)の待機児童数は917人となっており、平成30年度(2018年度)の760人と比較して157人増加しています。

放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、待機児童(利用できなかった児童)数が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用したクラブが多いことから、利用料も割高となっています。

県においては、これまで市町村が行う公的施設を活用したクラブの施設整備 や運営費等に対する支援等に取り組んできた結果、クラブは着実に増加し、利 用料の平均月額は令和5年度が9,162円と平成24年度(2012年度)から 1,549円の低減となっています。

イ 課題

1 2

待機児童への対応、利用料低減に向けては、公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備の促進等に取り組む必要があります。また、クラブの増加に伴い人材確保に取り組む必要があります。

(6) 認可外保育施設の現状と課題

ア現状

認可外保育施設は、保育所へ入所できなかった児童の保護者だけでなく、年度途中の児童の受け入れや保育時間等への柔軟な対応、特色ある教育方針など、保護者の多様なニーズに対応してきました。認可外保育施設が指導監督基準を達成し保育の質を確保した上で、保護者の多様な保育ニーズに対応していくため、県においては、これまで指導監督基準の達成・維持に必要な施設改修費や入所児童の処遇改善のための給食費の支援などに取り組んできたところです。

イ 課題

令和元年(2019 年) 10 月の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設においても、無償化の対象となっていましたが、当該措置が令和6年(2024年) 9月までの経過措置であり、同年 10 月以降は指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象外となったことから、指導監督基準の達成に向けた取組が必要となります。

(7) 障害を持つこども・医療的ケアを必要とするこどもへの支援の現状と課題 ア 現状

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築が求められます。

各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくいと言われており、各関係機関で引継ぎに関しての連携が十分でないことや、現場の担当に一任されているなど、十分な連携体制が構築されていない状況があります。

在宅療養を行う医療的ケア児等の家族に対しては、相談窓口等について情報の不足や医療的ケアの知識及び手技に関する不安、在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足とサービスの地域格差、行政機関内及び他機関間の連携不足などが課題としてあげられます。

本県における医療的ケア児の数は、令和6年(2024年)4月現在で543人となっており、医療的ケア児やその家族などからの相談に総合的に対応する「沖縄県医療的ケア児支援センター」を令和5年(2023年)7月に開設しました。同センターには医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族からの相談への対応の他、多機関にまたがる支援の調整、専門性の高い相談に対する助言など、市町村等と連携して、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

イ 課題

1 2

医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実させる必要があり、受入事業所等の確保を含めたサービスの提供体制が課題となっており、重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスについては、地域により十分に確保されていない状況があります。

難聴児への支援については、保健・医療・福祉・教育部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報が行き届いていない等の課題があることから、難聴児支援のための体制の確保を進める必要があります。

発達障害児を取り巻く環境は、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な 支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になるこどもへの対応、一貫 した支援を実施するために必要な各関係機関のつなぎ支援等に課題があることから、人材育成や支援体制の整備等に取り組む必要があります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所があるなど、質の確保にも取り組む必要があります。

1 2

(8) 保幼こ小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状 と課題

ア現状

県は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を図ることを目的として、平成25年(2013年)2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を提唱してきました。

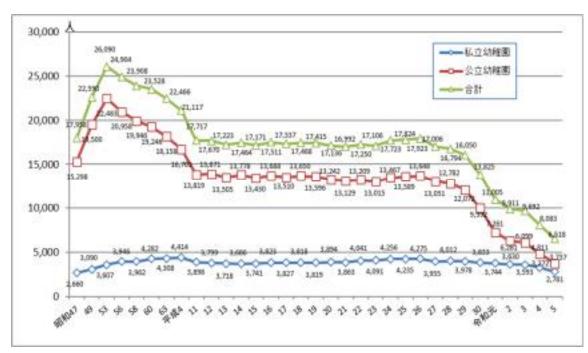
保幼こ小連携(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がつながり、こどもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動)に当たっては、すべての就学前施設と小学校における架け橋期のカリキュラムの充実、幼児教育施設等と小学校の縦の連携、幼児教育施設等間の横の連携等が重要となっています。

国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年(2019 年)10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化することとしています。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」、「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

イ 課題

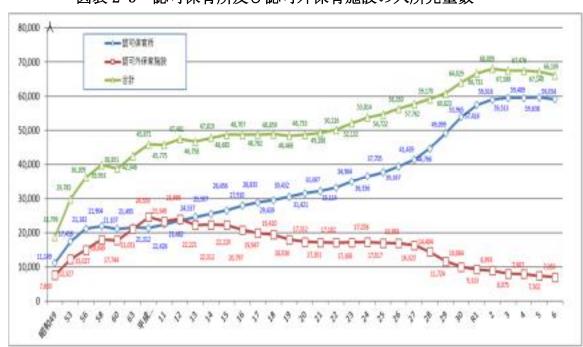
子ども・子育て支援新制度が導入され、幼児教育・保育の無償化が実施される中において、こうした本県の乳幼児期の教育・保育の現状と課題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいるこどもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。

図表 2-2 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数



出典:沖縄県こども未来部子育て支援課調べ

図表 2-3 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数



出典:沖縄県こども未来部子育て支援課調べ

※1:認可保育所は昭和58年度まで入所定員、以後は入所児童数

※2:認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組

平成18年(2006年)、経済協力開発機構(OECD)が、日本のこどもの貧困率の上昇などを報告して以降、沖縄県でもこどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年(2016年)、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。

本県では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年(2016年)3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画(第1期)」を策定し、国・県・市町村の連携の下、こどもの居場所づくりなど、地域の実情に応じた施策を実施するとともに、同計画に基づくこどもの貧困対策を推進するため30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置しました。また、同年、県民一体となったこどもの貧困対策を推進するため「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し県民運動として対策に取り組んできました。

平成 28 年度 (2016 年度) から令和 3 年度 (2021 年度) までの 6 年間、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づき、各施策に取り組んだことにより、困窮世帯の割合の低下、正規雇用者の割合の増加、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇など一定の成果が見られました。

令和4年(2022年)3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画(第2期)」を 策定し、こどもの権利条約や子どもの権利尊重条例の精神に則り、こどもの「将 来」だけでなく「現在」に向けた対策として、こどもの貧困対策を総合的に推進 するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響、幼児教 育・高等教育無償化の開始、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが 難しいこどもなど、新たな課題に対応する施策にも取り組んでおります。

また、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を積み増し総額 60 億円に増額する とともに、設置期間を令和 13 年度 (2031 年度) まで延長し、県と市町村が連携 して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に取り組んでいます。

1

2

3

4

5

7

8

9

10

11

1213

14

1516

17

1819

20

21

2223

24

25

2627

28

2930

31

32

3334

35

(2) 経済的な困難を有するこどもの状況

ア現状

① 困窮世帯の割合

令和4年(2022年)国民生活基礎調査の結果によると、全国のこどもの貧困率は11.5%で、前回(2019年)調査から0.3ポイント改善しているものの、

3

567

8

1011

1213

14

1516

1718

19

20

にあると言われています。

8人に1人のこどもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態

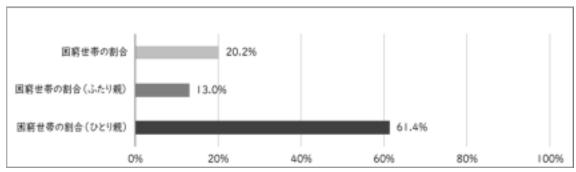
また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は 44.5%と非常に高い水準となっています。

一方、令和5年度に実施した沖縄子ども調査においては、困窮世帯の割合は20.2%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合については61.4%と、前回(令和3年度)調査からそれぞれ3ポイント、1.9ポイント低下したものの、非常に高い水準となっており、物価高騰により実質賃金が低下していることも考慮する必要があります(図表3-1)。

なお、沖縄子ども調査においては、調査票における世帯の人数と世帯収入 (税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入)から等価可処分所得(世 帯の可処分所得(手取り収入)を世帯人数の平方根で割った額)を算出し、 貧困線をもとに困窮程度を区分しています。

区分の名称	貧困線をベースにした額	(参考) 4人世帯の場合の年収
困窮世帯	130 万円未満	年収 260 万円未満
一般世帯	130 万円以上	年収 260 万円以上

図表 3-1 困窮世帯の割合



出典:令和5年度沖縄子ども調査(0~17歳調査)(沖縄県こども未来部)

2122

<貧困の概念>

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や 医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであ り、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」 を満たす程度の生活水準以下と解されています。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものです。

- 我が国の「こどもの貧困率」は、こども全体に占める等価可処分所 得が「貧困線」に満たないこどもの割合をいいます(相対的貧困率)。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

3

4

6

② 生活の状況

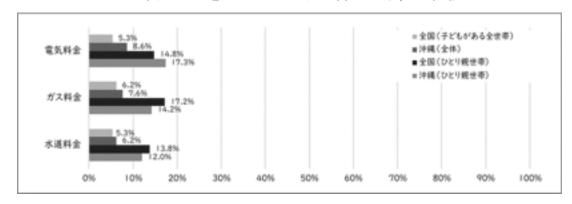
過去1年間に、電気・ガス・水道料金を滞納した経験について、全世帯では全国に比べて沖縄県のほうが、割合が高く、ひとり親世帯では、電気料金を除き、沖縄県が低くなっています(図表 3-2)。

食料や衣服が買えなかった経験については、沖縄県は全世帯、ひとり親世帯ともに全国に比べて高くなっています(図表 3-3)。

7 8

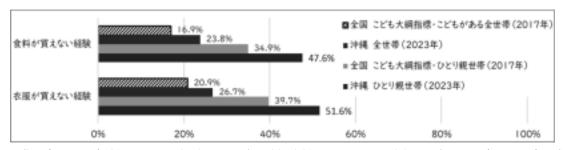
9

図表 3-2 電気・ガス・水道料金の未払い経験



10 11

図表 3-3 食料・衣服が買えなかった経験



1213

出典:令和5年度沖縄子ども調査(0~17歳調査)(沖縄県こども未来部)、平成29年度生活と支え合いに関する調査(特別集計)(国立社会保障・人口問題研究所)

1415

「過去1年間に、病院等でこどもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」割合は、困窮世帯が 25.7%と一般世帯に比べて高くなっており (図表 3-4)、また、経済的な理由により病院等を受診できなかった経験も、47.6%と困窮世帯で高くなっていますが (図表 3-5)、前回 (令和

17 18

3

5

7

8 9 10

1213

11

1516

14

1718

19

20

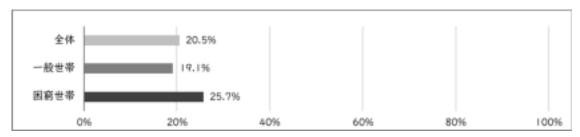
21

2223

242526

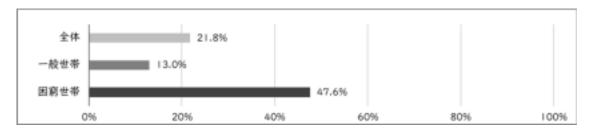
3年度)調査からそれぞれ6.7ポイント、3ポイント低下しています。

図表 3-4 こどもを病院等で受診させた方がよいと思ったが、受診させなかった経験



出典:令和5年度沖縄子ども調査(0~17歳調査)(沖縄県こども未来部)

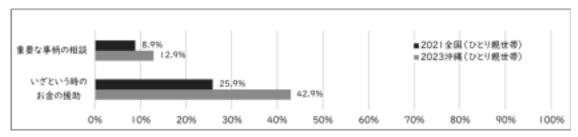
図表 3-5 経済的な理由により病院等を受診できなかった経験



出典:令和5年度沖縄子ども調査(0~17歳調査)(沖縄県こども未来部)

子育てなどの悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人がいないひとり 親世帯の保護者の割合は、「重要な事柄の相談」で 12.9% (全国 8.9%)、「いざという時のお金の援助」で 42.9% (全国 25.9%) と全国に比べて高くなっています (図表 3-6)。

図表 3-6 頼れる人がいない割合



出典:令和5年度沖縄子ども調査(0~17歳調査)(沖縄県こども未来部)

③ 物価高騰による影響

物価高騰は、経済、生活等様々な面で影響を及ぼしており、その長期化が 懸念され、特に、子育て世帯、低所得世帯への影響が大きいと考えられます。 令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、母子世帯では 95.4%、養 育者世帯では 98.6%が、生活が苦しくなったと感じており物価高騰の影響を 示す結果となっています。

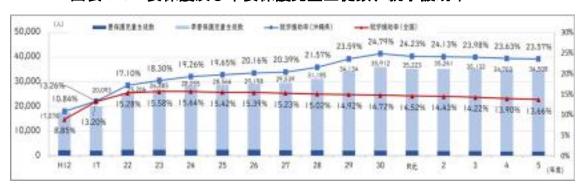
1 2

④ 就学援助を受けた児童生徒

沖縄県における就学援助対象児童生徒数 (要保護・準要保護児童生徒) は、 平成 12 年度 (2000 年度) 1 万 7,578 人 (全国 98 万 1,153 人) から、令和 5 年度 (2023 年度) 3 万 4,508 人 (全国 121 万 8,340 人)、就学援助率は、平成 12 年度 (2000 年度) 10.84% (全国 8.85%) から令和 5 年度 (2023 年度)

23.57% (全国 13.66%) と平成 12 年度 (2000 年度) と比べて約 2.2 倍 (全国約 1.5 倍) となっており、47 都道府県で比較すると令和 5 年度 (2023 年度) は、2 位となっています (図表 3-7)。

図表 3-7 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率



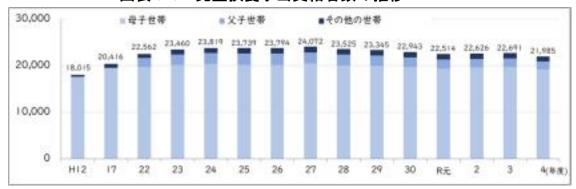
出典:要保護および準要保護児童生徒数(文部科学省)

※準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度(2005 年度)から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施している。

⑤ 児童扶養手当受給者数

沖縄県における児童扶養手当の受給者数については、平成 12 年度 (2000 年度) 18,015 人 (全国 708,395 人) から、令和 4 年度 (2022 年度) 21,985 人 (全国 817,967 人) となっています (図表 3-8)。

図表 3-8 児童扶養手当受給者数の推移



出典:福祉行政報告例(厚生労働省)

イ 課題

困窮世帯の割合については、一時、新型コロナウイルス感染症の影響による 悪化が見られたものの、低下傾向にあり、一定の成果が見られていますが、国際情勢などの影響による物価高騰は県民生活に影響を及ぼし、特に困窮世帯の 生活は深刻な状況となっており、引き続き、これまでの施策の充実に取り組む ほか、重要性を増した課題や新たな課題に対応した施策を展開する必要があり ます。

これまで、乳幼児期からこどもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援につなげる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につながっていないこどもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要があります。

こどもが安全・安心して過ごせるこどもの居場所づくりが進んでいない地域があることから、こどもの居場所やこども食堂など、困窮世帯のこどもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいくとともに、こどもの状況に応じた必要な支援や機能を分析・整理し、居場所等の持続的な運営を図っていく必要があります。また、地域格差が生じないよう、こどもへの相談支援機能の充実を図る必要があり、中間支援組織等と連携した包摂的な支援に取り組む必要があります。

こどもの貧困対策支援員については、人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域があるため、支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や定着、処遇改善に向けた環境づくりに取り組む必要があります。

支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要があります。

学用品費や給食費等を助成する就学援助制度については、必要な児童生徒に 対し援助が届くよう、引き続き、市町村間の情報共有や意見交換を通じ、制度 の充実や効果的な実施に取り組んでいく必要があります。

5

6

7

8

9

10

11

(3) 教育環境

現状 ア

① 進学率

100%

令和6年(2024年)3月卒業者の沖縄県の高等学校等進学率は97.0%で、 全国平均より 1.6 ポイント低くなっており、10 年間の推移では上昇傾向にあ ります (図表 3-9)。また、令和6年(2024年)3月卒業者の沖縄県の大学等 進学率は46.7%となっており、上昇傾向にありますが、全国順位は47位とな っています(図表 3-10)。

12 13

14

図表 3-9 高等学校等進学率

15 16

17 18

19 20

21 22

23

24 25

26 27

28

29

> 34 35

> 36

出典:学校基本調査(文部科学省)

※1: 高等学校(全日制課程、定時制課程)卒業者の進学率

97.69 98.09 98.29 98.39 98.49 98.49 98.59 98.79 98.89 98.89 98.81 98.81 98.89 98.89 98.89 98.6% 95.5% 97.5% 97.0% 97.4% 97.5% 97,7% 96,4% 96,9% 97.3% 96.0%

95% 94.3% 沖縄県 全国 92,7% 90% 6(#·#

出典:学校基本調查(文部科学省)

※1:中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程)卒業者の進学率

※2:高等学校等は、高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程 の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科

図表 3-10 大学等進学率



1

4

6 7 8

9

10

11

12 13 14

15

16

17

18 19

20 21

22

※2:大学等は、大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放 送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)、及び特別支援学校高等部 (専攻科)

生活保護世帯に属するこどもの進学率 **(2**)

令和4年(2022年)3月卒業者の生活保護世帯のこどもの高等学校進学率 は 87.6%と全国平均 (93.8%) を下回っていますが (図表 3-11)、大学等進 学率は 49.3%と上昇傾向にあり、全国平均(42.4%)を上回っています(図 表 3-12)。

図表 3-11 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



出典:就労支援等調査(厚生労働省)

※:高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、及び学 校教育法に基づく専修学校の高等課程

図表 3-12 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



出典:就労支援等調査(厚生労働省)、全世帯は、学校基本調査(文部科学省)

※1:大学等は、大学、短期大学、並びに学校教育法に基づく専修学校及び各種学校

※2:就労支援等調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注 意が必要である。

3 4 5

5 6

789



10





17 18

1920

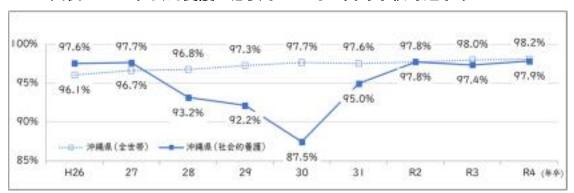
21

22

③ 社会的養護が必要なこどもの進学率

令和4年(2022年)3月卒業者の社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率は97.9%(図表 3-13)、大学等進学率は58.6%(図表 3-14)となっており、高等学校等進学率は沖縄県(全世帯)平均程度に達しています。

図表 3-13 社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率



出典:社会的養護の現況に関する調査(厚生労働省)、全世帯は、学校基本調査(文部科学省)

※1: 高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

※2:社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親(ファミリーホームを含む。)で養育を受けた児童

※3:社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

図表 3-14 社会的養護が必要なこどもの大学等進学率



23

出典: 社会的養護の現況に関する調査(厚生労働省)、全世帯は、学校基本調査(文部科学省)

2425

※1:大学等は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

26

※2:社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、里親(ファミリーホームを含む。)で養育を受けた児童

2728

※3:社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較

することには注意が必要である。

イ 課題

全国学力・学習状況調査等の結果、小学生、中学生ともに、全国水準を維持していますが、全国平均正答率を下回るなど学習理解の面で課題があることから、確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要があります。

こどもに対する学習支援について、低所得世帯のこどもの学習習慣定着、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んでいく必要があります。

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就 学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むと ともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要が あります。

低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差の是正に取り組んでいく必要があります。

(4) 養育環境

ア現状

① 婚姻

沖縄県における令和5年(2023年)の初婚総数に占める19歳以下の割合は、夫2.6%(図表3-15)、妻3.2%(図表3-16)で、全国平均を大きく上回る水準となっており、こどもの貧困率は親の年齢階層によって大きな差があり、親の年齢が低い場合にこどもの貧困のリスクが高くなるとの研究結果があります。

図表 3-15 初婚総数に占める 19 歳以下の割合 (夫)



出典:人口動態統計(厚生労働省)

図表 3-16 初婚総数に占める 19 歳以下の割合(妻)

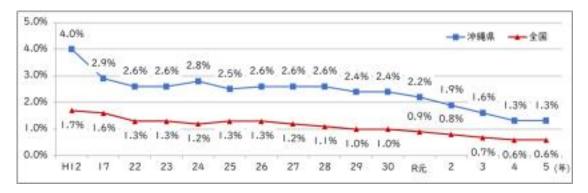


出典:人口動態統計(厚生労働省)

② 10代の出生

沖縄県における令和 5 年 (2023 年) の 10 代の出生数は 165 人 (全国 4,352 人)、10 代の出生割合は 1.3% (全国 0.6%) で、全国の約 2.2 倍の水準となっています (図表 3-17)。

図表 3-17 10 代の出生割合



出典:人口動態統計(厚生労働省)

2.36

1.57

2

2.2

1.5

3

2.13

1.47

1.52

5 (年)

③ 乳幼児の健康診査

沖縄県の令和4年度(2022年度)の乳幼児健康診査の受診率(3歳児)は87.9%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の影響が見られ、令和元年度(2019年度)からは減少したものの、平成25年度(2013年度)からは改善傾向が見られます(図表3-18)。

5 6

7

1 2

3

4

図表 3-18 乳幼児健康診査の受診率(3歳児)



沖縄県の令和5年(2023年)の人口千人当たりの離婚率は2.2件(全国

8 9

出典:地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

1011

4 離婚

1.0

HIZ

121314

1.52 件) となっており、令和2年(2020年) から減少傾向にあるものの、全国1位の状況が続いています(図表 3-19)。

1617

15

図表 3-19 年次別離婚率

18 19

20

21

23

25

26

2223

24

出典:人口動態統計(厚生労働省)

22

17

25

26

27

28

29

⑤ 20歳未満世帯員のいるひとり親世帯数

20 歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、平成 17 年 (2005 年) 以降減少し令和 2 年 (2020 年) には、2 万 582 世帯となっています。20 歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっており、令和

1.7

★ 全国

1.68

30

1.69

R元

2年(2020年)は12.6%(全国8.8%)となっています(図表3-20)。

図表 3-20 20 歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数

(世帯)

		H7	12	17	22	27	R2
20歳未満世帯員のいる一般世帯数		183,941	179,874	178,230	171,096	168,694	163,708
20歳未満の子どものいるひとり親世帯数		20,120	22,034	24,651	23,464	23,057	20,582
	母子世帯数	15,676	17,678	20,020	19,294	19,358	17,596
	父子世帯数	4,444	4,356	4,631	4,170	3,699	2,986
20歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合		10.9%	12.2%	13.8%	13.7%	13.7%	12.6%

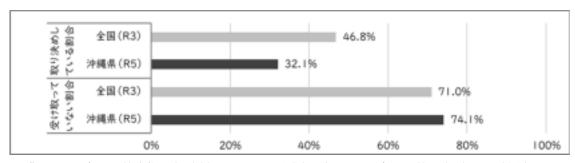
出典:国勢調査(総務省)

※「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満のこども及び他の世帯員(20歳以上のこどもを除く。)から成る世帯をいう。

⑥ 養育費の取り決め

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、母子世帯の養育費の取り決めをしている割合は32.1%となっており、令和3年度(2021年度)の全国における割合46.8%と比べて低い割合となっています。また、母子世帯が養育費を受け取っていない割合は74.1%で、令和3年度(2021年度)の全国における割合71.0%と比べて高い割合となっています(図表3-21)。

図表 3-21 母子世帯の養育費の取り決めをしている割合/養育費を受け取っていない割合



出典:ひとり親世帯等実態調査(沖縄県こども未来部)、全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)

イ 課題

妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、支援に関わる人材の確保及び資質向上に取り組む必要があります。

また、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、 養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、 積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化する必要がありま す。

乳幼児健康診査の受診率については、新型コロナウイルスの影響による受診 抑制の影響で後退したものの中期的には改善傾向が見られます。しかし、全国 平均と比較して依然として低い状況となっていることから、未受診者への対応 について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要があります。

本県では、ひとり親や若年出産が多いことから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があることを踏まえ、ゆいはあと事業など様々な施策展開がなされていますが、これらの事業を支える人材の育成が課題となっており、母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要があります。

専門的な個別支援を必要とするこどもの居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要があります。また、予期せぬ妊娠や若年妊娠を未然に防ぐため、性に関する正しい知識の習得や、性に関する悩みの相談対応に取り組む必要があります。

1 2

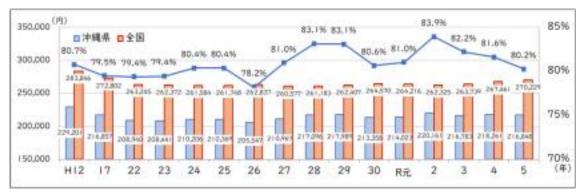
(5) 雇用環境

ア現状

給与

県内の労働者におけるきまって支給する現金給与(月額)は、平成22年(2010年)208,940円(全国263,245円)から、令和5年(2023年)216,848円(全国270,229円)と増加傾向にありますが、全国平均の約8割の水準にとどまっています(図表3-22)。

図表 3-22 きまって支給する現金給与額(月額)



完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響により上昇し、令和3年

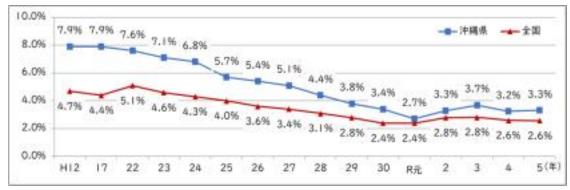
(2021年)には3.7%(全国2.8%)となりましたが、その後改善し、令和5

出典:每月勤労統計調査地方調査(厚生労働省、沖縄県企画部)

② 完全失業率

図表 3-23 完全失業率

年(2023年)は3.3%(全国2.6%)となっています(図表3-23)。

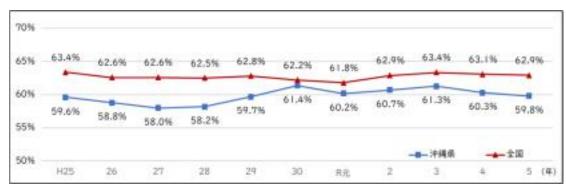


出典: 労働力調査(総務省、沖縄県企画部)

③ 正規雇用者の割合

正規雇用者の割合は、令和2年(2020年)の60.7%(全国62.9%)から令 和5年(2023年)には59.8%(全国62.9%)と、横ばいで推移しています (図表 3-24)。

図表 3-24 正規雇用者の割合



出典: 労働力調査(総務省、沖縄県企画部)

3

5

6

7

2

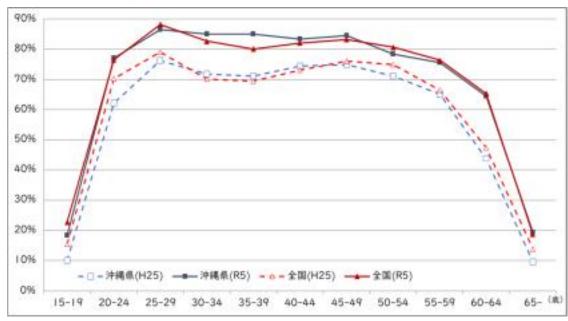
④ 女性の労働参加率

女性の労働参加率は、上昇傾向で推移し、全国と同程度です。女性の年齢階級別労働参加率を見ると、全体的に上昇しており、結婚、出産・子育て期に労働参加率が低下する、いわゆるM字カーブについて、沖縄県においては、ほぼ解消されつつあります(図表 3-25)。

8

10

図表 3-25 女性の年齢階級別労働参加率



出典: 労働力調査(総務省、沖縄県企画部)

12

13

14

11

⑤ ひとり親世帯の雇用環境

15 収入は、平成 30 年 (2018 年) の 187 万円から令和 5 年 (2023 年) の 233 万 16 円と 19.7%の増、父子世帯における父親自身の年間収入は、平成 30 年 (2018

ひとり親世帯の年間就労収入について、母子世帯における母親自身の年間

4

5 6 7

8

9

10

11

12 13

14 15

16

17

18

19 20

21 22

23 24

25 26

27

28 29

30

31

年) の 271 万円から令和5年(2023年) の 299 万円と 9.4%増と、いずれの 世帯も増加しています(図表 3-26)。

図表 3-26 ひとり親世帯の自身の年間就労収入

		母子世帯		父子世帯			
	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比	
沖縄	187万円	233万円	19.7%	271万円	299万円	9.4%	
全国	200万円	236万円	15.3%	398万円	496万円	19.8%	
全国比	-6.5%	-1.3%	5.2%	-31.9%	-39.7%	-7.8%	

出典:沖縄県ひとり親世帯等実熊調査(沖縄県こども未来部)、全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)

ひとり親世帯の正規雇用率の割合について、平成30年(2018年)の 51.3%から令和5年(2023年)は51.7%と横ばいとなっています。母子世帯 は、平成30年(2018年)の49.8%から令和5年(2023年)は50.2%、父子 世帯は、平成30年(2018年)の59.1%から令和5年(2023年)は61.5%と なっています(図表 3-27)。

図表 3-27 ひとり親世帯の正規雇用率の割合

		沖縄		全国			
	H30	R5	前回調査比	H28	R3	前回調査比	
母子世帯	49.8%	50.2%	0.4%	44.2%	48.8%	4.6%	
父子世帯	59.1%	61.5%	2.4%	68.2%	69.9%	1.7%	
計	51.3%	51.7%	0.4%	48.3%	51.2%	2.9%	

出典:沖縄県ひとり親世帯等実態調査(沖縄県こども未来部)、全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)

イ 課題

経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭でこど もと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・ 雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者 への就労や学び直しの支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭等の家計の改善については、所得水準の高い職種等への就職・ 転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組 み合わせた取組を拡充する必要があります。

正規雇用を推進する(推進しようとする)企業の求める支援等について把握、 分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改 善等に取り組み、その効果を所得の向上につなげていく必要があります。

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正

1	や休暇の取得促進等、	ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要が
2	あります。	
3		
1		

4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

(1) こども・若者育成に係る本県の取組

日本国憲法及びこどもの権利条約にのっとり、総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22 (2010年)年4月に施行され、同法に基づき平成 25年 (2013年)1月に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を、平成 26年 (2014年)10月に「沖縄県子ども・若者総合相談センター」として「沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae (ソラエ)」を設置し、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生・保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めてきたところです。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等により家庭や地域社会における養育力の低下が指摘され、とりわけ本県では、こどもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があります。十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがあるという認識の下、こどもの権利を普及啓発し、社会全体でこどもの権利と虐待防止の理解を深め、その取組を推進し、虐待からこどもを断固として守り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、令和2年(2020年)3月に子どもの権利尊重条例を制定しました。

(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題

ア 現状

① 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、沖縄県では、児童虐待防止法が施行された平成12年度(2000年度)の275件(全国1万7,725件)から、その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、令和4年度(2022年度)は2,585件(全国21万4,843件)となり、平成12年度(2000年度)と比べて約9.4倍(全国約12.1倍)となっています(図表4-1)。

児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移 図表 4-1



出典:福祉行政報告例(厚生労働省)

② 社会的養護児童数(入所施設措置児童)

社会的養護施設入所児童数は横ばいで推移しており、令和4年度(2022年 度) は519人となっています(図表4-2)。

図表 4-2 社会的養護施設入所児童数の推移

HI2 R元 児童養護施設 乳児院 里親 ファミリーホーム 児童自立支援施設

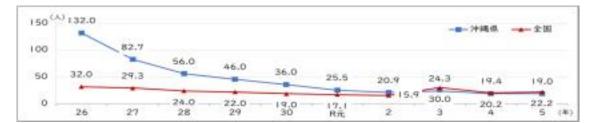
出典:福祉行政報告例(厚生労働省)

不良行為少年補導人員及び刑法犯に占める少年の割合

平成26年(2014年)は43,403人で千人当たり132.0人(全国32.0人)とな っていましたが、令和5年(2023年)は4.383人で千人当たり19.0人(全国 22.2人) と大幅に減少しています(図表 4-3)。

沖縄県における不良行為少年補導人員(19歳以下)は年々減少傾向にあり、

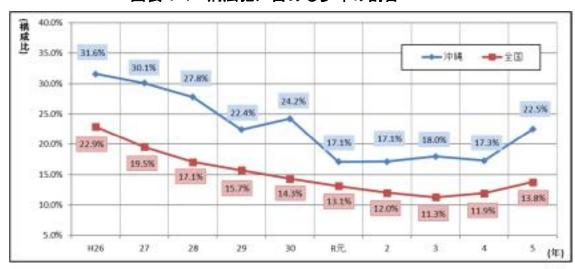
図表 4-3 19 歳以下の少年人ロ千人当たりの不良行為少年補導人員の推移



出典:沖縄県警察本部調べ

 県内の成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合は、平成26年以降、おおむね減少傾向にありますが、令和5年における全刑法犯検挙・補導人員3,284人に占める少年の割合は22.5%で、前年に比べて5.2ポイント増加しているほか、全国平均を8.7ポイント上回り、全国で最も高い割合となっています(図表4-4)。

図表 4-4 刑法犯に占める少年の割合



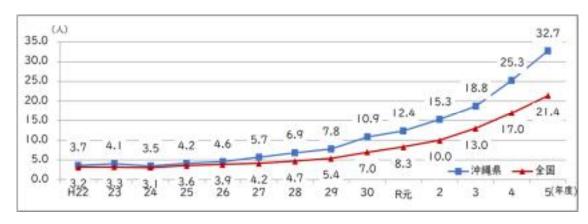
削 法 担 ・被導入員	H26	27	28	29	30	R元	ż	3	4	5
沖縄	3,715	3,545	3,659	3,530	3.297	3,045	2,796	2,682	2.893	3,284
うち少年	1.173	1,067	1,018	792	799	521	479	482	500	740
構成比	31.6%	30.1%	27.8%	22.4%	24.2%	17.1%	17.1%	18.0%	17.3%	22.51
全国	262,961	249,114	234,963	223,314	213,063	198,769	187,668	180,622	175,434	190,526
うち少年	60.207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20.912	26,206
構成比	22.9%	19.5%	17.15	15.7%	14.3%	13.1%	12.0%	11.3%	11.9%	13.89

出典:沖縄県警察本部調べ

④ 不登校児童生徒数

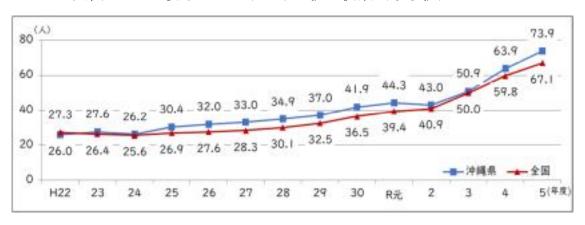
令和5年度(2023年度)の沖縄県の小学校における不登校児童数は3,284人で千人当たり32.7人(全国21.4人)(図表4-5)、中学校における不登校生徒数は3,729人で千人当たり73.9人(全国67.1人)(図表4-6)となっており、全国、沖縄県ともに過去最多を更新しています。

図表 4-5 児童千人当たりの不登校児童数(小学校)



出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成22~27年度))(文部科学省)

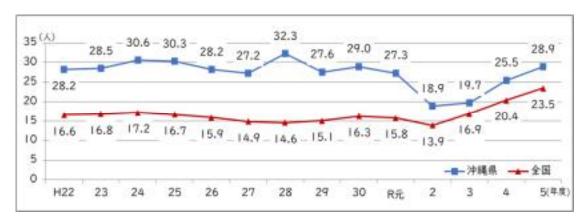
図表 4-6 生徒千人当たりの不登校生徒数(中学校)



出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成22~27 年度))(文部科学省)

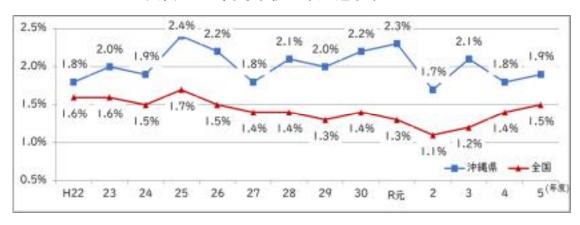
沖縄県の高等学校における令和5年度(2023年度)の不登校生徒数は1,227人で千人当たり28.9人(全国23.5人)となっており、全国的に増加傾向となっています(図表4-7)。また、中途退学率は令和5年度(2023年度)1.9%(全国1.5%)と、依然として全国を上回る水準となっています(図表4-8)。

図表 4-7 生徒千人当たりの不登校生徒数(国公私立高等学校)



出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成22~27年度))(文部科学省)

図表 4-8 高等学校の中途退学率



出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成22~27年度))(文部科学省)

⑤ 進路未決定率

沖縄県における中学校卒業後の進路未決定率は、平成12年(2000年)3月卒業者5.5%(全国1.4%)から、令和6年(2024年)3月卒業者1.8%(全国0.8%)となり、減少傾向にありますが、全国の2倍近くの水準となっています(図表4-9)。

図表 4-9 中学校卒業後の進路未決定率



出典:学校基本調查(文部科学省)

沖縄県における高等学校卒業後の進路未決定率は、平成 12 年 (2000 年) 3 月卒業者 29.0% (全国 10.0%) から、令和 6 年 (2024 年) 3 月卒業者 10.7% (全国 4.5%) となり、減少傾向にありますが、全国の 2 倍以上の水準となっています (図表 4-10)。

図表 4-10 高等学校卒業後の進路未決定率



出典:学校基本調查(文部科学省)

⑥ ひきこもり者数

令和4年度(2022 年度)に実施された内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査結果」によると広義のひきこもり群の割合が 15 歳~39 歳で 2.05%、40歳~64歳が 2.02%となっており、全国推計数は 146万人で、前回調査から増加がみられます。沖縄県においては、15歳~39歳で約 8,000人、40歳~64歳で約 9,700人と合計約 1万7,700人が広義のひきこもり群と推計されます。

国におけるひきこもり支援施策として、平成 21 年度(2009 年度)から都道府県に「ひきこもり地域支援センター」創設事業をスタートさせ、本県においても平成 28 年(2016 年)10 月に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を設置したところです。また、より身近な市町村においても相談窓口が設置

⑦ 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおける相談状況

沖縄県子ども・若者総合相談センター(沖縄県子ども若者みらい相談プラ ザ sorae) では、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上で の困難を有するこども・若者に関する様々な相談に対応し、困難を有するこ ども・若者の個別の状況に応じて適切な支援機関につなぐ役割を担うほか、 必要な助言や情報提供を行っています。

不登校に関する相談が全体の4割程度と最も多く、ニートやひきこもりに 関する相談も、2割弱となっています(図表 4-11)。

図表 4-11 子ども若者みらい相談プラザ sorae 相談者の主訴内容

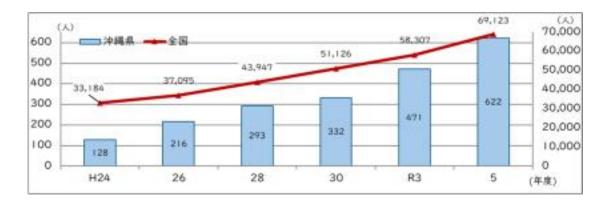
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校	299 (36.6%)	221 (37.9%)	245 (39.2%)	285 (42.2%)	281 (38.4%)
ニート	58 (7.1%)	58 (9.9%)	54 (8.6%)	58 (8.6%)	50 (6.8%)
ひきこもり	53 (6.5%)	45 (7.7%)	55 (8.8%)	51 (7.6%)	59 (8.1%)
その他	406 (49.8%)	259 (44.4%)	271 (43.4%)	281 (41.6%)	342 (46.7%)
計	816	583	625	675	732

出典:沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae 業務実績報告書(沖縄県こども未来部)

⑧ 日本語指導が必要な児童生徒数

日本語指導が必要な児童生徒数については増加傾向にあり、令和5年度は 622人(全国69,123人)となっています(図表4-12)。

図表 4-12 日本語指導が必要な児童生徒数の推移

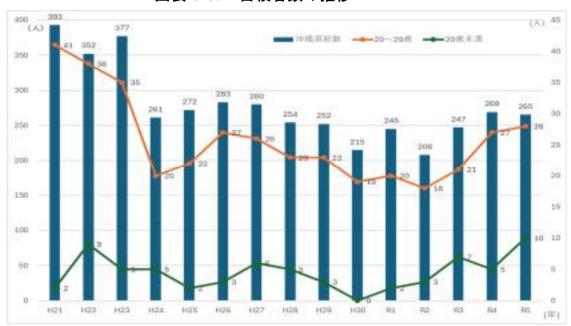


出典:日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)

⑨ こども・若者の自殺者数

沖縄県のこども・若者(30歳未満)の自殺者数は、平成24年以降減少し て推移していましたが、20歳未満は平成30年以降、20歳代(20歳~30歳未 満) は令和2年以降増加傾向にあります(図表 4-13)。

図表 4-13 自殺者数の推移



出典:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

イ 課題

児童虐待については、育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が 持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早 期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協 議会の体制強化を図る必要があります。また、こどもの権利と児童虐待防止に ついての理解を社会全体で深めていく必要があります。

学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の 情報提供が困難です。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの 求職登録や地域若者サポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるた めの取組が必要です。

いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的 な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、支援を行 うスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めていく必要があります。その ため、支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていく ことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望すると

ともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要 があります。

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書(令和3年 11 月)」によると、課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要があります。

不登校の予兆のある気になるこども及び不登校状態のこどもへの支援に加え、 就学に悩んでいるこどもへの相談取組体制の充実を図るため、就学継続を支援 する支援員(心理系・福祉系等)を配置し、校内におけるこどもの相談支援や 家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必 要があります。

複合的な問題や課題を抱えるこども・若者を支援するため、ハローワーク、 地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必 要です。

困難を有するこども・若者に対しては、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する必要があります。

離島地域から高校進学等で島を離れたこどもは新しい環境に適応する際に、 様々な困難を抱えやすい傾向があるため、各関係機関が連携を図り支援してい く必要があります。

児童養護施設等を退所するこどもが、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要があります。 県内に居住する外国につながるこどもと家族が、支援制度の情報を得ることができず、受けることができる必要な支援につながっていない状況があることから、やさしい日本語や多言語による情報提供や、支援機関との連携による情報提供が必要となります。

こども・若者が、誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援が必要となります。

31

1 2

3

4

5

67

8

9

10

11

12

1314

15

16

17

18

19

2021

22

23

24

2526

27

28

29

30

32

33

34

3536

(3) 若年者の就労等状況の現状と課題

ア・現状

① 若年者の就職・離職の状況

沖縄県における新規学卒者内定率は、高卒は、平成22年(2010年)3月卒業者81.8%(全国97.2%)から、令和6年(2024年)3月卒業者99.6%

第2章-4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

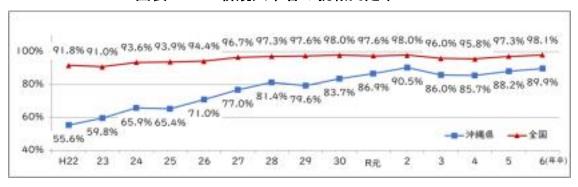
(全国 99.6%) となり(図表 4-14)、大卒は、平成 22 年(2010 年) 3 月卒業者 55.6%(全国 91.8%)から、令和 6 年(2024 年) 3 月卒業者 89.9%(全国 98.1%)と改善しています(図表 4-15)。

図表 4-14 新規高卒者の就職内定率



出典:学卒業務報告(沖縄労働局)

図表 4-15 新規大卒者の就職内定率



出典:学卒業務報告(沖縄労働局)

沖縄県における新規学卒者の1年目離職率は、高卒は、平成22年(2010年)3月卒業者29.5%(全国19.5%)から、令和5年(2023年)3月卒業者26.4%(全国17.4%)となり(図表4-16)、大卒は、平成22年(2010年)3月卒業者25.2%(全国12.5%)から、令和5年(2023年)3月卒業者14.8%(全国10.9%)となり、かつてよりは改善しているものの、この数年は高くなっています(図表4-17)。

図表 4-16 新規学卒者の1年目離職率(高卒)



出典:新規学卒就職者の離職状況(沖縄労働局)

図表 4-17 新規学卒者の1年目離職率(大卒)

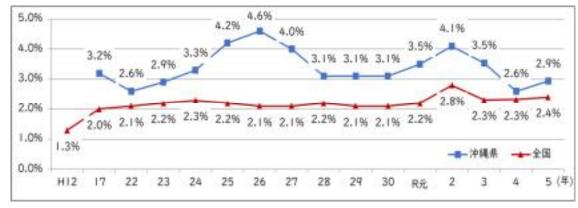


出典:新規学卒就職者の離職状況(沖縄労働局)

② 若年無業者の割合

沖縄県における令和5年(2023年)の若年人口(15~34歳)に占める若年無業者の割合は2.9%(全国2.4%)で、全国に比べてやや高くなっています(図表4-18)。

図表 4-18 若年無業者の割合



出典: 労働力調査(総務省、沖縄県企画部)

イ 課題

高等学校・大学等の就職内定率は、全国と比べて低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も高い状況にあります。自分の個性・特性・性格・能力等を活かした職業を探す力を育むためには、幼児期には「人とかかわること」、小学校段階では「将来の夢を描くことができる」、中学校段階では「自己理解に基づく進路選択ができる」、高校段階では「社会に出る準備ができている」というように、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な取組を行うとともに、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図る必要があります。

離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活 支援を実施する必要があります。

支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者について、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの状況に応じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要があります。

企業側では正規雇用化や採用後の人材育成、若年者が安心して働き続けられる就業環境の整備を行う必要があります。また、ミスマッチ解消に向けて求職者にとって分かりやすい企業情報の積極的な発信を行う必要があります。

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通した重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る必要があります。そのためには、こども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。

このため、次に掲げる施策に取り組みます。

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利に関する周知・啓発 🎎

すべてのこども・若者に対し、県ホームページや県政出前講座等を通して、こども基本法や本計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。

② 人権教育の推進 🏡

学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・ 道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権 意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。

③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築



こどものあらゆる権利が侵害されることがないよう、子どもの権利尊重条例の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。

こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関(社会福祉審議会等)の権

能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

1 2

(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点は、遊びや体験活動にあり、年齢や発達の程度に応じ、地域や成育環境によって格差が生じないよう配慮しつつ、多様な遊びや体験の機会・場を創出することが必要です。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出する必要があります。

さらに、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進すること、また、こどものうちから生じる、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を図るなど、教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深める必要があります。

このため、遊びや体験活動の推進、こどもまんなかまちづくり、こども・若者が活躍できる機会づくり、こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ(男女の性差によって生じる社会的な格差)の解消に取り組みます。

ア 遊びや体験活動の推進



健やかな成長につながる、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、 次に掲げる施策を推進します。

一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。また、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実や、社会教育指導者等の資質向上等に取り組むとともに、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・

芸術活動の推進に取り組みます。

2

4

5

6

7

8

9

1

イ こどもまんなかまちづくり 🎾

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものためのまちづくりを推進する ため、こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができる よう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空 間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組みます。また、既存公共施設 及び公用施設において、こども・子育て支援機能の強化及びユニバーサルデ ザイン化のため、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく各個別施設計画等 において必要な対応を定め、施設整備に取り組みます。

1011

12

13

14

15

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

1617

18

19

20

21

22

23

24

25

26

① キャリア教育の推進

=0

こども・若者が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き 方を実現していくため、一人ひとりが社会的・職業的な自立に向けた目的意 識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼 児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組みます。 学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携 した体験的活動を通じた学びを実践し、「キャリア・パスポート」を活用し て学びをつなぐことで、「人間関係形成・社会形成能力:かかわる力」、「自 己理解・自己管理能力:ふり返る力」、「課題対応力:やりぬく力」、「キャリ アプランニング能力:みとおす力」の育成に取り組みます。

2728

29

30

31

32

33

3435

36

② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進



グローバル化が進展する現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ 多種多様な人々との接点が多くなることから、異なる言語や多様な文化、価値観を正しく理解し、互いを尊重する国際理解教育の充実と多文化共生の考え方に基づく教育の充実、外国語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、県内に居住する外国につながるこどもや家族のためのやさしい日本語の活用に取り組みます。

外国と深い関わりのある沖縄科学技術大学院大学(以下「OIST」という。)やJICA沖縄等との連携や、多様な分野における諸外国への留学や

3 4

5 6

7

8

9 10

11 12

13 14

15 16

17 18

19 20

21 22

23 24

25 26

27 28

29 30

31

32

33

34

35 36 研修生の海外派遣、帰国・外国人児童生徒等の円滑な受入などにより、県系 人社会を含めた国際交流の充実を図り、国際的な視野を持ち、創造性豊かで グローバルに活躍できる人材の育成に取り組みます。

多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国語 教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手(ALT)の 活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教育における外 国語教育の充実改善に取り組みます。

③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進



持続可能な社会の創り手の育成を目ざし、SDG s 実現の担い手に必要な 資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施します。身近な地域の暮ら しを学習する中で、こどもが、平和、環境、国際理解、エネルギー、人権学 習等の持続可能な発展に関わる諸問題に関心を持ち、こども自身で考え、実 践につなげる教育(ESD)の推進に取り組みます。

④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進



経済のグローバル化、AIやIoT等の先端技術による第4次産業革命な ど、社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材の育成に向けて、 科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算数・数学教育のための各種設備 を整備し、科学・理数教育の推進に取り組むとともに、学校教育の様々な教 科の中でICTを活用した学習活動を推進するほか、小学校からプログラミ ング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上に取り組みます。

高等教育機関との連携により、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の 育成に資するスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 指定校に対する支 援に取り組むほか、民間事業者との連携により科学作品展の開催に取り組み ます。

科学の楽しさや面白さを体験できる機会を増やし、科学に対する興味を引 き出し、それを伸ばしていくため、OISTを含む県内大学等の高等教育機 関、県内研究機関、企業等との連携により、こどもが科学に触れあう機会の 創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プログラムの実施等に取り 組みます。

市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創 出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新 しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要があり、スタートアッ プを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重要であることから、

大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人材を継続 的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組みます。

3 4

新たなビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手として、 大学等の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研究・教育 機関においても起業家マインドの育成を行います。

5 6

7

⑤ 生涯学習の取組推進

8 9

10 11

12

13

14

15

16

17

18 19

20

21

22 23

24

25 26

27 28

29

30 31

32

33

34 35

36

⑦ 在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援

公立の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、

61

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連 携・協働しながら、こどもや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続 けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実 に取り組みます。

離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づく りに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用した 遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組みます。

⑥ 特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援

県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの参画と 主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進を図るため、 小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競技団体による主体的 な課題解決の支援に取り組みます。

県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な 知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションスキルの習得 など、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確保、競技団体及び 中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援等により、競技力の 向上やトップアスリートの育成に取り組みます。

文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造 的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進するほか、本県の文化 芸術の発展を担う人材の育成に取り組みます。

幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、 様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組む ことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を 整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができる よう、キャリア支援を推進します。

日本語指導に対応する教職員を配置するとともに、日本語指導に係る教員研修等に取り組みます。

県立高等学校及び特別支援学校においては、日本語指導支援員の配置又は派遣を行い就学継続及び社会的自立を支援するとともに、日本語による意思疎通が困難な保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、就職などについての相談支援に取り組みます。

幼児教育施設においては、市町村が地域の実情に応じて外国籍等のこどもの受入体制の整備等を行うことが求められることから、先進的な取組事例の共有を図ります。

1 2

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進する教育・学習の充実を図り、 社会全体で広く理解を深めるため、次に掲げる施策を推進します。

① 教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の重要性について、一人ひとりが自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めるほか、男女の様々な問題の相談に取り組みます。

人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解とよりよい関係の構築などの人権教育や男女共同参画の重要性について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るほか、関係機関等と連携し、外部人材を活用した学習活動を推進します。

児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るため、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する現状の課題等を抽出し、多様な講座を開催するほか、学校、市町村と連携して男女共同参画の視点に立ったキャリア教育や学習機会の充実を図ります。

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

② 性の多様性に関する理解促進、啓発



「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。

性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点を活か した取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。

7 8

9

1011

12

1314

1 2

3

4 5

6

③ 理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組

スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 指定校において、理工系分野 に進学する女子生徒の育成につなげるため、高大連携事業にて先端科学に係 る研修を実施するほか、講師として第一線で活躍している女性研究者を招聘し、理系分野における女性の重要な貢献を強調し、女子生徒に対して、科学 におけるキャリアを目指す具体的なロールモデルの普及、啓発に取り組みます。

1516

17

18

19

20

④ 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協力して行うこと等についての意識啓発に取り組みます。

212223

24

25

2627

2829

3031

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及や、困難を抱える場合の適切な支援を行う必要があります。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、経済 的負担を含めた支援を行う必要があります。

このため、プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進、慢性疾病・難病 を抱えるこども・若者への支援に取り組みます。

3233

34

35

36

ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及

や、困難を抱える場合の適切な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

1 2

① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進

将来の健やかな妊娠や出産につなげ、産まれてくるこどもを含む家族がより健康な生活を送れるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるため、学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、思春期保健の取組や発達段階に応じた性に関する指導の充実に取り組むとともに、妊娠、出産、子育てに関する健康教育を実施します。

健康の悩み等に関する学校関係者向け研修や、性感染症、避妊や妊娠、不 妊・不育等女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援に取り組みま す。

② 妊産婦及び乳幼児への保健対策

妊婦の痩せ傾向や喫煙は低出生体重児出産と関連があり、妊婦自身の健康管理は安全な出産とこどもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、家庭での子育ての充実に向けて、保育所等における食育、生活習慣の重要性に関する取組の強化を支援するとともに、定期的な健康診査の受診促進などに取り組みます。

健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、国の動向を踏ま えつつ、妊婦健診や乳幼児健診等母子保健事業についてデジタル化の促進に 取り組みます。

③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発

成育過程にあるこどもやその保護者並びに妊産婦に対し、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野において、必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、「沖縄県成育医療計画(仮称)」に基づき、県民運動として、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に向けて関係機関・団体が一体となって「健やか親子おきなわ21」に取り組むとともに、周産期医療や小児医療等の体制の充実、妊産婦やこどもに対する保健施策の推進に取り組みます。

学校において、中学校ではこれからの生活を展望した現在の生活、高校では生涯を見通した生活を見据え、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図ります。

1 2

3 4

5 6

7

8

9

10

11

12 13

14

15

16

17

18

19

20

21 22

23

24

25 26

27 28

> 29 30

32

31

33 34

35 36 ① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加

障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、 福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発 活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組み ます。

④ 特定妊婦等への支援

支援を要する妊産婦が安心して出産し、また、出産後に母子家庭となり、 地域で自立を目指す家庭が、自立と安定した生活に向けて総合的な支援が受 けることができるよう、母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図 るとともに、宿泊型居場所の設置に取り組みます。

民間アパートを活用したひとり親家庭への総合的な生活支援等については、 拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関 係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

イ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、こどもの 疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。

治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自 己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある 相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組 みます。

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくる ためには、こどものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を 提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、 保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に 対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化 する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進 めていきます。

このため、次に掲げる施策を推進します。

ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援

:00

1

2 3

4

5 6

7 8

9 10

11

12 13

14

15

16 17

18 19

20 21

22 23

24

25 26

27 28

29 30

31 32

33

34

35 36

障害を理由とする差別の解消を図るため、広域相談専門員の配置や市町村 相談員との連携体制を構築するなど、障害者の権利擁護を推進します。

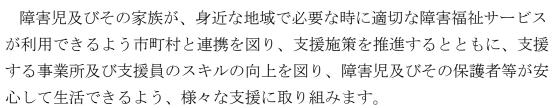
発達障害に関する正しい知識と理解に向けた普及啓発については、世界自 閉症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進します。

② 障害や発達の特性の早期発見・把握

発達障害等は、早期に把握し、適切な支援につなげることがその後の発達 や生活適応に大きな影響を及ぼし、特に5歳頃は個々の発達の特性が認知さ れやすい時期となっていることから、1歳6か月児健診及び3歳児健診に加 え、5歳児健診に係る市町村の取組を促進するとともに、関係団体と連携し ながら5歳児健診を担当する医師や心理士の確保に努めます。

健診実施後から就学前までに必要な支援につなげることができるよう、保 健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関が連携したフォローアップ体制を 整備します。

③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援



障害児等療育支援において、事業効果、課題、改善策等について関係者と ともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設 と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育 機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を 事業実施において反映させていきます。

保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等における発達障害児を含む障害児の 受け入れを支援するため、看護師や支援員の配置等に係る財政的支援を行う とともに、保育所等職員の療育技術の向上や、特別な配慮を必要とするこど もに対する理解醸成のための研修の実施等、保育所等や家庭との連携促進に 向けた取組を実施します。

市町村においては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担 う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要 があり、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポート することで、設置促進に取り組みます。

発達障害児への支援については、当事者やその家族、関係機関に対する専

1 2

3

4 5

6 7

8 9

11 12

10

13

14

15 16

17

18 19

20

21

22 23

24

25 26

27 28

29

30

31 32

33

34

35 36

門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切な情報 の周知を推進するため、支援を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センター を拠点に、ライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人 材育成のほか、個別支援ファイルの普及に取り組みます。

発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町 村等と連携し、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関と協力 し、地域支援体制の強化に取り組みます。

地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに医療 機関を受診できるよう支援するとともに、医療機関従事者向けの研修の実施 等を通して、人材育成及び専門性の向上を図ります。

沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議において、発達障害児に対する 支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を推進しま す。

④ 専門的支援が必要なこどもへの支援の強化

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、 障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的 な支援体制を構築することが重要であることから、県及び各圏域においては、 関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向けて 取り組みます。なお、市町村における協議の場の設置については、早期設置 が図られるよう市町村と連携を図ります。

医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア児支援 センターを拠点として、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整等に取 り組むほか、総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコーディ ネーターの配置を促進するとともに、コーディネーターの質の向上に取り組 みます。

保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、 医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において医療的ケ アに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所等への支 援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村における医療的 ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を促進します。

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保健、医療、教育等の関係 機関との連携は重要であり、県は、児童発達支援センターや特別支援学校 (聴覚障害) 等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確 保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための

協議会の設置など、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実に努めます。

聴覚障害児が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報 センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通した県内手話通訳者・要 約筆記者の養成に取り組むとともに、市町村における手話通訳者の設置を促 進します。

67

8

9

10

11

12

13

14

15

1 2

3

4

5

-0

⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進

沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援、個に応じた指導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別支援教育コーディネーターの養成等に取り組むとともに、特別支援学校においては、地域のセンター的機能の充実を図ります。

16

17

18

19

20

21

22

23

24



⑥ 障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実

障害のあるこどもに対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の 学習支援など、きめ細かな指導を促進するとともに、医療的ケアを必要とす るこどもの安全・安心な学習環境づくりを推進します。

障害者等を含めて、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、 文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組むととも に、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通し て、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組みます。

25

2627

2829

30

31

32

33

34

35

36



⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続

障害のあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、 小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、教育課程 の充実によりキャリア教育と就労支援を推進します。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、就職を希望する障害者等への訓練の 充実に取り組むほか、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に 移行し、安定して働き続けることができるように就労支援の充実を図り、障 害者の職業的自立と雇用の促進に取り組むとともに、農福連携の推進など、 障害者の工賃・賃金向上に取り組みます。

障害者雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、企業開拓や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報提供や意識啓発、理解促進

等を図るなど、障害者が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

3

4

5

6

7

8

10

11

12

13

14

15

16

17

18

20

21

22

23

24

25

2627

2829

30

31

1 2

=0

⑧ 保護者やきょうだいへの支援

障害者やその家族、若い世代の介護者(ヤングケアラー)の社会的孤立を 防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切につなが るよう、市町村や各関係機関と課題等を共有し、地域生活支援拠点等の整備 や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等に取り組み ます。

発達障害のあるこどもの保護者や家族への支援を行うに当たっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になるため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言を行い、地域での体制整備を促していきます。

常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に努めます。

19

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重され、最善の利益が考慮されなければならない本県の将来を担う大切な存在です。こどもの権利を侵害する虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、また、虐待を受けたこどもや様々な事情で親の養育を受けることができない社会的養護の下にあるこどもは、健全な育成を保障される必要があります。さらに、家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、早期に発見し、支援につなげる必要があります。

このため、児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化、社会的養護を必要と するこども・若者に対する支援及びヤングケアラーへの支援に取り組みます。

3233

3435

36

ア 児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化

児童虐待を防止するため、人員体制の拡充や関係機関の連携体制の強化など、 支援体制の構築を図るとともに、虐待により社会的養護の下に置かれることと なったこどもの権利を擁護するため、次に掲げる施策を推進します。 1 2

① 子育でに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援につなげることで養育環境を整え、虐待リスク等の増加を未然に防ぐため、訪問支援員等が子育て家庭を訪問し、家事支援や養育支援、子育てに関する相談・助言等、必要な支援につなげる取組を促進します。

子育でに困難を抱える世帯で、より専門的な支援が必要な世帯への支援体制を構築するため、児童相談所、福祉事務所、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携を図ります。

児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的にこどもを 養育することが困難になった場合やこども自身が一時的に保護者と離れるこ とを希望する場合に、保護者に代わって一時的にこどもを預かり養育する事 業(子育て短期支援事業)の積極的な実施に向けて市町村へ事業内容の周知 や助言等の支援に取り組みます。

② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予 防の取組強化

虐待の未然防止と早期発見に向けては、市町村の要保護児童対策地域協議会や、こども家庭センターの役割が重要であり、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。

児童相談所に市町村支援担当の児童福祉司を配置し、要保護児童対策地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上に取り組みます。

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、こどもや保護者に関わる関係機関及び県民に対して児童虐待に関する理解を深める必要があることから、こどもの教育・支援に関わるすべての職員への研修等の充実に取り組むとともに、毎年11月のこどもまんなか月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取組を推進します。

ドメスティックバイオレンス (DV) が存在する家庭のこどもに関しては、こどもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待を受けている可能性が考えられるため、関係機関職員の研修等で周知を図ることで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。

③ 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の増員などによる児童相談所を中心とした相談支援体制並びに専門性の強化、機能の充実等に努めるとともに、市町村及び福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきます。

児童虐待に係る相談対応件数の増加に伴い、児童相談所の更なる体制強化が課題となっていることから、今後のあり方について検討していきます。

1 2

④ 一時保護所の環境改善、権利擁護の推進

一時保護所に入所したこどもの安心と安全の確保を図るため、一時保護所の職員に対し、こどもの権利擁護に対する意識の涵養及び適切な対応やケアの実施を目的とした研修を行います。

障害や医療的ケアが必要なこどもの受入体制の整備や、国籍、文化、宗教 等による食習慣及び日課の違い等の尊重、学校への通学の実施など、こども 一人ひとりの状況に合わせた適切な対応を行います。

児童相談所における適切な一時保護の実施を図るため、一時保護の際にこどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で措置や委託等を行うよう職員の意識向上を図るほか、意見表明等支援員(アドボケイト)が定期的に一時保護所を訪問し、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

⑤ 親子関係の再構築支援の推進

虐待を行った親と虐待を受けたこどもがその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング等を実施します。

⑥ 性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組みます。なお、被害者が未成年の場合は、同居家族の心理的支援としてカウンセリングを実施します。

1 性暴力被害者の心情に配慮しつつ、関係団体が相互に連携し、継続的な支 2 援と二次被害の防止に取り組むとともに、性暴力被害者支援を行う関係機関 3 の従事者に対し、被害に遭われた方の心情や適切な対応等について理解を深 4 め、被害者が安心して相談できる支援体制の構築ができるよう研修を実施し 5 ます。

> 児童相談所においては、性被害を受けたこどもの心理的な負担を軽減し、 誘導等のない状況で自発的な証言を聞き取るため、検察、警察と連携し、被 害確認面接の実施に取り組むとともに、児童相談所職員に対して研修を行い、 被害確認面接を実施できる職員を養成していきます。

10

1112

1314

15

1617

18

19

20

21

22

23

24

25

67

8

9

0

⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化

こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解し、こどもや家庭への支援の専門性向上を図るため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得のための研修の受講を支援するとともに、児童相談所等への資格取得者の配置促進に取り組みます。

児童相談所で任用された児童福祉司やスーパーバイザー、市町村の要保護児童対策調整機関職員に対する法定研修や、外部機関が行う研修等を継続して受講することで、それぞれの業務で求められる知識や技能を習得するとともに、こどもの権利擁護に関する意識の定着を図るなど、さらなる専門性の確保や相談援助技術の向上に努めていきます。

児童相談所の業務の効率化及び職員の負担軽減のために、児童相談システムの改修やタブレット端末等を活用した相談対応、関係機関とのオンライン会議等、児童相談業務のICT化を進めていきます。

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、 重大事例の検証と再発防止に向けた取組を進めます。

2627

28

29

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護の下にあるすべてのこども・若者が、幸せを実感しながら成長で きるよう、家庭と同様の養育環境を整備するとともに、自立へとつながるよう、 次に掲げる施策を推進します。

3132

33

34

35

36

30

① 養育環境の改善、養子縁組の支援

社会的養育の下で生活しているこどもが家庭復帰できるよう、児童相談所 や関係機関の連携のもと、養育環境の改善や親子関係修復のための支援に取 り組みます。

家庭での養育が困難な場合には、親族等による養育への移行や、必要に応

じて特別養子縁組を検討し、支援に取り組みます。

養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の増加に取り組むとと もに、その運営を支援します。

4 5

6

7

8 9

10

11

12

3

1 2

② 里親やファミリーホームの確保・充実

家庭での養育が困難なこどもが、できる限り家庭と同様の養育環境におい て、安定した人間関係の下で生活できるよう、里親やファミリーホームの確 保及び支援体制の充実を図るとともに、未委託里親の活用を促進し、里親委 託率の向上を目指します。

里親支援センターを設置し、児童相談所や里親会、児童家庭支援センター 等と連携の上、里親等の新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交 流等の包括的な支援を行います。

13

14

15

16 17

18 19

20 21

22

23 24

25

26 27

28

29

30

31 32

③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進 🎾



社会的養護を要するこどもの状況や特性等を踏まえたきめ細やかな支援が 行えるよう、児童養護施設等における小規模化・地域分散化等を図るため、 各施設が策定する人材確保や施設整備等の計画(高機能化及び多機能化・機 能転換、小規模かつ地域分散化計画)及び沖縄県社会的養育推進計画に沿い、 施設の移行を促進していきます。

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図るため、施設整備、人材確保、 職員の専門性向上に資する研修体制の整備に取り組みます。

心理的・精神的問題を抱えるこどもに対しては、生活支援を基盤とした心 理治療を行う、児童心理治療施設による専門的な支援体制の構築及び強化を 図ります。

家庭及び地域支援体制の構築を図るため、児童相談所の補完的役割を果た す児童家庭支援センターにおいて、こどもに関わる関係者からの相談、技術 的助言、里親家庭等への支援を行います。

母子を保護し自立促進に向けた各種支援を行う母子生活支援施設の設置を 促進するとともに、広域利用等のニーズに対応できるよう市町村等との連携 体制の構築を図ります。

児童養護施設等の入所児童の健全な育成及び安全・安心な生活環境の確保 を図るため、施設の老朽化に対する設備整備や施設改修・改築等を支援しま す。

33 34

35

36

④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重 🌕



社会的養護の下で生活するこどもの最善の利益を優先した養育を推進する

ため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を推 進するとともに、こどもの権利擁護に向けた環境を整備するため、児童相談 所や児童養護施設等に意見表明等支援員(アドボケイト)が、定期的に訪問 すること等により、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの 権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表 明する支援体制を構築していきます。

国が示す施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進す るとともに、児童相談所業務の質の向上を図るため、第三者評価の受審を進 めていきます。

こどもからの相談や関係者からの通告等により、被措置児童等虐待を覚知 した際には国のガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制 の整備に取り組みます。

⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進 🎎

1

2

3

4

5

6 7

8 9

10

11

12 13

14

15

16 17

18

19

20 21

22

23 24

25

26 27

28

29

30

31

32

33

34

35

36



児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者(以下「退所者」 という。)が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、 自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所 者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながり を持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取 り組みます。

退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免 許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう 生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約にお ける身元保証人の確保等に取り組みます。

継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、自立 援助ホーム等において実施する児童自立生活援助事業等の活用など、退所者 のアフターケアを推進します。

虐待経験等の要保護性がありながらもこれまで公的支援につながらず、社 会的養護の経験がない若者等については、様々な逆境体験を経験しており、 放置することで健全な育成に影響を及ぼすこともあり得るため、各種支援の 対象として位置づけ、それぞれの若者等に応じた支援に取り組みます。

ウ ヤングケアラーへの支援 🌇

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこど も・若者、いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い 責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コー

ディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎや、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組みます。

ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

ヤングケアラーを含む困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

1112

1314

15

16

17

18

19

20

21

22

23

10

1 2

3

4

5

67

8

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、 様々な形態で表出するものであり、支援が必要でも自覚できないなど、SOSを 発すること自体が困難といった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取 れていないことがあります。そのため、地域における関係団体等が連携し、こど もの声を傾聴し、寄り添う支援を届ける必要があります。

また、こども・若者にとっての良好な成育環境を脅かす危険や犯罪等から身を守り、安全・安心な環境を整備するとともに、自らと他者の安全を守ることができるよう、安全や人権に係る教育と普及啓発が重要となります。

このため、こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネット を利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害・事故・ 災害からこどもを守る環境整備、非行防止・自立支援に取り組みます。

2425

26

27

28

ア こども・若者の自殺対策

こども・若者が誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、 自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援を行 うため、次に掲げる施策を推進します。

2930

3132

① 自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進

地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、民間団体等における様々な分野の生きる支援の施策等との連携を図り、自殺に追い込まれようとしている人の様々なニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組みます。

3435

33

② 自殺予防対策の推進、リスクの早期発見

いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクールカウ ンセラー等の配置・活用や、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられる 24 時間こどもSOSダイヤル、SNSを活用した相談体制等の充実を推進す るとともに、1人1台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握を行い、 適切な支援を行うため、子ども若者みらい相談プラザ sorae、地域若者サポ ートステーションと連携し、切れ目のない支援体制の構築、個別的・継続的 な支援を行います。

健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人が 困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自分のSOSに気 付き発信する方法や周りのSOSの受け止め方に関する教育の推進に取り組 みます。

こどもの内面を理解して適切な対応や指導を行うため、またこどもの自 殺の危険因子等の共通理解を促すため、ゲートキーパー養成講座等、教職員 等に対する研修や普及啓発等を行うとともに、こどもの自殺防止及び学校現 場の負担軽減並びに地域の自殺対策力の向上を図るため、学校側からの支援 要請に応じて、専門家からのリスクの見極めや地域社会資源等とのつなぎに ついて助言を受けられる体制を整備します。

③ 遺されたこどもへの支援

こどもの継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置や教職 員等への研修、自死遺児の一時保護や社会的養護のための施設を整備し、自 死遺族が回復するための支援体制の整備に取り組みます。

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備



社会の情報化が進展するなか、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適 切に取捨選択して利用し、情報発信を適切に行うことができるよう、携帯電 話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やSNS等によ る性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インタ ーネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進します。

SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進するとと もに、パソコンや携帯電話等の機器に係るフィルタリングの利用促進、SN S等に絡む性被害などの防止、非行防止教室の開催や青少年を犯行に誘い込 む手口等に係る情報発信等、青少年を被害者にも加害者にもさせないための 取組を推進します。

こどもが安全に安心してインターネットを利用でき、インターネットを通し

76

1

2 3

4 5

6

7

8 9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19 20

21

22

23

24

25 26

27

28 29

30

31

32 33

34

35

た被害者、加害者にならないよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに、「親の学びあい」プログラムの実施促進を通して、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。

45

3

1 2

ウ こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

6 こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり 7 有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、どのような状況であっても性 8 被害はあってはならないとの認識の下、被害当事者への支援のほか、相談し 9 やすい環境の整備や、安全教育など、次に掲げる施策を推進します。

10

11

12

1314

15

16

17

18

① 被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。

警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組むほか、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

1920

2122

23

24

② 学校や保育所等における生命(いのち)の安全教育

生命(いのち)の安全教育として「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、こどもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」の推進に取り組みます。

2526

27

28

29

3031

32

33

3435

③ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認(日本版DBS)の導入に向けて、 国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の 確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪 歴等確認の仕組みやガイドラインの制定を行うなど、市町村等と連携して取 り組みます。

導入された場合においては、関係法令の規定に基づき学校の教員や児童福祉施設に従事する保育士等について性犯罪歴等確認を行い、こどもを対象とする性暴力等を行うおそれがある教員や保育士等が教育、保育等の業務に従事することがないよう取り組みます。

エ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となることを未然に防ぎ、こどもの安全を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

4 5

67

8

10

11

12

1314

15

1617

3

1 2

① 有害環境対策の推進

興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施するとともに、自動販売機・貸出機 (酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等)設置者に対する自主規制を要請します。

有害図書、有害ビデオ等について、青少年に対する販売、配布、交換、貸 与・閲覧の防止に取り組むとともに、事業者に対し、刃物などの有害機器類 等の自主規制を要請します。

危険ドラッグ等の薬物や一般医薬品の濫用(オーバードーズ)による健康被害や事故等を未然に防止するため、薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、薬物の危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、タバコやアルコール等のゲートウェイドラッグに関し、家庭におけるこどもの面前での喫煙、過度な飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育の推進を図ります。また、関係機関に対し、特定商取引法に基づく危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提供を行います。

2021

22

23

2425

26

27

28

29

18

19

② 地域安全対策、交通安全対策の推進



地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による自主防犯ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の防止活動に取り組みます。

こどもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通 安全施設整備を推進するほか、生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度や通り抜けの抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を 推進します。

30 31

32

33

34

35

36

③ 安全教育の推進、犯罪被害者等への支援

こども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や 周囲の人の身を守る能力を身につけられるよう、学校安全研修会等の開催や 学校安全指導者の養成等により、生活安全・交通安全・災害安全等の安全教 育の推進に取り組みます。

犯罪被害者等基本法に基づく支援の拡充を含め、沖縄県犯罪被害者等支援

6

7

8 9

10 11

12

13 14

15 16

17

18 19

20

21

22 23

24 25

26 27

28 29

30

31

32

33

34 35

36

条例に基づき、犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難 な状況の負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団 体、その他犯罪被害者等への支援に関係する機関と連携し、効果的な支援施 策の充実に取り組むほか、支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪 被害者等の人権を尊重し、権利の保護に取り組みます。

4 非常災害対策

災害対策において配慮を要する幼児教育施設においては、災害発生時の避 難に当たって施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会と の連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行 う必要があるため、市町村における地域防災計画において関係団体の対応や 連携・協力方法を定めるよう取り組みます。

児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画に基づき、発達段階に応 じた防災教育に取り組むほか、学校や児童生徒等の実態、地域の実態等を考 慮した学校独自の危機管理マニュアルの策定と見直し改善により、実効性の ある防災対策に取り組みます。

オ 非行防止・自立支援

社会全体として非行や犯罪に係るこども・若者に対する理解を深め、育ちを 見守る社会気運の向上を図りつつ、関係機関等が連携した非行防止や自立支 援のため、次に掲げる施策を推進します。

① 非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援 🎾



県内に居住する犯罪行為等で検挙等された少年や飲酒・深夜はいかい等の 不良行為により補導された少年とその保護者等に対し、継続的な面接による 助言・指導等を実施するほか、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上 や、スクールサポーターや少年警察ボランティア等と連携した学習支援、就 業支援、スポーツや農業体験などを通じた少年の立ち直り支援活動、少年の 健全育成に向けた社会気運の醸成等に取り組みます。

国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県 民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづく りに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の 未然防止に取り組む気運の醸成を図ります。

非行・犯罪に及んだこども・若者の再犯防止に向けては、不安定な就労が 課題であり、就業の機会を確保し、生活基盤を安定させることが重要である ことから、長期未就労、コミュケーション難などの様々な困難に直面し、本

6 7

8

9

10

11 12

13 14

15 16

17 18

20 21

19

22

23

24 25

26 27

28 29

30

31

32

33

34 35

36

人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者 に対しては、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、協力企業と連携 して、相談者の就業につなげる取組を行うとともに、一定の住居を持たない 生活困窮者に対しては、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類等日常生活を 営むのに必要な物資の貸与又は提供を行います。

② 矯正教育や自立支援、就業支援の充実 🎾



沖縄少年院及び沖縄女子学園においては、矯正教育として、就業に必要な 知識及び技能の習得のための職業指導や、有用な資格の取得を目指す講座の 実施、就業支援スタッフを配置し、在院者に就業に関する助言や指導を個別 に行うほか、出院までに就業先が内定できるよう、少年院退所後等の保護観 察期間中も含め、ハローワーク、コレワーク、保護観察所、就労支援事業者 機構等と連携した就業支援に取り組みます。

更生保護施設においては、生活や就業に関するアドバイスを行うほか、社 会生活技能訓練 (Social Skills Training) で困難に直面した場合の対処法 を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室を実施する等 の自立支援に取り組みます。

保護観察期間中及び終了後も、保護観察後の生活困窮者に対し、生活困窮 者就労準備支援事業等を実施し、社会との関わりに不安を抱えている等の理 由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む 訓練や、就労体験を受け入れる企業の開拓等に取り組むとともに、就労訓練 を行う民間事業所等の掘り起こしや、生活困窮者とのマッチング、利用後の 支援に取り組みます。

③ 保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化

那覇保護観察所においては、保護観察中の中学生や高校生が在学する学校 と連携するとともに、保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬 物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラム の実施や、少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特 性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組みます。

④ 非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上

犯罪や非行に及んだこども・若者が、地域社会において孤立することなく 更生するためには、地域の理解が重要であることから、「社会を明るくする 運動」など、保護司、更生保護女性会、BBS (Big Brothers and Sisters: 非行防止活動を行う青年ボランティア)、協力雇用主等の更生保護

1	関係者のみならず、国・県・市町村が一体となって行う運動等への県民参加
2	を通じて、犯罪や非行に及んだこども・若者の更生等に対する県民の理解醸
3	成に取り組みます。
4	
5	

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。また、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組みます。

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

① こども家庭センターによる切れ目のない支援

母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・ 増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う 「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を 促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家 庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組み ます。

② 妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進する とともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対す る保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中に おける母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう 妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相 談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組み ます。

こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおけ る相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係 る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

居住する離島や近隣の地域に分娩取扱施設等が無く、遠方の医療機関で不 妊治療や妊婦健診、出産をせざるを得ない妊婦等に対しては、通院や出産待 機等に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保しま す。

③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進 🎎 🗀 🗀



周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、 周産期母子医療センターへ支援を行うなど、周産期医療体制の充実強化を図 ります。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭や、保護者の養育を支援するこ とが特に必要と認められる家庭の適切な養育を支援するため、保健師等が家 庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護 者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行 う市町村の取組を支援するとともに、訪問支援者等が養育支援を特に必要と する家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるスキルを向上させるため、 訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。

民生委員・児童委員は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもが元気に安 心して暮らせるように、こどもを見守り、子育ての不安など、ライフステー ジの時期や課題を問わず多岐にわたる相談・援助等を行うことから、民生委 員・児童委員が、支援を必要とする児童や妊産婦を発見又は情報を入手した 場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握する とともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を 行います。

36

1 2

3

4 5

6 7

8 9

10

11

12

13 14

15 16

17

18

19

20 21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31 32

33

④ 若年妊産婦等への支援



若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実 を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組みます。

このため、生活困窮世帯又は生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦及び その配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、市町村等と連携のうえ、 妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育 児に関する相談・指導、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に 取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な 支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援に取り 組みます。

⑤ 乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握

乳幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳児の法定健診に加え、1 か月児及び5歳児健診についても、市町村において速やかに実施できるよう 関係団体等と連携し環境整備に取り組みます。

乳幼児健康診査の結果や未受診の状況を踏まえ、市町村において、訪問等 により家庭の状況を把握し、受診の勧奨及び必要な支援につなげるとともに、 県においては、問診内容やリスク判断方法等、効果的な対応方法に係る市町 村担当者向け研修を実施します。

先天性代謝異常や聴覚障害、弱視等の早期発見・早期治療が図られるよう、 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充や、公費負担による新生児 聴覚検査の実施、視覚検査に係る機器の充実に取り組みます。

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので あり、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通 じて、こどもの成長を切れ目なく保証するため、次に掲げる施策を推進しま す。

① 幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進

こどもの日々の成長において、家庭は親子間の信頼関係や愛着形成を通し た心身の基盤の形成、地域社会は様々な人々との交流や自然との触れ合い等 の体験の場、保育所等は集団行動を通して社会・文化・自然などに触れ保育 者等に支えられながら豊かさに出会う場となっており、この家庭・地域社 会・保育所等の間で、幼児の生活は連続的に営まれており、関係者間で連携

8 9

10

1 2

3

4

5

6 7

11 12

13 14

15

16

17

18 19

20

21

22 23

24 25

26

27

28

29 30

31 32

が図られ、幼児への教育が全体として豊かなものになってはじめて、幼児の 健やかな成長が保障されます。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、保護者ニーズを踏まえつつ保育所や認定こども園、幼稚園、地域型保育事業など地域の実情に応じた育ちの場を確保し、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。

1 2

② 多様な保育ニーズへの対応



誰もが安心して子育てできる環境を整備するためには、共働き家庭だけでなく、様々な家庭の状況や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る必要があります。

市町村においては、すべての家庭が安心して子育てできるよう、夜間保育や延長保育、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブの他、保護者の疾病等により家庭において養育が一時的に困難となった場合における一定期間の預かりを行う子育て短期支援事業や、学校等までの送迎や一時的な預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業など、地域資源を最大限活用し、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開します。

③ 未就園児への支援

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であり、良質な成育環境を確保することが重要であるものの、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子育ての孤立感や負担感が増していることから、乳幼児家庭をその状況に応じて、必要な教育・保育、子育てサービス等の利用につなげることで、安心・安全な成育環境を確保していくことが肝要です。

特に、未就園児等は、必要なサービスにつながることができず、地域で孤立しているおそれがあることから、市町村においては、「こども誰でも通園制度」の運用を通して、認定申請の有無を含め、利用の状況等を自治体が把握し、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことが求められます。

社会的な支援の必要性の高いこどもとその家族には、その状況に応じた支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要があり、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、必要なこどもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な環境で養育する体制の充実を図るほか、児童相談所等の関係機関で、いずれにも通っ

ていないこどもを把握した際には、市町村と連携して対応に努めます。

2

1

④ 幼児教育・保育の質の向上

10111213

14 15

16

17 18

1920

2122

2324

2526

27

2829

30

31 32

33

34 35 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、市町村における幼児教育推進体制の充実への支援、園訪問支援の充実や、保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き等を幼児教育施設へ提供するほか、県が実施する研修等への参加や園内研修の充実など各種研修等により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進めるとともに、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の 高い幼児教育・保育を保障し、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えま す。

保育所、認定こども園における教育・保育の質の向上及び入所児童の処遇 及び安全な生活環境等の確保に向けて、関係市町村と連携し、児童福祉法等 に基づき、指導監査を毎年度実施し、適切な施設運営が図られるよう、指 導・助言に取り組みます。

保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇 改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める 指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じ て施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り 組みます。

⑤ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、保幼こ小(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校)の関係者及び県・市町村における、福祉部局と教育委員会の連携強化を推進します。

公立幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定こども園を、小学校(縦)と 幼児教育施設(横)をつなぐ結節点として連携体制を構築する「沖縄型幼児 教育」の実現に引き続き取り組みます。

⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善



本県の待機児童は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士の確保が最大の課題となっていることから、待機児童が生じることがないよう、市町村と連携し保育士の確保及び認可外保育施設を含めた保育の質の向上に取り組みます。また、学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り 組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制 度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規 雇用化の促進など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、 幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保 育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。特に賃金の改善につい ては、保育士の職務の重さに見合った内容となるよう、民間の給与動向等を 踏まえつつ、全国と連携して取り組みます。

国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

⑦ 地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

保育所等の整備が進められたことにより待機児童が減少する一方で、一部の地域においては待機児童が少ない地域では定員割れが生じており、これにより安定的な運営が困難となる施設や統廃合等が必要となる施設が生じる可能性があります。

このような状況を鑑み、国において、人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めるため、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、「こども誰でも通園制度」の導入等による保育所等の多機能化、法人間の連携等が進められることから、今後の国の動向を踏まえつつ、市町村と連携し地域のニーズに応じた保育提供体制が確保されるよう必要な支援に取り組みます。

(2) 学童期·思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課

題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調 性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、 小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体 験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の 世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分 の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。 一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との 関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、 自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制 約されることがないよう支えていくことが望まれます。

このため、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生、 多様なこどもの居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進、 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止、 不登校のこどもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中 退予防・中退者への支援に取り組みます。

17

1 2

3

4

5

6 7

8 9

10

11

12

13 14

15

16

18

19

20

21

22

23

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ご しながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つで あり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社 会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実した ものとするため、次に掲げる施策を推進します。

24 25

26

27

28

29

30

31

32

33

34 35

36

① 公教育の再生、学校生活の更なる充実 🎎



グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変 化し、予測が困難な時代となっています。これからの変化の激しい社会を生 き抜くためには、個性や創造性を発揮して、たくましく生きる力を身につけ、 夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対応して、主体的に社会 に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育んでいくことが重要 であり、社会の変化を受けた教育の内容や方法の変化にも、柔軟に対応して いく必要があります。このため、こどもたち一人ひとりが自らのよさや可能 性に気づき、自己実現を目指すとともに、これからの社会をよりよいものと する、社会の持続的な発展を支える担い手となるよう、「生きる力」を育む学 校教育の充実、多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくりに取り組みま す。

また、本県が発展する最大の拠り所は'人'であり、将来進むべき方向性 を見据え「'人'こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代 を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要です。教育現 場においては、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体 の3つの柱が示されています。こどもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦す るために必要な「生きる力」を育むため、確かな学力を身に付ける学校教育 の充実、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進、個性を伸ばし自立に 向けた資質・能力を伸ばす教育の推進及び時代の変化に対応する魅力ある学 校づくりの推進に取り組みます。さらに、学力等の認知能力とともに、意欲 や、協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力 といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努めます。



② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障

社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされる資質・能力を育むためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、確かな学力を身に付けることが重要です。学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組むとともに、すべての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図ります。そのため、「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援を行います。

実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組みます。また、教育的支援が必要な生徒の学びが保証されるよう、管理職を含めた教職員への研修を行うとともに、専門家を派遣するなど、教職員のスキルアップに取り組みます。

すべての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通した学校への 授業改善の助言や、デジタル教材活用等を含む1人1台端末の効果的な活用 法についての情報提供等を行うほか、学校の状況に応じて、県立高校におい て学習支援員を配置し、個々に応じたよりきめ細かい指導を行い、確かな学 力の定着を図ります。

③ 教職員を取り巻く環境整備の推進



教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、こどもへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。また、教員定数の改善等について、引き続き、国の動向を踏まえ取り組みます。

1 2

④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、こどもの成長を支え地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進する市町村の取組を支援します。

こどもが抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取組が進められるよう、市町村におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等の一層の充実を図ります。

⑤ 部活動の地域連携や地域展開



部活動の地域連携や地域展開に向けて、部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力向上に取り組むとともに、地域クラブ活動への展開に向けた体制づくりに取り組みます。

⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進



道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、児童生徒の道徳性を育み、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、規範意識の醸成に向け、小中学校における自治的な活動の展開や関係機関と連携した取組を推進します。

⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上

体力向上に向けては、体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネーターや小学校体育専科教員の配置のほか、研究指定校の設定など、学校における体力向上等に取り組みます。

水泳・武道・ダンス等の授業においては、地域における実技指導協力者の派遣を活用するなど運動に親しむ環境づくりに取り組みます。

⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進

こどもが規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長していけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ごはん等の習慣化について、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進するとともに、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に取り組みます。

関係機関が一体となり、こどもの発達段階に応じた薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、薬物乱用防止教育を推進する保健主事、保健体育教諭、養護教諭の資質向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り組みます。

⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

教諭・栄養教諭等に対する研修会等の実施や、学級担任、栄養教諭等を中 核に家庭や関係団体と連携・協働した食育に取り組みます。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生 の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校等に支援していきます。

イ 多様なこどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。また、過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、多様な居場所づくりを推進するため、次に掲げる施策を推進します。

① 多様なこどもの居場所づくりの推進



こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、こども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心で多様なこどもの居場所づくりの推進など、こどもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努めます。

小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した、こどもの安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)の設置や、児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組むとともに、研修等の実施などにより、居場所職員の資質向上や確保に取り組みます。

こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもたちの身近な存在として寄り添い、

学習支援等を行うほか、こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携 強化や、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場 所づくりの効果的・効率的な実施につなげます。

放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、こどもにと っての居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、多様なこども の居場所づくりに向けて取り組みます。

7

8

9

10

11

12

13 14

15

16 17

18

19

20

21

22

23

1 2

3

4

5

6

放課後児童対策



働くことと子育ての両立のために欠かせない施設である放課後児童クラブ について、施設数及び登録児童数は年々増加しているものの利用ニーズが高 まっており、待機児童の解消に向けた取組が必要です。すべてのこどもが放 課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村や 関係機関と連携し、学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童 クラブの計画的・効率的な整備を促進するとともに、運営費等に対する支援 を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みます。

放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となって いることから、子ども・子育て支援制度に基づき勤続年数や研修実績等に応 じた処遇改善に取り組むとともに、研修等を通じた人材育成や人材確保に取 り組みます。また、潜在支援員に対する実態調査を実施し就労に係る課題等 を把握し、就労支援に取り組むとともに、若者からシニア世代を含め幅広い 年齢層を対象に人材の掘り起こしに取り組みます。

国の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との校内交流 型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図ります。

24

25

26 27

ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進

こどもが地域においていつでも安心して適切な医療サービスを受けられる 体制を整備するとともに、生活習慣の形成・定着等や、性や健康に係る正し い知識の普及啓発、相談体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

29

30

31 32

33

34

35

36

28

① 小児医療体制の充実



本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少なく、 救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療が慢 性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救急医 療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業(#8000)」の実施 など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医 療提供体制の確保に取り組みます。

様々なこどもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応するため中 核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備や、医 療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組みます。

1 2

② 生活習慣の形成・定着及び健康増進

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し、 生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。特にこどもや若い世代の食生活については、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった 乱れが見られ、朝食の欠食は、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係します。このため、こどもが規則正しい生活習慣を身に着け、心豊かで健やかに成長していけるよう、家庭や関係団体との連携・協働により、学校において食育や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組むとともに、市町村と連携し、健康増進や食生活改善に係る普及運動、歯みがき(仕上げみがき)、甘味(砂糖)の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及に向けた啓発活動を展開します。

③ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進



本県は、10代の出生率は全国より高い状況にあり、10代の人工妊娠中絶率も平成23年度以降、全国を上回るようになってきていることから、性感染症を含む「生=性教育」を継続して行い、こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図ります。

こどもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福(ウェルビーイング)など幅広いテーマで、こどもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。

④ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進



生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、沖縄県女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対しては、SNS等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援等に取り組みます。

エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度

等に応じて身に付けるとともに、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を 身に付けることができるよう、次に掲げる施策を推進します。

1 2

① 主権者教育の推進 🌇

こどもの発達段階に応じ、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、各校の取組や授業実践等の情報収集・発信に取り組みます。そのため、学校における外部専門機関との連携を支援するとともに、初任者研修等で、教職員に対する研修を推進します。

② 消費者教育、金融経済教育の推進



こども・若者が消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的な意思決定に基づき行動するとともに、人や地域・社会、環境のことも考えて行動ができる「うちな一消費者」の育成に向けた消費者教育を推進するとともに、関係機関と連携し、学校や放課後児童クラブ等に対し講師を派遣するなど、将来の生活の安定につながる金融経済教育の充実に取り組みます。

携帯電話やインターネットトラブルなど、気付かないうちに詐欺行為の加害者や被害者にならないよう、犯罪から身を守るためのネットリテラシー教育について、学校現場を含めて推進します。

③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育



学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した 取組を推進します。

このため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、各教科・科目における学習や学校行事など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組むほか、小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の取組や、職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進します。

こどもの職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と 連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就 業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等の関係者へ の情報提供等に取り組みます。 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、参集型研修、外部講師派遣による研修、就職指導担当者向け実務研修を実施し、就職内定率の向上及び早期離職率の改善を図るとともに、高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するため、県立高校(定時・通信制課程含む)にキャリアコンサルタント等を派遣し、教員向けの研修会などを実施するとともに、生徒向けキャリア形成のための授業を実施するなど、学校における教育活動全体を通したキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組みます。

生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を 学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における雇用と労働 問題に係る学びを推進するなど、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係 法令など基礎的知識の普及に取り組むとともに、生涯を通して家族・家庭の 生活を支える社会的支援として社会保障の意義や役割を理解できるようにす るほか、我が国の社会保障制度の現状と課題などを、医療、介護、年金など の保険制度において見られる諸課題を通して理解できるように取り組みます。

1 2

オ いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があることから、いじめ防止のための相談体制の整備や関係機関の連携を強化するほか、いじめ防止に係る人権教育を推進するため、次に掲げる施策を推進します。

① いじめ防止対策の強化



いじめの防止等のための対策を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、いじめの早期発見、早期対応に向けた相談体制の充実に取り組みます。また、スクールロイヤー等の活用や、警察等の関係機関が参加する「沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会」の開催、学校・家庭・地域が参加する学校運営協議会等におけるいじめ対策に関する協議など、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組みます。

33 め、 34 て指

いじめ防止に係る基本方針や対応マニュアルを活用するなど、ネットいじめ、SNS等での誹謗中傷を含めたいじめに特化した校内研修の実施について指導と助言を行うほか、教育事務所生徒指導担当者等連絡協議会、各地区小中校長研修会、市町村教育委員会学校支援連絡協議会等において、関連資料の提供等により教職員がいじめ問題について理解を深められるよう取り組

みます。

いじめの防止等のための対策については、関係者の連携の下、適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携の強化を図るとともに、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備等の事例について、市町村へ情報提供し、取組の展開を図ります。

いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じて、 人間としてのあり方や生き方について自覚を深めつつ、児童生徒が自他を尊 重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組み ます。

② スクールカウンセラー等による支援の実施



スクールカウンセラー等を学校に配置し、こどもの心の相談、保護者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いてこどもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、支援体制の整備に努めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上のため、 各地区教育事務所における研修及びスーパービジョン体制の充実等を図ります。

③ いじめの重大事態の調査



いじめ防止対策推進法に基づく措置について、すべての教職員が正しく理解し、迅速に対応できるよう周知徹底を図ります。

いじめの重大事態に係る学校からの報告を受け、いじめ重大事態再調査部会において再調査の必要性について審議するとともに、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要と認める時は、同部会において再調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

カ 不登校のこどもへの支援

不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いことに配慮しつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 教育支援センター、学びの多様化学校の設置等

学校内の校内自立支援室や学校外の適応指導教室など、学校内外の教育支

援センターの設置については、未整備の市町村に対し設置促進に取り組みま す。

学びの多様化学校(不登校特例校)の設置については、国の動向を注視し つつ、他県における先進事例の収集など状況把握に努めます。

5 6

7

8

9

10

11

12

13 14

15

16 17

18

19

20 21

22

23

24

25

26

27

28

1 2

3

4

② 相談支援、学習支援体制の整備

不登校のこどもへの対応としては、個に応じた指導の充実や、スクールカ ウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用のほか、登校しても教室 に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱えるこどもへの支援を行うた めの校内自立支援室等の充実を図るなど、不登校の予兆への対応を含めた初 期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計 画的に取り組みます。

このため、学校において、問題を抱えている児童生徒の背景に着目し、福 祉の視点で児童生徒の取り巻く環境に働きかけを行うスクールソーシャルワ ーカーの配置人数や区域拡大と、資質向上のため、各地区教育事務所におけ る研修の充実等に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー等の役割につ いて、関係機関における理解を深め、学校と関係機関との連携を促進します。

不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族 等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae を拠点として関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、多 角的な支援に取り組みます。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑 な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進す るとともに、対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えたこども・若者 が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活 動プログラムを行う地域の活動を支援します。

フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題につ いては、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

29 30

31 32

③ 不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施

配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教 職員への面談後のフィードバックの充実を図り、要因分析につなげていきま す。

33 34

35

36

キ 校則の見直し 狐



校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状

況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、運 用については、学校ホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等と共通理 解を図ります。

校則の見直しを行う場合には、児童生徒や保護者等から意見を聴き、議論 する機会を設けた上で定めていくことが重要であるとともに、児童生徒が主体 的に参画し意見表明することは、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を 自ら解決するといった教育的意義を有することから、重要性等について、学校 や教育委員会等への理解促進を図ります。

8 9

10

11

12

13

14

15

16 17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

ク 体罰や不適切な指導の防止 🏊



体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されていま す。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等 については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる児童生徒に対しても 決して許されないと示されていることを踏まえ、教職員の研修会等において、 生徒指導提要の周知を図るとともに、児童生徒の特性や心情に寄り添いなが ら、能力や適性、家庭状況等、児童生徒の理解に努め、体罰や不適切な指導 に依らない生徒指導を推進します。

各学校に対して、適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根 絶に向けた取組等が記載された部活動等の在り方に関する方針について周知 徹底し、学校・保護者、関係機関等と連携を図り、児童生徒の人権が尊重さ れ、健全で充実した部活動が実現されるよう取り組みます。

児童生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指 導・助言を行い、学校と協力しながら解決を図ります。

24 25

26

27

28

ケ 高校中退予防・中退者への支援

様々な困難を抱え、就学継続が懸念される生徒への予防的支援に取り組む ほか、中退者や進路未決定者への復学・就学、就業の支援を行うため、次に 掲げる施策を推進します。

29 30

31

32

33

34 35

36

① 就学継続及び中途退学の防止

学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るため、不登校 傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高等学校に就学継続支援員等の 配置や居場所の設置を行い、校内における支援体制の構築に取り組むととも に、訪問支援や、教育・福祉関係機関、民間団体との協働により、就学継続 を支援する体制を構築し、中途退学の防止、キャリア教育の充実に取り組む ほか、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑 な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進し ます。

高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、 講演会や研究協議を開催するほか、優良事例やこどもの貧困に関する情報共 有を行うなど、対策の強化を図ります。

高校のない離島地域から島外に進学している生徒に対しては、就学継続や 進路変更に係る支援のほか、必要とされる教育、福祉、保健、医療等に係る 支援を補完する仕組みづくりに取り組みます。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19 20

1 2

3

4

5

6 7

8 9

② 就業支援や復学・就学のための取組



高等学校中途退学者や中途退学が懸念されるこどもや、中学校卒業後に就 学・就業をしておらず、社会的自立に向けた展望を見出せないでいるこど も・若者について、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども 若者みらい相談プラザ sorae、NPO等の支援団体、こどもの居場所、企業 等と連携・協力を図り、社会的な自立と円滑な社会生活が営めるよう、キャ リア形成支援や、就学、就業など必要な支援につなげるとともに、こどもが 必要とする寄り添い型の支援に取り組みます。また、高等学校等中途退学者 が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支 援を行います。

21 22

23

24

25

26

27

28

29

30

31 32

33

34

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期 間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性 を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。ま た、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価 値観や生き方を確立しようとしますが、同時に、社会的な役割や責任に対する 不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイ ベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者 に対する相談支援が求められます。

このため、高等教育の修学支援、高等教育の充実、就業支援、雇用と経済的 基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への 支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実に取 り組みます。

ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチ ャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施するとともに、 高等教育の充実を図りつつ、その後のキャリア形成につながる教育を推進して いくため、次に掲げる施策を推進します。

5 6

7

8

9

10

11

12

1 2

3

4

① 高等教育段階の就学支援の着実な実施



教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業の着実な実施 と、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ると ともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学 が困難な県内高校生に奨学金を給付するほか、県外大学等に進学を希望する 低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。また、私 立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。

13 14

15

16 17

18

19

20

21

22

23

24

25

② 高等教育の充実

魅力ある高等教育環境や地域貢献機能の充実を図るためには、大学等の高 等教育機関や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形成や対人関 係能力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見する力等の 非認知能力の向上を支援する必要があります。

このため、県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用 し、地域社会や産業における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活 動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図ります。

県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するため、 高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教 育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

26

27

28

29

30

31

③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進

産業と高等教育機関等の連携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、 職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を促進します。

高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし職業 を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体的な目標を 持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教育を促進します。

32 33 34

35

36

④ 学生の自殺対策などの取組推進

学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、こどもの SOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進します。

2

3 4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24 25

26

27 28

29

30

31

32

33

34

35 36

各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮可能とするため公共職業能 力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分

⑤ 学び直しの機会創出

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャ リアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひ とりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するととも に、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性等の多様なニーズに 対応する学び直しの機会創出に取り組みます。

イ 就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者の経済的基盤の安定を図るため、円滑な就業に資する職業能力を培う ことができる支援や、就業定着、再就職に向けた支援のほか、良質な雇用環境 の下で、将来への展望を持って生活できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 就業支援と定着促進に向けた取組



若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンター等において、専門 のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供 するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支 援するとともに、若年無業者で就業支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓 練を実施します。また、技術系・ものづくり系人材が県内で活躍できる環境 整備に取り組みます。

県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業のマッ チング強化を図るとともに、県外大学等と連携したUIJターンの推進によ り、若年者の県内就職促進に取り組みます。

学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就職活 動の前段階においてキャリア形成に向けた支援を実施し、就業に関する意欲 や能力を高めるほか、適切な職業や企業を選択するための知識やノウハウの 習得支援等に取り組むとともに、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑 制するため、大学等関係機関と連携した新規学卒者向けの就職支援、就業体 験や職場訓練によるマッチング支援等に取り組みます。

若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、セミ ナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や人材育成の 促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り組みます。

② キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援

担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、産業構 造の変化等に対応した訓練科目の見直しや職業訓練プログラムの創出に取り 組みます。

職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会との連携の下、 技能検定の普及と技能振興を促進するとともに、職業能力開発施設について は、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時代のニーズに適合した職業 訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り組みます。

各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開発に 対する支援を推進するとともに、技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向 けては、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により、委託訓練の充実や 職業訓練プログラムの創出など、質の高い訓練ときめ細かな就業支援に取り 組みます。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、訓練機会の少ない離島地域での訓練 の充実に取り組みます。

③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援



総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求職 者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援し、就職 困難者や生活困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行うとともに、企 業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実に取り組み ます。

④ 賃上げに向けた取組

1 2

3

4

5

6 7

8

9

10

11

12

13 14

15

16

17

18

19

20 21

22

23

24

25

26 27

28

29

30

31 32

33

34 35

36



県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなどの 人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては 貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進し ます。

若者が、将来への希望をもって生活できるようになるためには、経済的基 盤の確保が重要であることから、従業員の所得向上に積極的に取り組む企業 を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における 所得向上の取組を支援します。

⑤ 働きやすい環境の整備

すべての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となること から、働き方改革を促進するほか、労働者の多様な働き方を可能とする労働 環境の整備に取り組む企業の支援を推進するとともに、雇用・労働環境改善

等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進します。

仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の開催により、更なる周知・啓発を図ります。

県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に即した支援を行うとともに、労使双方や、就業前の大学生等を対象とした講座等の開催により、労働環境の整備を促進します。

非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を 図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施すると ともに、労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労 働環境の向上を図ります。

⑥ 非正規雇用労働者の正規化促進

1 2

非正規雇用対策については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に向けて、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する上で有効な職務分析・職務評価の導入支援と普及を促進するとともに、非正規雇用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組みます。

正規雇用に取り組む企業等に対して、専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用の促進につなげます。

従業員の雇用環境の整備や、処遇改善、正規雇用の拡大を図るため、積極的に人材育成を図る県内企業の取組を支援するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育成企業認証制度を実施します。

ウ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若い世代を中心として結婚の希望をかなえるために、デジタル技術を活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活のスタートに係る支援等に取り組むとともに、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランの前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流の促進など、地域の実情に応じた取組を推進します。

エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどを拠点として関係機

1 関と連携し、相談・支援体制の充実を図り、多角的な支援に取り組むとともに、2 市町村のニーズに応じて、支援を補完できる体制を構築します。

3

45

6

7

8

10

11

12

1314

15

16

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄 県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことに より、本人の自立を促進するとともに、ひきこもりの実態把握に向けて、市町 村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに取り組み ます。

子育てに関する内容を含め、人々が抱える様々な悩みに関する相談に対して、総合的に応えることができる相談体制を整備するほか、言語、文化、法制度等が異なる国際結婚や、それに伴う子育てに関する相談についても、法的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携を図ります。

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育費の負担が理想の数のこどもを持てない大きな理由の一つとなってい るとの声があることから、家庭の経済状況に依ることなく、子育てや教育が行 えるよう、次に掲げる施策を推進します。

7

8

1

2

3

4

5 6

① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

9 10

11

12

13

14 15

16

17 18

19

20 21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32 33

34 35

安心して子育てを行える環境を実現するため、子ども・子育て支援制度に

基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取 り組むとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進します。 また、低所得世帯等に対しては、一時預かりやファミリー・サポート・セン ター、放課後児童クラブに係る利用料の低減等に取り組みます。

市町村と連携し、公営住宅における子育て世帯等の優先的な入居促進など、 妊産婦や多子世帯を応援する仕組みづくりに取り組みます。

小中学校における補助教材の使用については、学校長の責任のもと、その 必要性について十分に精査するとともに、補助教材や学用品等の購入につい ては保護者の経済的負担が過重なものにならないよう、市町村教育委員会と 連携して取り組みます。

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、 就学援助や授業料、通学費、進学のための費用など状況に応じた教育費負担 の軽減に取り組みます。

30

② 医療費等の負担軽減

こどもの健全な育成・発達に資するためのこども医療費助成制度について は、医療に係る経済的負担の軽減を推進するとともに、医療機関における窓 口での支払いを不要とする現物給付を継続して実施できるよう、引き続き市 町村への支援を行います。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

ア 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を 含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニ ーズに応じた様々な子育て支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者 支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援します。

市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、市町村と連携し、多様な子育て支援の担い手となる人材の確保に取り組みます。

1 2

② 体罰によらない子育てに関する啓発推進

こどもの権利の保障や体罰等の禁止などを定める子どもの権利尊重条例の普及啓発を通して、体罰によらない子育ての啓発に取り組みます。

③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進

こどもの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するほか、地域における人材の育成及び活用により家庭教育支援の充実に取り組むとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等の充実に取り組みます。

保護者向けの学びの場を提供している市町村、各学校に対し、子育てに関する情報提供を行うとともに、各種研修会等を通して、家庭教育支援者の資質向上を図り、家庭教育力向上に取り組みます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てが行えるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進

民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するため次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を働きかけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業については、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図るとともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様な働き方を促進しま

す。

1 2

3

4

5

6 7

8

9

10

11

② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是 正や休暇の取得促進、仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児とキャリア 形成の両立等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取 り組みます。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を 図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家 の派遣を実施するほか、企業をはじめ労働者及び県民に対して、ワーク・ラ イフ・バランスの重要性についての意識啓発を図ります。

12

13 14

15

16

17

18

19

20 21

22

23

24

結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心してこどもを産み育てられる環境 づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子育て中の 女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対する支 援を行います。

子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座 学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、女性が働 きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖 縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談やセミナーを実施し、 企業に対して専門家派遣を実施します。

性別にかかわりなく、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等に おいてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した 啓発活動などに取り組みます。

25 26

27

28

29

30

③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備 🌇



子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テ レワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様で柔軟な働き方 の普及促進に取り組むとともに、子育てしやすい居住環境の実現とまちづく りを推進します。

31 32

33

34

35

36

④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組



女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備 を図るほか、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性 の育児休業取得を促進するため、企業や市町村等と連携し、男性が育児休業 を取得することへの意識喚起に取り組むほか、職場等の理解を深めるため、

男性向けの講座等や男女共同参画週間での県民向け広報など、必要な広報・ 啓発活動を行います。

3

5

67

8

1 2

⑤ 男性の育児等への参画

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を共有するため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。このため、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性の普及・啓発に取り組みます。

1011

12

1314

15

16

17

18

19

(4) ひとり親家庭等への支援

ア ひとり親家庭等への支援

本県においては、全国的に見ても離婚率やひとり親世帯の出現率が高いことや、ひとり親家庭において生活に困窮する割合が高い現状を踏まえ、子育てと生計維持を一人で担っているひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図るほか、各家庭のそれぞれの状況に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援等を通して自立へとつなげるとともに、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保等のため、次に掲げる施策を推進します。

2021

22

23

24

25

2627

28

29

① 相談支援体制の強化

ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につなげるため、ひとり 親家庭が抱える個別の問題に応じ、就業支援や生活支援等を適切にコーディ ネートすることができるよう、母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関に おける相談員の資質の向上、相談体制の充実を図るとともに、各種支援策に ついての周知広報の充実を図ります。

母子・父子福祉団体等の当事者団体の活動を支援するとともに、これらの 団体等と連携して、当事者に寄り添った相談支援の推進及び当事者への効果 的な周知に取り組みます。

3031

32

33

34

35

36

② 就業支援の推進



就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、一貫した就業支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた就労の選択ができるよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等を実施します。

ひとり親家庭は、就労率は高いものの不安定な雇用形態の割合が高いこと

から、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を支援するため、資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成のほか、養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の給付・貸付により、就業支援を推進します。また、子育てと就労の両立など、様々な困難を抱えるひとり親家庭等をサポートするため、在宅就業も含めた多様な働き方の実現に向けた支援を行います。さらに、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給するほか、ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給するとともに、関係機関・団体との連携を図り、試験合格に向けた環境づくり等に取り組みます。加えて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修業資金貸付において、運転免許取得にかかる費用の無利子での貸付けを行うことで、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。

ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者に理解を深めてもらうため、各種雇用関係助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施するほか、ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知と活用促進を図ります。また、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進するほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図ります。

1 2

③ 生活支援、子育て支援の推進 🌇

育児、子育で等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会 や各種相談体制を整備するほか、ファミリー・サポート・センター事業など 市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の 就業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅 へ家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣を行います。

ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進するほか、認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ってまいります。

住宅に係る支援として、県営住宅等において、ひとり親家庭の優先入居を 実施するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向け て意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利 子・償還免除付きの貸付けを実施します。

様々な問題を抱え、自立に向けた専門的・継続的な生活指導等の支援が必 要な母子家庭が、地域で自立し、安定した生活を送るためのスキル向上の支 援を行う母子生活支援施設について、運営に対する支援や設置の促進、利用 の広域化を図るとともに、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、 民間アパート等を活用し、生活支援や子育て支援、就業支援等を組み合わせ た総合的な支援を行います。また、民間アパートを活用した生活支援等につ いては、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏 まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

こどもへの生活・学習支援については、将来の自立に向けて基本的な生活 習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっ ている進学費等の支援を充実強化し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上と 教育環境の充実を図ります。

13

14

15

16 17

18

19

20

1 2

3

4

5

6 7

8 9

10

11 12

④ 経済的支援の推進



こどもを育成する家庭の生活の安定と自立が促進され、こどもの福祉の向 上が図られるよう、児童扶養手当の支給や、所得要件等を満たすひとり親家 庭のこども等の医療費の助成など経済的支援策の実施と周知に取り組むとと もに、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金 や生活資金等を無利子又は低利で貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金制 度の適切な実施と、市町村や福祉事務所の相談窓口における広報・周知に取 り組みます。

21 22

23

24

25

26 27

28

29

30

31 32

33 34

35

36

⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進



ひとり親家庭の生活を支え、こどもの健やかな成長を図るためには、養育 費の確保と親子交流の取り決めは重要であることから、離婚前後において養 育費等に関する相談体制の充実や、関係機関との連携を図るとともに、養育 費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援します。このため、 養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による相談窓 口を配置し、情報提供等の支援を行うほか、必要に応じて弁護士による法律 相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行うとともに、養育費の継続 した履行を確保するため、養育費に関する弁護士相談、公正証書の作成や養 育費保証契約締結等に係る支援を行います。

養育費はこどもの権利であり、その負担は親としてこどもに対する当然の 義務であることについて、離婚前後の父母等を対象とした講座等を通して、 広く社会一般の共通認識としての醸成を図るとともに、各種制度・支援策の 活用に向けた積極的な周知広報を行います。

1	親子交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相
2	談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談
3	員の資質の向上を図るほか、適切な親子交流の実施に向けて、各家庭の状況
4	に配慮した段階的な支援を行うとともに、こどもが安全・安心な環境で親子
5	交流が行えるよう、体制整備に取り組みます。
6	離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切
7	な支援を提供することができるように、各種施策や組織間の連携を促進し、
8	相談・支援体制の更なる強化に取り組みます。
9	
10	

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

 平成28年(2016年)1月、沖縄県のこどもの貧困率が29.9%と、県内のこども3人に1人が貧困の状態にあり、全国の約2倍の水準という衝撃の結果が明らかとなりました。

この深刻な状況を一刻も早く改善するため、県では、平成28年度(2016年度)を貧困対策元年と位置づけ、国、市町村と連携し地域の実情に応じた施策を展開してきました。

あれから 10 年を迎えようとしている今、これまでの貧困対策を通して、雇用環境の改善も進み、困窮世帯の割合は改善傾向を示してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光関連産業などを中心に本県経済は多大な影響を受け、令和 5 年 (2023 年) 5 月に 5 類感染症に移行してからは、持ち直しの動きが見られていましたが、国際情勢などの影響による物価高騰が県民生活を直撃し、困窮世帯の生活はより深刻な状況となっています。

このような中、沖縄県では、こどもの貧困を地域や社会全体の問題として捉え、こどもとその家庭につながる仕組みを構築するとともに、こどもが抱える 状況に対応した総合的な施策を展開していくため、本計画においても、引き続き、こどもの貧困対策を県政の最重要課題に位置づけることとします。

これまでの貧困対策の推進により、今後も取り組むべき課題、重要性を増した課題、新たに取り組むべき課題に対応するため、本計画期間中は、「ライフステージに応じた施策の充実強化」、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」、「支援につながっていないこどもとその家庭への支援体制の構築」を貧困対策の3本の柱として位置づけ、施策を展開していくこととします。

なお、貧困対策と関連が深い施策について、本節において今後の展開方向を示すこととし、その他の貧困対策と関連がある施策については、第3章第1節から第3節に記載するほか、第7章個別施策集においても整理することとします。

ア ライフステージに応じた施策の充実強化

親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を 行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組 みを構築するとともに、各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援を より効果的に行うことができるよう取り組んでいきます。

① つながる仕組みの構築

貧困がこどもの生活と成長に与える悪影響を未然に防ぎ、解消していくためには、こどものライフステージに応じて支援を必要とするこどもや子育て家庭につながり、必要な支援及び支援者につなげる仕組みを構築するとともに、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に配慮しながら、こどもの成長とライフステージに的確に対応するきめ細かな支援を総合的に展開することが必要です。

このため、市町村が地域の実情やこどもの実態に応じて設置するこどもの居場所や地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有やこども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、こどもの貧困対策支援員の配置を促進するとともに、居場所運営者や貧困対策支援員の支援の専門性向上及び持続的運営を図るため、支援コーディネーターを配置し相談・助言を行うほか、習熟度等に応じた研修を実施します。こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行うほか、居場所運営者同士や関係機関等とのネットワークの強化、大学や関係機関などが実施するこどもの貧困対策に関する講座や研修等と連携した人材の養成を図ります。

人材確保が困難なことなどの理由によりこどもの居場所や貧困対策支援員が設置・配置できない小規模離島町村に対して支援員等を派遣し、当該町村や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援するほか、困難を抱えるこどもや家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、 社会的孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供す るため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するとともに、セ ンター機能の充実のため、コーディネーターや運営に関わる関係者の人材育 成に取り組みます。

困難を抱える若年妊産婦及びその配偶者に対しては、市町村等と連携のうえ、安定した生活を営み自立できるよう、専門的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催します。また、貧困の要因となり得る予期せぬ妊娠や若年妊娠などの問題に対応するため、居場所等へ助産師を派遣し、居場所職員に対する性や保健に関する研修のほか、こどもへの性教育の実施、性に関

する悩みなどへの相談対応を行います。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開、こどもの貧困の実態調査や国・大学等の調査研究に関する情報収集及び提供などに努めます。

学校をこどもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校現場の関係者に対する理解増進を図るほか、市町村が地域の実情を踏まえ、計画策定や対策が実施できるよう、こどもの貧困の実態や先進事例など、必要な情報提供に努めます。

② ライフステージに応じた各種施策の推進

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージ に即して切れ目のない、また、個々のこどもが抱える課題に対応した総合的 な施策を実施します。

(7) 乳幼児期

すべてのこどもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供や、多様な保育ニーズに対応しこどもを安心して育てることができる環境整備、保育や医療に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

このため、多様な保育ニーズに対応し、夜間保育所や延長保育など市町村が実施する地域の実情に応じた保育サービスの支援を推進します。

保育に係る利用料負担の軽減を図るため、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減、市町村において地域の実情に応じて実施している、病児保育などを支援することにより、低所得世帯を含むすべてのこどもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。

こどもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施しているこどもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。

(イ)小・中学生期

困窮する世帯が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥ることがないよう、 相談支援体制の充実に取り組むとともに、こどもが安全・安心に過ごせる 居場所づくりや、経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減 等に取り組みます。

このため、市町村が地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、 生活指導、学習支援、キャリア形成等を行うこどもの居場所や、専門的な 個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所の設置を促進します。

学校を窓口として、支援が必要な家庭のこどもを早期の段階で生活支援 や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカ ーの配置や区域を拡充するとともに、各種支援員や福祉関連機関等との連 携を促進するほか、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、ス クールカウンセラーの配置を推進します。

経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減を図るため、学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、効果的な周知に努めるとともに、認定基準や、対象費目、単価等、制度の充実に取り組む市町村を支援します。

特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等に対しては、特別支援教育就学奨励費を通じた支援を行い、私立学校に通う家計が急変した世帯等に対しては、児童生徒の授業料の負担軽減に取り組みます。

生活保護受給者に対しては、義務教育に必要な各種費用が支給される教育扶助を活用し、就学の保障を図ります。

家庭の経済状況にかかわらず、生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携・協力し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進するほか、こどもに関する医療費助成について、医療機関における窓口での支払いが不要となる現物給付制度を継続して実施できるよう、引き続き市町村を支援するとともに、所得要件等を満たすひとり親家庭のこどもに対し医療費を助成します。

「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの 学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行うとともに、経済 的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣 が十分に身についていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地 域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支 援します。

3132

33

34

35

36

1

2

3

4

5

67

8

10

11

12

13

14

15

1617

18

19

20

21

22

23

24

25

2627

28

29

30



(ウ) 高校生期

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、 家庭の教育費負担の軽減、学校における就学継続のための相談・支援体制 の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支 援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援に取り組みます。

このため、高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、授業料以外については、高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度により、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援のほか、高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減に取り組みます。

就学の継続を支援するため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等の配置や居場所の設置を行い、教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築するとともに、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置や、確かな学力の定着を図るための県立高校の状況に応じた学習支援員の配置を推進します。また、高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対する、講演会や研究協議の開催、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有など、対策の強化を図ります。

(エ) 支援を必要とする若者

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者(以下「支援を必要とする若者」という。)や、児童養護施設等を退所する者、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者及びその家庭を適切な支援につなげるための体制を構築するとともに、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

このため、支援を必要とする若者に早い段階で支援を届けることができるよう、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザ sorae 等と情報を共有し、就学、就労など必要な支援につなげます。困難を抱えるこども・若者やその家族等に対する効果的かつ円滑な支援に向けた連携体制を整備するため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、県及び市町村において、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所での支援に取り組みます。

退所者が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も

学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。

継続した支援が必要と認められる退所者に対しては、措置延長の実施や、 児童自立生活援助事業等の活用、自立援助ホームに入居する児童等に対す る相談支援や就職活動支援など、退所者のアフターケアを推進します。

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等、ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援への円滑なつなぎ、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組むとともに、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

若年無業者で就労支援が必要な者に対する基礎的な職業訓練の実施や、 私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組み ます。

(オ) 保護者への支援

1 2

生活困窮世帯やひとり親家庭に対しては、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援のほか、生活保護や各種手当などの金銭給付・貸与、現物給付(サービス)、養育費の取得など、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組みます。

このため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく自立に向けて、家計改善等の支援を含めた包括的な支援を行うとともに、生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。

生活困窮者及び生活保護受給者に対しては、就労支援員による就労支援 や、直ちに就労が困難な者に対しては就労準備支援を行うほか、児童扶養 手当受給者も含め、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行い ます。

ひとり親家庭の母又は父に対しては、児童扶養手当の確実な支給が図られるよう、制度の周知に努めるとともに、養育費に関する相談支援や、養

育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援するほか、所得 要件等を満たすひとり親家庭の親等に対し、医療費を助成します。

生活保護受給者やひとり親家庭等の就労促進のため、生活保護受給者には、就労活動促進費及び就労自立給付金を、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合には、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を、ひとり親家庭の親及び子に対しては、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対しては、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行うほか、ひとり親家庭等の就労機会の確保を図るため、職業訓練の実施や就職のあっせん等、就労や学び直しの支援、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の補助となる給付金の支給及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援を行います。

専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対しては、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した就労、子育て支援等を行うことにより地域での生活を支援するとともに、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施するほか、困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対し、出産までの間、安心して生活を送ることができる宿泊型居場所を設置するとともに、出産後は安定した生活につながるよう養育等に係る情報提供や関係機関と連携した支援に取り組みます。また、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組みます。

住宅に関する支援について市町村と連携・協力し、ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯に対する公営住宅の優先入居や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等に取り組むとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃低廉化の実施に向けて取り組むほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付を行います。ま

た、離職等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対しては、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進します。

1 2

(カ) 雇用の質の改善に向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇を図る「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進するとともに、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

このため、非正規雇用労働者が働きやすく、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家の派遣やセミナーを開催するとともに、正規雇用化を図る企業等に対しては、専門家派遣などの支援を行うほか、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッジョブセンターおきなわ)を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。

従業員の給与増に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家を派遣します。

イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

沖縄県が貧困対策を推進してから 10 年を迎えようとしています。10 年前にこどもの居場所等で支援につながったこどもたちの多くが高等教育や就労を迎える年齢へと成長していますが、おおむね 18 歳までを対象としてきたこれまでのこどもの貧困対策では、その後の支援を行う資源や仕組みが十分整っているとは言えない状況にあります。自立に向けて自主的に行動ができる状態にないこどもたちを放置すれば、このこどもたちが貧困状態へと陥り、貧困の連鎖へとつながっていくことが懸念されることから、こどもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つため、次に掲げる施策を推進します。



① 学習・進学支援

生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯のこどもに対しては、市町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組みます。

能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するとともに、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。

② 体験・交流の機会創出

家庭の経済状況にかかわらず、こどもたちが、様々な体験・交流の機会等により、周囲のこどもやおとなとの触れ合い等を通じ、自己肯定感を高め、生きる力を育めるよう、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する取組を推進します。

経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、こどもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。

③ 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

家庭や地域において、生きづらさや困難を抱えるこどもや若者に対しては、 地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、 自らの意思で行動することにより自立へとつなげていきます。

ウ 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

これまでの貧困対策の推進により、市町村のこどもの居場所(こども食堂も含む)は約300か所にまで増え、居場所と学校、保護者等をつなぐ貧困対策支援員は約100名配置されるなど、困難を抱えるこどもやその家庭につながる体制が構築されてきました。令和5年(2023年)10月時点では、これら居場所や支援員とつながったこどもの数は約1万5千人となっており、一定の成果が現れています。しかし、同時点の本県のこどもの数は約23万6千人であり、困窮世帯の割合が2割から3割存在すると仮定した場合、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていないこどもが一定数いることが想定されます。今後の貧困対策における新たな課題として、支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげてい

く取組を強化していく必要があるため、次に掲げる施策を推進します。

① 地域における社会資源の創出



住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないよ う、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出に取り組 むほか、地域で様々なこども支援活動をしている団体、企業、個人等も、こ どもたちにとっては貴重な資源であることから、こどもたちのために共に助 け合う支援体制を構築していくとともに、市町村において、既存の社会資源 の役割や支援内容等を踏まえ、必要な場所に必要な資源を設置・連携してい く体制づくりを支援します。

8 9

10

11

12

13 14

15

16 17

1

2

3

4

5

6

7

② つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援

地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭等に 対しては、沖縄こどもの未来県民会議と連携し、食品等を安定的に供給する 体制整備の充実強化に取り組むとともに、民間企業や地域のこども支援団体 等と連携し、食支援などを契機として経済的に問題を抱えているこどもとそ の保護者・家庭へとつながり、貧困対策支援員等がアウトリーチ等により地 域の資源や支援制度につなげるなど、新たな仕組みの構築に取り組んでいき ます。

18 19

20

21

22

23

24

25

③ 困難を抱える若者への支援

中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなく なり、各種支援や地域資源等とつながることができていないこども・若者を 把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・ 連携していきます。また、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向 けた展望を見出せないでいる者に対して、社会的自立を促進するため、子ど も若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどによる 相談・支援体制の充実を図ります。

26 27

28

29

30

31

④ 早期に支援につなげる仕組みの構築

学校現場において、デジタル技術の活用等により、支援が必要なこどもや 家庭の情報を把握し、関係者が連携して適切な機関等へつなげる「学校版ス クリーニング」などの仕組みを県内各地域へ普及するなど、支援が必要なこ どもを早期に発見し、適切な支援へとつなげる支援体制を構築します。

1 第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

3 県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項の 4 規定に基づき策定するものです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、市町村が 事業主体として総合的かつ計画的に行うこととなっており、県は、市町村が行う 事業が適切かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講 ずることとなっております。

市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用 状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、そ の「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期(「確保方策」)を市町 村子ども・子育て支援事業計画に定めます。

県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」を定めるとともに、市町村の取組を支援するための施策を位置づけます。

なお、子ども・子育て支援事業支援計画関連施策については、本章に示すこと とし、その他の子育て支援と関連がある施策等については、第3章に記載するほ か、第7章の個別施策集にて整理することとします。

2021

22

2324

25

26

2

5

67

8

9

1011

12

13

14

15

16

1718

19

2 教育・保育の県設定区域の設定

本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。

当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、 県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものであり、 広域利用の実態等を踏まえ設定しました。

272829

表 1 県区域設定

	認定区分		
	1号	2号	3号
設定区域	沖縄区域	市町村	
	(沖縄本島所在市町村並びに宮古区域		
	及び八重山区域に含まれる市町村を		
	除く離島所在町村)		
	宮古区域		
	(宮古島市及び多良間村)		

	八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町)	
主な利用施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園
認可等に当たっての考え方	私立幼稚園における広域利用の実態、 施設の設置状況及び地理的条件等を鑑 み、区域ごとの需給状況を勘案	保育所の利用が概ね市町村 域内となっていることに鑑 み、市町村ごとの需給状況 を勘案

3

2 3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

「確保方策」
「量の見込み」に対して確保しようとする
施設・事業の利用定員の総数
特定教育・保育施設*1(認定こども園及び
幼稚園)の利用定員
+
特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の
利用定員の総数
特定教育・保育施設(認定こども園及び保
育所)の利用定員の総数
+
認可外保育施設等を利用する小学校就学前
こどものうち保育を必要とするもの
特定教育・保育施設(認定こども園及び保
育所)
及び特定地域型保育事業*2の利用定員の総
数
+
認可外保育施設等を利用する小学校就学前
こどものうち保育を必要とするもの

4 1…特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市町村が施設型給付の対象として適当であると確認した教育・保育施設

(認定こども園や保育所、私立幼稚園)

※私立幼稚園は、確認を受けることも可能とされている。

8 2…特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市町村が地域型保育給付の対象として適当であることを確認した小規模保育

10 事業等

1112

1314

5

6

7

9

(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

県では、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県区域ごとに集計したものを基本とし、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確

1	保方策」を設定しました。
2	確保方策や実施時期を定めるに当たっては、保護者の就労状況やこどもの教
3	育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえたものとなるよう市町村の意向を
4	確認し、設定しました。
5	
6	

表2 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保 方策(県計)

【1号認定】 (単位:人) 項 目 R 7 R 11 R 8 R 9 R 10 量の見込み (1) 4, 423 4,595 4, 183 4,088 4, 111 (3+4+5)(2) 9.654 9.407 9, 110 8,886 8,907 確保方策 認定こども園 4.340 4.625 4.624 4.792 4,814 1, 220 1.273 1, 253 公立 1.069 1.170 私立 3.271 3.455 3.404 3.519 3,561 新制度移行幼稚園 **(4**) 4, 116 3,584 3, 278 2,896 2,895 公立 3,716 3, 184 2.885 2,503 2,502 私立 400 393 400 393 393 **(5**) 未移行幼稚園 1.198 1.198 1.198 1.198 1.198 確保一量 (2-1)**6**) 5,059 4,984 4, 927 4, 798 4, 796 (単位:人) 【2号認定】 項 目 R 7 R 8 R 9 R 10 R 11 (2+3)33, 424 (1) 37.479 36.159 34. 123 33.494 量の見込み合計 8, 339 7,959 7, 458 7, 365 7, 438 教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い) 2 保育ニーズ(②以外) 28.200 26,062 26,056 (3) 29.140 26,665 確保方策合計 ((5)+(13))**(4**) 39, 456 39.598 39.408 39.486 39.637 教育合計 $(6) \sim (12)$ **(5)** 19.172 19.923 20.067 19.981 20.115 認定こども園 15, 853 16,843 17,092 17, 445 17,635 **6**) 3, 544 公立 2.983 3, 266 3, 364 3,680 私立 12.870 13.577 13.728 13.901 13, 955 新制度移行幼稚園(預かり保育) (7) 2,734 2.570 2.465 2.026 1,970 2, 220 公立 2.451 2.182 1.743 1.687 私立 283 283 283 283 283 新制度移行幼稚園→認定こども園 (8) 75 0 0 0 0 0 0 75 0 0 公立 私立 0 0 0 0 0 新制度移行幼稚園→認可外保育施設 15 15 15 15 15 公立 0 0 0 0 0 15 15 15 私立 15 15 未移行幼稚園(預かり保育) 495 (10)495 495 495 495 未移行幼稚園→認定こども園 (11)0 0 0 0 0 未移行幼稚園→認可外保育施設 0 0 0 0 0 (12) $(14) \sim (18)$ (13)20.284 19.675 19.341 19,505 19.522 保育合計 18.772 保育所 19,713 19, 112 18.935 18,945 (14)公立 1.699 1.470 1.469 1.435 1.358 私立 18.014 17.642 17.303 17.500 17.587 地域型保育事業 (15) 71 71 71 71 20 20 |小規模保育事業所 20 20 20 事業所内保育事業所 51 51 51 51 51 認可外保育施設 (16) 143 143 143 143 143 企業主導型保育施設 (地域枠) (17)288 288 288 288 288 へき地保育所 (18)0 0 (20 + 21)(19) 1,977 4,078 5, 262 6,035 6, 116 確保一量 ((5)-(2))**(20)** 10,833 10,614 12, 587 12, 597 12,655 教育

保育

1 2

3

(21)

-8.856

-8.531

-7.325

-6.562

-6,539

((13) - (3))

_【3号認定(O歳)】					<u>i</u>)	<u> 单位:人)</u>
項目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	1	6, 051	6, 013	5, 951	5, 902	5, 858
確保方策合計 (③~⑧)	2	6, 604	6, 663	6, 667	6, 693	6, 705
保育所	3	3, 755	3, 693	3, 697	3, 703	3, 715
公立		171	155	154	151	142
私立		3, 584	3, 538	3, 543	3, 552	3, 573
認定こども園	4	1, 610	1, 717	1, 717	1, 738	1, 738
公立		128	143	140	149	149
私立		1, 482	1, 574	1, 577	1, 589	1, 589
地域型保育事業	⑤	1, 072	1, 091	1, 091	1, 089	1, 089
小規模保育事業所		887	903	903	903	903
家庭的保育事業所		10	10	10	8	8
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		175	178	178	178	178
認可外保育施設	6	9	3	3	3	3
企業主導型保育施設(地域枠)	7	155	156	156	156	156
へき地保育所	8	3	3	3	4	4
確保一量 (②一①)	9	553	650	716	791	847
【3号認定(1~2歳)】						単位:人)
項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	1	21, 253	21, 527	22, 278	22, 110	21, 894
確保方策合計 (③~⑧)	2	22, 861	22, 910	23, 013	23, 086	22 105
保育所	(3)					23, 105
	9	13, 424	13, 071	13, 132	13, 133	13, 131
公立	3	942	788	790	13, 133 767	13, 131 710
私立		942 12, 482	788 12, 283	790 12, 342	13, 133 767 12, 366	13, 131 710 12, 421
私立 認定こども園	4	942 12, 482 5, 887	788 12, 283 6, 281	790 12, 342 6, 321	13, 133 767 12, 366 6, 394	13, 131 710 12, 421 6, 413
私立 認定こども園 公立		942 12, 482 5, 887 589	788 12, 283 6, 281 663	790 12, 342 6, 321 663	13, 133 767 12, 366 6, 394 688	13, 131 710 12, 421 6, 413 694
私立 認定こども園 公立 私立	4	942 12, 482 5, 887 589 5, 298	788 12, 283 6, 281 663 5, 618	790 12, 342 6, 321 663 5, 658	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業		942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所	4	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所	4	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所	4	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33 0	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33 0	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30 0	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405 30 0
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所	(4) (5)	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33 0 490	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33 0 496	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33 0 496	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30 0 496	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405 30 0 496
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 認可外保育施設	(a) (5) (6)	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33 0 490 86	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33 0 496 73	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33 0 496 73	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30 0 496 73	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405 30 0 496 73
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 認可外保育施設	(a) (5) (6) (7)	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33 0 490 86 442	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33 0 496 73 441	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33 0 496 73 441	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30 0 496 73 441	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405 30 0 496 73 441
私立 認定こども園 公立 私立 地域型保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 認可外保育施設	(a) (5) (6)	942 12, 482 5, 887 589 5, 298 2, 886 2, 363 33 0 490 86	788 12, 283 6, 281 663 5, 618 2, 933 2, 404 33 0 496 73	790 12, 342 6, 321 663 5, 658 2, 934 2, 405 33 0 496 73	13, 133 767 12, 366 6, 394 688 5, 706 2, 931 2, 405 30 0 496 73	13, 131 710 12, 421 6, 413 694 5, 719 2, 931 2, 405 30 0 496 73

【総合計:認定区分別】

(単位:人)

	**************************************	77 77 2						
	項	目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量	の見込み総合計	(2+3+4)	1	69, 378	68, 122	66, 535	65, 524	65, 357
	1号認定		2	4, 595	4, 423	4, 183	4, 088	4, 111
	2号認定		3	37, 479	36, 159	34, 123	33, 424	33, 494
	3号認定		4	27, 304	27, 540	28, 229	28, 012	27, 752
確	保方策総合計	(6+7+8)	(5)	78, 575	78, 578	78, 198	78, 151	78, 354
	1号認定		6	9, 654	9, 407	9, 110	8, 886	8, 907
	2号認定		7	39, 456	39, 598	39, 408	39, 486	39, 637
	3号認定		8	29, 465	29, 573	29, 680	29, 779	29, 810
確	保一量	(10+11+12)	9	9, 197	10, 456	11, 663	12, 627	12, 997
	1号認定	(6-2)	10	5, 059	4, 984	4, 927	4, 798	4, 796
	2号認定	(7-3)	11)	1, 977	3, 439	5, 285	6, 062	6, 143
	3号認定	(8-4)	(12)	2, 161	2. 033	1, 451	1. 767	2.058

【総合計:教育・保育区分別】

(単位:人)

_	<u> 【総台計:</u>	教育・保育	<u> </u>					(.	<u> 単位:人)</u>
		項 目			R 7	R 8	R 9	R10	R11
틀	量の見込みる	合計	(2+3)	1	69, 378	68, 122	66, 535	65, 527	65, 357
Ш	教育			2	12, 934	12, 382	11, 641	11, 453	11, 549
	保育			3	56, 444	55, 740	54, 894	54, 074	53, 808
矷	催保方策合詞	†	(5+9)	4	78, 506	78, 450	78, 121	78, 083	78, 279
Ш	教育合計		(6~8)	5	28, 826	29, 263	29, 167	28, 867	29, 022
Ш	認定こど	も園		6	20, 193	21, 468	21, 716	22, 237	22, 449
Ш		公立			4, 052	4, 436	4, 584	4, 817	4, 933
Ш		私立			16, 141	17, 032	17, 132	17, 420	17, 516
Ш	新制度移	行幼稚園		7	6, 940	6, 102	5, 758	4, 937	4, 880
Ш		公立			6, 242	5, 404	5, 067	4, 246	4, 189
Ш		私立			698	698	691	691	691
	未移行幼	稚園		8	1, 693	1, 693	1, 693	1, 693	1, 693
	保育合計		$(10 \sim 15)$	9	49, 680	49, 187	48, 954	49, 216	49, 257
	保育所			10	36, 892	35, 876	35, 601	35, 771	35, 791
		公立			2, 812	2, 413	2, 413	2, 353	2, 210
		私立			34, 080	33, 463	33, 188	33, 418	33, 581
	認定こど	も園		11)	7, 497	7, 998	8, 038	8, 132	8, 151
		公立			717	806	803	837	843
		私立			6, 780	7, 192	7, 235	7, 295	7, 308
	地域型保			12	4, 029	4, 095	4, 096	4, 091	4, 091
		小規模保育			3, 270	3, 327	3, 328	3, 328	3, 328
		家庭的保育			43	43	43	38	38
		居宅訪問保			0	0	0	0	0
		事業所内保	育事業所		716	725	725	725	
	認可外保			13	238	219	219	219	
		型保育施設	(地域枠)	14)	885	885	885	885	
Ц	へき地保	育所		15	139	114	115	118	
石	催保一量		(1)+18	16	9, 128	10, 328		12, 556	
	教育		(5-2)	17)	15, 892	16, 881	17, 526	17, 414	
	保育		(9-3)	(18)	-6, 764	-6,553	-5, 940	-4, 858	-4, 551

※表 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保方策

(詳細) は、P137 以降に掲載

3

4 県の認可・認定に係る需給調整

(1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可等申請があった場合、当該施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことになります。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができるものとします。これを「需給調整」といい、需給調整については慎重に取り扱うものとします。

適格性・認可基準を満たす場合の認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可

量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる*

*需給調整

(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

本計画に基づき、教育・保育施設や地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該施設等の認可・認定が行われる前に、事業計画に定められていない事業者から認定こども園等の認可・認定申請があった場合は、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設を「確保方策」に含めて需給調整を行うことができるものとし、県設定区域において「確保方策」が「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

本計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の 需給調整イメージ

量の見込み < 確保方策* ⇒ 認可・認定を行わないことができる

*申請があった時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後 整備する予定の施設の利用定員の総数の合計

(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整

1 2

認定こども園は、保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

特例では、認定こども園への意向を希望する保育所・幼稚園があれば、基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認可・認定を行う『数』を県計画に定めることとされています。

県計画で定める『数』は、既存施設の認定こども園への移行に関する意向等 に基づき設定する必要があることから、本計画においては、市町村等の意向を踏 まえ設定しました。

表3 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数

三度	3号	幼稚園	871 64							0 0	0 14	0 0	0	0 0	73 56			0 22		166 0	36			0 43		232 30	43 0	0 0	0 0	0 12	0 0	6 0			0 0	0 88	0,	49 149			70 218	0 0	70 07	-		
令和11年度	5号	~	871																							23	7										1,907							36		
	1号	保育所																		16,989																	16,989	742		742	613	5	613	18		
ш.,	3음	#萬	0	67	29	25	53	24	189	0	14	6	О	-	54	32		22			33	8 0	0	43	33	28	0	0	0	11	0	6	∞ (0 9	12	82	790	161	1	162	214		214	1 166	(1 143)	(1,143)
令和10年度	2号	幼稚園	894	,	51	70	92	31	75	0	C	0	0	0	75	0	O	0	0	166	0	0	0	0	7	239	51	0	0	0	0	0	0	91	8	0	1,949	49	1	50	56	0	0	2055	(1,035)	(1,035)
УĽ	1号	保育所											_				_			16,954										•	,	•					16,954	791	,	721	808	600	605	18 280	(17 / 14)	(17,414)
	3号	掘	3 0	66	22	61	0	15	185	0	9	6	С	4	25	35	C	22		0	31	-	0	36	26	17	0	0	0	11	0	6	∞ (9	_ ∝	75	710	170	-	171	206		0 90%	1 087	(1,064)	(1,004)
令和9年度	5号	幼稚園	786	,	21	48	95	31	75	0	C	0	С	0	72	0	C	0	0	166	0	0	0	С	0	214	39	0	0	0	0	0	0 !	-	4 C	0	1,769	49	-	20	26	,	57	1 876	(956)	(930)
ΥΓ	음1	保育所					<u> </u>				<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>		16,232				<u> </u>	_												16,232	945		945	r or	000	585	17 769	(16 901)	(10,091)
	3음	雪	141	67	65	149	37	54	275	0	17	= =	С	4	65	41	0	16		0	34	5 0	0	42	36	5	0	0	0	11	0	6	∞ (0 9	9 6	103	1,170	232	-	233	231		231	1 634	(1 611)	(00)
令和8年度	2号	幼稚園	832	+ 0	21	55	92	31	75	0	C	0	С	0	67	0	C	0	C	166	C	0	0	С	0	194	0	0	0	0	0	0	0	50	n C	0	1,760	49	-	20	26	0 0	0 92	1 866	(976)	(1000)
, ,	1号	保育所		_																15,131				_													15,131	925		925	610	0 0	619	16674	(15,917)	(19,017)
	3号	掘	330	67	74	111	24	92	312	0	17	13	С	7	99	34	c	4	· c	0	28	07	0	52	29	27	0	0	0	10	0	6	7	0 ;	٥	63	1,332	235	-	236	224		224	1 792	(1 769)	(1,709)
令和7年度	2号	幼稚園	652	-	212	62	92	31	75	0	C	0	С	0	9	46	C	0	0	166	0	0	0	С	0	152	0	0	0	0	0	0	0	2.7	7 0	0	1,585	49	-	20	26	0 0	0 22	1 691	(671)	(1,000)
⊀ι−	1号	保育所									_									15,256					_												15,256	893		893	808	000	808	16 757	(15,007)	(10,692)
	No. 市町村名		1 那覇市	_		を 強用		7 粤見城市	8 うるま市	9 南城市			12 東村		14 本部町	15 恩納村		17 金武甲	18 伊江村	19 請谷村	20 東手納甲	21 光公門	22 北中城村	23 中城村		25 与那原町	26 南風原町	27 渡嘉敷村	28 座間味村	29 粟国村	30 渡名喜村	31 南大東村	32 北大東村	33 伊平座村	35 久米島町	36 八重瀬町	区域小計①	37 宮古島市	38 多良間村	区域小計(2)	39 石垣市	10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	41 与那国町区域小計3	対対に同る対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		(H#1)

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

(1)にかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で需給調整を行うものとし、「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

67

8

9

10

11

12

1314

15

16

1 2

3

4

5

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制 の確保

(1) 認定こども園への移行支援

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及 びその変化等にかかわらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、 地域のニーズや既存の幼稚園や保育所のこども園への移行希望なども踏まえなが ら、施設の認可・認定を行います。

新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行に当たっては、 教育・保育機能を付加するための施設整備に係る国庫補助制度等の情報提供と利 用促進に努めます。

1718

19

20

2122

23

2425

26

27

28

29

30

3132

33

(2) 保幼こ小連携の推進

幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらすことから、幼稚園教育要領等においては、保育所と幼稚園、認定こども園、小学校の円滑な接続を図ることが示されています。

このため、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、教育委員会・こども所管部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び認定こども園を小学校(縦)と幼児教育施設(横)をつなぐ結節点とした保幼こ小連携体制の構築を推進します。

具体的には、市町村へ各小学校区での保幼こ小連絡協議会等の設置や幼児教育アドバイザー等の配置を促し、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、連携体制の構築を支援します。

また、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、原則として受入対象が3歳未満児となっており、卒園後の受け皿として保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかとの連携が不可欠となることから、こどもの発達の連続性が保障できるよう市町村における保育・教育施設と地域型保育事業者との連携推進に係る取組を促進します。

3435

(3) 地域子ども・子育て支援事業

共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、 地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。

このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。

令和7年度(2025年度)以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに「こども誰でも通園制度」等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。

県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、事業実施に当たって の必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村 の共通課題等に対応してまいります。

1516

1

2

3

4

5

6

7 8

9

10

11

12

1314

表 4 地域子ども・子育て支援事業 18 事業

(1) 利用者支援事業

妊婦等に対する情報提供や面談等を行う事業や、こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等と連絡調整等を実施する事業

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び 時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園・認定こども園等において、市町村が定める利用者負担額 (保育料)とは別に、各施設が実費徴収を行う費用(①食事の提供に要する費 用や②日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等)の一部を保 護者の世帯所得の状況を勘案し助成する事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由で、こどもを養育することが一時的に困難となっ

た場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業 及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(8)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭 等に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業

(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業

(10) 地域子育て支援拠点事業

保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業

(11) 一時預かり事業

一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理 的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる 事業

(12)病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において 看護師等が一時的に保育等を行う事業

(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望 する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(14)子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業

(18)こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

1 2

表5 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

	· .							
No.	事業	名	単位	R 7 年度			R10年度	
1	利用者支援事業		市町村数	36	36	36	36	36
2	 延長保育事業		市町村数	32	32	32	32	32
		.	箇所数	715	719	723	725	726
3	実費徴収に伴う 事業		市町村数	21	22	22	22	22
4	多様な主体の参え 用事業	入促進・能力活 	市町村数	10	10	10	10	10
			市町村数	31	31	31	31	31
5	 放課後児童健全電	今成 重業	クラブ数	644	661	674	682	691
	从 际 区 九 主 匠 工 i	7 /A + A	支援単位数	745	765	779	787	797
			登録児童数	27, 944	28, 736	29, 267	29, 610	29, 988
		①ショートス	市町村数	17	21	21	21	21
6	子育て短期支援	テイ	箇所数	39	43	43	43	43
0	事業	②トワイライ	市町村数	0	1	1	1	1
		トステイ	箇所数	0	1	1	1	1
7	乳児全戸訪問事業	<u></u>	市町村数	37	37	37	37	37
8	養育支援訪問事業	*	市町村数	25	26	26	26	26
9	子どもを守るため ワーク機能強化		市町村数	20	21	21	21	21
10	子育て世帯訪問る	支援事業	市町村数	24	25	25	25	25
11	児童育成拠点支持	爰事業	市町村数	3	4	4	5	7
12	親子関係形成支持	爰事業	市町村数	6	9	10	10	10
12	 地域子育て支援 	加占車業	市町村数	32	32	32	32	32
10	20% 1日(又版)	心 派	箇所数	108	111	114	116	118
		①一般型等	市町村数	29	29	29	29	29
14	一時預かり事業	① 放至寺	箇所数	108	110	111	114	116
14		②幼稚園型	市町村数	32	32	32	32	32
		<i>⑤ 4</i> 月 7世 图 至	箇所数	265	266	267	264	264
15	病児保育事業		市町村数	23	25	26	26	26
10	邓 尔 休 月 尹 未		箇所数	57	60	62	62	63
	ファミリー・サ	①其太吏娄	市町村数	33	33	33	33	33
16	ポート・セン	① 益 平争未	箇所数	21	21	21	21	21
10	ター事業	②病児・緊急	市町村数	19	19	19	19	19
		対応事業	箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	36	36	36	36	36
10	乳児等通園支援		市町村数	12	33	33	33	33
18	(こども誰でも通		箇所数	44	123	130	136	137
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に当たって、基本となるのは人材であり、県は、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
保育教諭	4, 149	4, 311	4, 324	4, 328	4, 617
保育士	8, 424	8, 360	8, 396	8, 430	8, 140
幼稚園教諭	424	405	405	398	401
その他保育従事者 (子育て支援員等)	98	98	98	98	98

(2) 教育・保育等従事者の確保

本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。

また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保 連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、 保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士等として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである ことから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこど

1	も部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係
2	る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
3	また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した
4	質の高い幼児教育・保育を保障し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。
5	さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園
6	の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。
7	認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改
8	善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監
9	督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対
10	する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	

1 表 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保方策(詳細)

	総合計	4, 595	9, 654	4,340	1,069	3, 271	4, 116	3, 716	400	1, 198	5,059
	区域小計	165	571	161	107	54	270	270	0	140	406
41	与那国时	31	32	0			32	32			-
40	女温田	7	7	0			7	7			0
39	石垣市	127	532	161	107	54	231	231	0	140	405
		9	7	က	7	9	9	9	0	8	_
	区 数小背	106	337	123	47	9/	176	176)	38	231
38	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	中国中国	106	337	123	47	9/	176	176	0	38	231
		4	တ	0	5	_	0	0	0	0	2
	区域小背	4, 324	8, 746	4,056	916	3, 14	3,670	3, 270	400	1,020	4, 422
36	八重瀬町	97	89	89	25	64	0	0	0	0	13
35	久米島町	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0
34	伊是名村	3	က	0			3	3			0
33	伊平屋村	13	12	12	12	0	0	0	0	0	-
32	北大東村	0	3	3	3	0	0	0	0	0	3
31	南大東村	0	0	0			0				0
30	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	栗国村	12	38	0	0	0	38	38	0	0	23
28	強間味村		0	0			0				0
27	速嘉敷村	0	0	0			0				0
56	南風原町	81	319	09	0	09	259	259	0	0	238
25	与那原面	69	178	15		15	148	148		12	109
<u></u>		\odot	3	(C)			4			②	9
	ш		(3+0+0)				# 園				(2-1)
	茰	量の見込み	確保方策	認定こども園	公立	私立	新制度移行幼稚[公立	私立	未移行幼稚園	確保一量

105 $\widehat{\prec}$ 国海国2 (単位: 258 中城村 83 北中城村 85 85 北谷町 240 2 嘉手納町 15 話谷村 伊江村 35 金武町 は 室 値 型 は お数値に 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】 7 本部町 今帰仁村 5 5 12 東村 大宜味村 は範囲の 29 南城市 698 568 120 409 うるま市 豐見城市 , 168 , 168 9 洪 輝 市 表2-1 0 음 条 満 市 名護市 ♡無添市 360 宜野湾市 402 693 566 北韓市 <u>(</u> (2-1)(3+4+5)Ш 昕制度移行幼稚園 確保方策 認定こども園 未移行幼稚園 깸 令和8年度 量の見込み 私立 公立

	総合計	4, 423	9, 407	4,625	1, 170	3, 455	3, 584	3, 184	400	1, 198	4,984
<u> </u>			<u> </u>								
	区域小計	158	575	167	113	54	268	268	0	140	417
41	与那国町	28	32	0			32	32			4
40	女温时	9	9	0			9	9			0
39	石垣市	124	237	191	113	24	230	230	0	140	413
		_									
	早小练习	66	198	891	79	96	991	165	0	38	262
38	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	全古會中	66	361	158	62	96	165	165	0	38	262
		٠.	-	0	20	2	_	_			LO
	早小海区	4, 166	8, 471	4,300	995	3, 305	3, 151	2, 751	400	1,020	4, 305
36	八重瀬町	9/	68	68	52	99	0	0	0	0	13
35	久米島町	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0
34	伊是名村	3	3	0			3	3			0
33	伊平屋村	13	12	12	12	0	0	0	0	0	-1
32	北大東村	0	3	3	3	0	0	0	0	0	3
31	南大東村	0	0	0			0				0
30	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	栗国村	11	35	0	0	0	35	35	0	0	24
28	座間味村	0	0	0			0				0
27	渡嘉敷村	0	0	0			0				0
56	南風原町	75	350	09	0	09	290	290	0	0	275
25	与那原町	63	06	15		15	09	09		15	27
		\odot	3	3			4			②	9
)								
	ш		3+4+2				luari.				(2-1)
)	民			行幼稚園			HOK	
	断	の見込み	保方策	認定こども	公立	私立	新制度移行	公立	私立	未移行幼稚園	確保-量
			牌	-4-1-12			MIC			-11	耀

表2一1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

						K K		£ C \$	9 C 2	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	こそに、ようとうことになっている。	Ė	A 44 / C	+		7									
令和9年度																								(単位	· 구
			-	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11 1,	2 1:	3 14	4 15	16	17	18	19	70	21	22	23	24
			開	留即	無张	名譜	※ 높	大 螺	制時 四	うて	極單	田田田	大百里村	小皿	本 神	医线	はは	領市	伊に	話《	毒王	光《	共 🛭	日 單	西百
西	ш		# -	计汽	€ 	K IC	₹ E	₹ F	光球	9 116							掛金	山田	社	Þ‡	上茶	中臣	洋山	* ‡	6 日
				₩					₽	₩			±	+÷-	+-		本				占		丰		
量の見込み		Θ	1, 099	171	335	123	290	346	114	413	115	4	2	19	12	9	<u>د</u>	34	16	154	62	133	70	59	102
確保方策	(3+4+5)	8	1, 670	982	388	380	300	1, 088	410	843	197	6	7	19	12	8	31	104	91 1	160	310	98	131	258	135
認定こども園		(3)	1, 020	480	388	0	258	0	345	869	168	6	7	0	12	0 3	31 7	69 /	0 (26	70	18	131	258	135
公立			402	66	98		42		65	130	44	6	7		9	0	6 4		0 6	0		0	48	15	25
私立			618	385	290		216		280	268	124	0	0		9	0 2	25	3 60	0 (26	70	18	83	243	110
新制度移行幼稚園	稚園	4	160	190	0	300	51 1	1, 088	65	25	29	0	0	19	0	8	0	0 35	16	134	240	80	0	0	0
公立			0	130		300	0	1, 088	0	0	29	0	0	19	0	8	0	35	16	102	240	80		0	0
私立			160	09		0	51		65	25	0	0	0		0	0)	0	0 0	32	0	0		0	0
未移行幼稚園		©	490	315		80	0		0	120	0	0	0		0	0	0		0 0	0		0		0	0
確保一量	(2-1)	9	571	814	53	257	19	742	296	430	82	2	2	0	0		8	0 70	0	9	248	-35	61	199	33

	総合計	4, 183	9,110	4,624	1,220	3,404	3,278	2,885	393	1,198	4,927
	区域小計	153	576	167	113	54	269	269	0	140	423
41	与那国町	25	32	0			32	32			7
40	中侧由	7	7	0			7	7			0
39	石垣市	121	237	167	113	54	230	230	0	140	416
	区域小背	94	343	158	65	96	147	147	0	38	249
38	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	全古皇中	94	343	158	62	96	147	147	0	38	249
_											
	区域小計	3, 936	8, 191	4, 299	1, 045	3, 254	2, 862	2, 469	393	1,020	4, 255
36	人重瀬町	2/	68	68	52	9	0	0	0	0	16
35	久米島町	7	7	0	0	0	7	7	0	0	0
34	伊是名村	3	8	0			8	8			0
33	伊平屋村	13	15	15	17		0	0	0		-1
32	北大東村	0	8	3	8	0	0	0	0	0	3
31	南大東村	0	0	0			0				0
30	渡名喜村	0	0	0	0			0		0	0
29	栗国村	11	35	0	0	0	0 35	35	0	0	0 24
28	座間味村	0) 0	0) 0) 0
27	渡嘉敷村			0	0	0		0	0	0	
76	南風原町	0/0	0 380	9 60		9 60	0 320	0 320		2 (310
25	与那原町	09 (06 (09 (09		ļ	30
<u> </u>		\odot	2	<u>@</u>			4			©	9
	ш.		(3+(4+(2))				行幼稚園				(2-(1))
	哲	量の見込み	確保方策	認定こども園	公立	私立	新制度移行幼	公立	私立	未移行幼稚園	確保一量

(単位:人) 23 中城村 83 131 61 131 22 北中城村 132 8 8 8 7 北谷町 310 70 240 240 58 252 20 嘉手納町 81 21 32 151 読谷村 伊江村 104 69 35 35 金武町 **本 南 蝠 草** 25 8 恩納村 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】 本部町 今帰仁村 15 15 15 15 東村 大宜味村 国題科 124 29 0 168 80 197 南城市 568 25 0 843 437 869 20 130 8うるま市 65 280 65 65 299 豊見城市 335 008 673 908 800 9 決 課 市 表2-1 280 309 29 258 51 ら茶瓶市 350 80 名護市 316 72 388 388 98 290 浦添市 135 385 165 895 520 730 2 | 国野汽卡 1,720 070 402 899 60 490 160 半輩出 **(3)** ල (C) 9 4 (3+4+5)(2 - (1))ш 新制度移行幼稚園 認定こども園 公立 未移行幼稚園 쨈 令和10年度 量の見込み 確保方策

四原甲

	総合計	4,088	8,886	4, 792	1, 273	3, 519	2,896	2, 503	393	1, 198	4, 798
-											
	区域小計	148	576	167	113	54	269	269	0	140	428
41	与那国时	24	32	0			32	32			8
40	竹富町	7	7	0			7	7			0
39	石垣市	117	537	167	113	54	230	230	0	140	420
	•										
	区域小計	87	280	158	62	96	84	84	0	38	193
38	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	半管中国	87	280	158	62	96	84	84	0	38	193
	区域小計	3,853	8, 030	4, 467	1,098	3, 369	2, 543	2, 150	393	1,020	4, 177
-			_	_			0	0	_	_	
36	八 重 瀬 町	71	68	68	25	9			0	0	18
35	久米島町	4	7	0	0	0	7	4	0	0	0
34	伊是名村	3	3	0			3	3			0
33	伊平屋村	6	8	8	8	0	0	0	0	0	-1
32	北大東村	0	3	3	3	0	0	0	0	0	က
31	南大東村	0	0	0			0				0
30	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	栗国村	12	35	0	0	0	35	35	0	0	23
28	座間味村	0	0	0			0				0
27	渡嘉敷村	0	0	0			0				0
56	南風原町	69	385	09	0	09	325	325	0	0	316
25		26	06	15		15	09	09		15	34
F		0	3	(C)			4			②	9
\vdash			_								
	ш.		(3+(4+(5))				# 萬				(2-1)
	茰	量の見込み	確保方策	認定こども園	公立	私立	新制度移行幼稚園	公立	私立	未移行幼稚園	確保一量

表2-1 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策【1号認定】

令和11年度		茰	量の見込み	確保方策	認定こども園	公立	私立	新制度移行幼稚園	公立	私立	未移行幼稚園	確保一量
		ш		(3+4+5)				稚園				(2-1)
			Θ	3	(9)			4			2	9
	1	ボ 覇 市	1, 139	1, 795	1, 145	405	743	160	0	160	490	929
	2	宜野湾市	164	895	520	135	385	09	0	09	315	731
	3	無孫市	306	388	388	86	290	0				82
	4	名護市	115	320	0			270	270	0	80	235
	2	米海市	286	309	258	42	216	51 1	0	51	0	23
	9	共 縄 市	333	008	0			800 '	800 '			675
	7	豊見城市	112	410	345	9	280	99	0	9	0	298
	8	うるま市	412	843	869	130	268	25	0	25	120	431
	6	医城市	118	197	168	44	124	50	50	0	0	79
	10	国題村	2	6	6	6	0	0	0	0	0	4
	11 1	大宜味村	2	7	7	7	0	0	0	0	0	2
	12 13	東村 今帰仁村	18	18	0			18	18			0
		→ 報由 	12	12	12	9	9	0	0	0	0	0
		恩納村	9 13	8 31	0 31	0	0 2	8	8	0	0	-1 18
	16	国 軍 型 村	3 7	1 7	1 7	6 4	25 3	0 0	0	0	0	0 8
	17	金武町	33	-	69 /	6	09	35	35	0		71
	18	伊江村	16	16	0	0	0	16	16	0	0	0
	19	誌谷村	148	148	96	17	78	53	17	32	0	0
	20	嘉于納町	26	310	70		70	240	240	0		254
		光谷臣	134	86	18	0	18	80	80	0	0	-36
		本	69	80	80	27	53	0				11
甲位:,		本 本 田 田 田	29		1 827	15	243		0	0	0	1 99
₹	24	西原町	92	135	135	25	110	0	0	0	0	40

	総合計	4, 111	8,907	4,814	1, 253	3, 561	2,895	2, 502	393	1, 198	4, 796
		147	11	191	113	54	0/	0	0	140	8
	早小海冈		211	Ì	11	נ	270	270		14	430
41	早無国苗	25	32	0			32	32			7
40	有個百	8	8	0			8	8			0
39	石垣市	114	283	191	113	24	230	230	0	140	423
		_		\sim	\sim	.0	-	=+	0	~	6
	区域小背	8	280	158	65	96	84	84)	38	199
38	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	半管中国	81	280	158	62	96	84	84	0	38	199
	区域小計	3,883	8, 050	4, 489	1,078	3, 411	2, 541	2, 148	393	1,020	4, 167
36	八重瀬町	70	88	88	25	64	0	0	0	0	19
35	久米島町	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
34	伊是名村	3	3	0			3	3			0
33	伊平屋村	8	6	6	6	0	0	0	0	0	1
32	北大東村	0	3	3	3	0	0	0	0	0	3
31	南大東村	0	0	0			0				0
30	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	栗国村	11	35	0	0	0	35	35	0	0	24
28	座間味村	0	0	0			0				0
27	渡嘉敷村	0	0	0			0				0
56	南風原町	01	382	09	0	09	322	322	0	0	312
25	与雅原苗	22	06	91		15	09	09		15	33
		①	3	®			4			②	9
	Ш		(3+4+5)				行幼稚園				((2-(1))
	茰	量の見込み	確保方策	認定こども園	公立	私立	新制度移行幼:	公立	私立	未移行幼稚園	確保一量

垣一	+	中族社	729 758	54 170		915 850								0	10		0 0		70				127 541				0			0			200	734 139	
-	+	北中城井	487	89		395								0			0					1	51	32		32	0				18			276	ı
-	+	北 谷 后	111	18	646	98/	355	122	0	175	201	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451	466	28	273	0	0	0	28	80	1	88	280	
96	3	惠丰龄町	318	9/	686	413	240	110		110	130		130	0	-		0						173	173	9	97	0	4					95	164	
9	2	超争其	1,039	195	844	168	569	49	0	49	426	298	128	0	0	0	0	0	0	120	0	0	573	573	23	490	0	0	0	0	0		129	400	
00	0	伊江村	113	82	25	113	82	0	0	0	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	55	3	0	0	0	0	0	0		0	0	
1.7	-	金貨幣	251	0		308										0	0	0	0	0		2	4	-										273	1
4	2	回歐倒井	194	52	-	900						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	T	99			0	0	0	0	0		9	93	
14 15	2	80 X TC	189	63		190		-	П	П			123	0		8	0					0		9	П		0	8		0	6		18	67	
41	2	本語面	233	88		313				0		***								0	- 1							0	0	0	0			13	ı
5	2	4. 唯 一 拉	219	0 9		225			98	57		0 9		0	0	0	0 0	0	0		0	0				82	0	8	C		į,			143	
13	71	K T	0 26	9 0		7 26	-		7	0					0	0		0	0	0		0	1	0 20	9	0	0	0	0	0	0			67 -20	
=	+	大宜味村	85 50	0		27 67	10													0								00						07 6	
100	2	田田本	100	9		475 12				489		9.0			0			0			0		804			804	0	0 2	0	0	0			665 10	
0	2	南城市	308 1.47	0	-	614 1.4	13						-	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	818		2.	0	0	0	0	100		1	720 -6	
00	0	うるま市	m	33		5	-	-	m	-										0		В	-	-		-			0					-	
,		雪見城市	9 1.904	13	3 1 7	evi	-	-	L					ш										6 829										5 1.067	
4	9	朱螺雀	3 3.27	LL9	0	7 3, 767	-		L,			39		0			0			28		M	ci	ci		-	0				9		84 48		
14	2	- 《 拝 任	7 1,603	9 933		1 1.687						0	0	100	0	0		0	0				704			704	0	0	0	0	00				
1	-	名號市	4 1.93	0 229	-	8 2 001							ु		b.					0 0			-	-		-		3			10		2 64	5 61	
6"	2	無機長	2,92		0	3.036	-	-		-				Ĭ								В	-	1, 161		î								100	
6	9	宜额资币	2, 499	641	-	2, 359	-	-		-											- 1	u									14		-140		
-	-	隔降卡	5,939	3,385		6.895			1,173	2,568		0	0	0	0	0	0	0	0	0		I	3, 154	60	201	3, 154	0	0	0	0	0	0	926	356	
F	4		0	63	8	9	(L)	6			6		2	8			8			8	8	20	8	2	1	1	(3)		_	9	0	8	8	8	
		ш	((2)+(3))	見教育の利用	(14)	+(9)	(®)~(®)				(開かり祭育)			一個第二とも職			一個可外位有限的		September 2	の保御	11	可外保有施設	(B)~(B)				N N	匾	Sub.	25	2 (地域株)		((g)+(g))	(5-2)	
鉄		恢	見込み合計	日车	X (2)	±.	무바	定こども園	公立	dol:	计均程器	公口	현	行价程序	公立	10	本をは	40.0	2.0	未移行幼稚園(田	1回學學	一 医学学	1000	保育所	D 건강	日立	域型保育事	小規模保育。	事業所內保育	可外保育施	201	李地保育所		- Aut	

	-		97	27	82	53	8			33	34	83	36		31	38		39	9	=		
四		中羅馬	能國域	美麗數	後間後	薬団丼	海疫 4位 10位		北大東	學計圖	學是名	久米島	≺無飛	医城小	(NG 1+12 de)	多良問	区域《	存職市	左侧板	小原国	医矮小	銀 40 志
以及会計 (9+3	6	55	325	# 52	# 02	=	Tr C	0	0	tr c	tr g	200	8	## 33 550	1 268	# 0	1 268	1959	74	FE 150	176	36 159
ズ(幼児教育の利	me.	133	400	10	20	=	0		12		-	64	-		161	0	161	197	52		274	7, 959
1	89	420	925	90	0	0	0		0		12	136		26.056	1.077	0	1.077	166	19	15	1.067	28. 200
第合計 (5)十	9	694	363	23	20	35	0	0	=	20	82	187		36, 576	1.616	-	1.617	1319	74	12	1,405	39, 598
表 40	Ĭ,	153	468	23	20	32	0	0	=	0	67	64	100	18,665	851	0	851	384	13	0	407	19, 92
	Ť	09	89	0	0	0	0	0	=	0	0	0		16,050	399	0	399	350	0	0	394	16.843
17		0	0		0	0	0		=			0		2,860	205	0	205	201			201	3,266
		07	89		0	0	0		0			0	506	13, 190	194	0	194	32			193	13, 57
機移行均権関(関かり保育)	6	70	400	23	200	32	0	0	0	0	67	64		2 172	385	0	385	0	2	0	200	2.570
2142		20	004	27	07	30	0	-	00	-	+	000		283	000	50	200	5	2	1	200	7777
は他の個人物をログも	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	t	1	0	
17		0	0		0	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0			0	
報告教育の政治を選手の対象を開発	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	
公立		0	0		0	0	0	V V	0		1	0	0	0	0	0	0	0			0	
넌		15	0		0	0	0		0			0	0	15	0	0	0	0			0	15
好幼稚園(預かり保育)	8	28	0		0	0	0		0			0	0	428	19	0	19	0			0	490
国一部別にども	8	0	0		0	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0			0	-
東移行幼稚園一提可外保育施設		0	0		0	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0			0	
68~ (6)~ (8)~ (8)		541	895	0	0	0	0	0	0	20	10	123	874	17, 911	765	-	766	926	19	12	866	19,675
- 1	9	541	895	0	0	0	0	0	0	02	20	123	959	17, 477	744	-	745	90	0	12	890	19, 117
(A)	-	22	38	1	0	0	0	1	0	2	40	45	0	1,335	400	-	49	74	0	12	98	1.47
7		480	808		0	0	0		0		1	18	800	0, 142	969		969	30			NOR ROW	1.04.
貞型保育事業	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0		0	23	0	0	39	7
美景			0		0	0	0		0			0	0	20	0		0	0			0	2
1.案所内保育事業所			0		0	0	0		0			0	0	12	0		0	8			39	5
可外保育施設	88		0		0	0	0		0			0	0	143	0		0	0			0	14.
164	6		0		0	0	0		0			0	90	259	- 21	0	21	00			00	288
	(8)	The same of	-	-			1000	-		100	-	-	1000	0	1		0		19		9	9
1		141	38	0	0	24	0	0	Ŧ	20	53	-13	22	3,665	348		349	(9	0	-3	64	4,078
(5)-(2)	6	20	68	00	0	24	0	0	Т	0	909	0	196	9 821	099	0	099	23	0	0	133	10 614
ľ			-								-	-				ı				1	200	3

		-	2	63	7	2	9	-	0	70		+		-		9	=	20	25	92	17	22	3	47
		隔瞬	(m) 1644	無網	名服	※ 類	失 螺	(m) (m)	n 10	恒製	o rate	Linkeste	-	200	1.17	四篇	金其	事に	點神	霞叶	# \$	# #	中 減	图图
		IE	無事	æ	le	₩	te	城市	₩ #=	le		vis est		9944		连柱	証	Ħ	#	紫眉	let	禁莊	Œ	版
(志)	0		2, 330	2,727	1.864	495	3,094	1, 789	3, 151	1,425	25	37	23 1	94	-	28			-		1 677	474	723	72
雅	0		597	0	217	870	553	125	0	9	0	0	-	0	1000		2000					-	53	163
Γ	100	375		0	1.647		541	999		1 419	84	37							1	18	2	18		
領土	-	670		en			118	1990		1.425	127	67					135	3	-			100		
100	-	741		-		1000	471	200	4000	671	107	19					180	1			3	2		319
	-		1.644	-	723	922	00	1.175	1,720	1999	107	67							-				100	
	-		184	1	53	147	0	155	150	176	107	67	100				1.5			l.,			100	
2000			1.460	-	670	175	819	020	1.570	489	0	0			1		100			-	1			
り保育)	0		0		150	0	372	25	0	9	0	0	-						3					
		0	10		150		372	0	0	9	0	0	1		10					00	170			10
ľ	18	0	0		0	Ŧ	0	25	0	0	0	0		0	0				2	-	1			
25年間	8	0	6		0	0	0	0	0	0	0	0		0									0	
		0	6		0		0	0	0	0	0	0		0										
	2	0	0		0	7	0	0	0	0	0	0		0	0		1				9			
额	(6)	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						8			0	
		0	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0		ñ				_			
	×	0	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0				93		0			
	00	0	0		0		280	0	0	0	0	0		0	0					0	0			
10回	00	0	0		0		0	0	0	0	0	0		0	0				w.		0			
4000	120	0	0		0	Ī	0	0	0	0	0	0		0	0					0	0			
(E)~(E)			929	1,161	1,141			865	913	754	20	0	22		100				100		1			54
THE S	-		788	1,161	1, 123	5		829	1,837	754	0	0	22	2	~				Y					54
			80	225	0	0	330	22	39	0	0	0	22					Ų.					0	50
		1000	708	936	1, 123	652	956	774	1,798	754	0	0	**					0.5	6		100		127	49
	180	0	12	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0				Je.					0	
		0	0	0	0		0	0	0	0	20	0		6	0									
		0	12	0	0		0	0	0	0	0	0			0		3	a.			0			
20000	180	0	115	0	0		0	0	0	0	0	0			0	0	Ì	L,	0		28	2000		
を城枠)	0	0	14	0	00		8	36	76	0	0	0		-	0				0		8			
	20	0	Ö	0	0	0	0	0	0		0	0												
### ###	2	- 48	243	308	150	2	723	276	482	0	43	30			8									133
-29	8	594	1,047	1,875	929	52	910	1.075	1 720	999	107	- 19					10				2			
-33	8	224	-804	-1,566	-506	17	-182	-799	. 238	-665	79-	-37	1		150	1	*	98	*		T.			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			語 中	新 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	新 章	新 章	新 章	新 章	新	新	 (2) 2, 147 597 2, 230 2, 127 1 864 1 495 3 094 1 789 3 151 1 425 84 1 455 2, 230 2, 127 1 864 1 495 3 094 1 789 3 151 1 425 84 1 425 8 1 425 1 1 425 84 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	勝	勝 編 編 編 形 形 形 編 元 和 和 和 和 和 和 和 和 和		10 10 10 10 10 10 10 10	11	19 19 19 19 19 19 19 19	15 17 18 18 18 18 18 18 18	10 11 11 12 12 12 13 14 15 15 15 14 15 15 15	10 1 10 10 10 10 10 10	10 12 12 13 14 14 15 15 15 15 15 15		12 12 12 12 12 13 14 14 15 15 15 15 15 15

		25	26	27	28	23	30	3	32	33	34	35	38		2	38			40	4		
		щ.	艇	915	徶	ÞΚ	96	証	44	8	•	<	<	M	ðю	de	×	Ι¢ι	1=	叶	ı×ı	欽
TI I		論	ood.	嶼	超	H	o(P	K	K	卧	OH.	*	904	38	ła	aĸ	評	闡	(ell	論	製	40
T.		医后	医后	教育	医女	挥	脚井	¥ #:	製井	图井	8P #C	明石	無旨	ぐ走	島市	阿女	← ±	æ	èπ	回点	ぐあ	志
込み合計	0+30 (0	527	7 1,226	5 21	20	=	0	0	6	0	56	190	1.061	31,659	1.151	0	1,151	1221	8	Ξ	1,313	34, 123
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が ほじ)	希望が ②					=	0		00		15	62	0	7,007	182	0	182	255	14		269	7,458
保育ニーズ(2以外)	0			11	0				0		=	128	1.061	24.652	696	0	696	996	67	=	1.044	26.66
	6		+					0	11	17	82	183	135	36 471	1 574	-	1.575	1319	81	12	1 412	39.40
	(E~E)	5 153	3 438	21				0	=	0	67	62	197	18.850	808	0	809	394	14	0	408	20.06
	F	_						0	=	0	0	0	261	16, 299	399	0	399	394	0	0	394	17.05
公立			99				n		11			0	22	2.958	205	0	205	201			201	3,36
	2000	04	89 0	000	0	0	0		0			0	506	13,341	194	0	161	193		Ī	193	13,72
新制度移行幼稚園(預かり保)	保育) ⑦			0 21	20			0	0	0	67	62	0	2,108	343	0	343	0	14	0	**	24
公立	S Barrery	X			20	m	i		0		67	62	0	1,825	343	li	343	0	14	Ī	14	2.18
和立					0				0			0	0	283	0		0	0		Ī	0	25
個一切定にど	1988	8		0 0				0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	9
									0			0	0	0	0		0	0			0	
和立			200	0	0			2	0		100	0	0	0	0		0	0	6 6	Ī	0	
新製製材には発掘し切り外収削が		9 15		0 0				0	0	0	0	0	0	15	0		0	0	0	0	0	
公立	2	Ž.							0		2	0	0	0	0		0	0			0	
		2			0				0		10	0	0	15	0		0	0		Ī	0	
通加)		-		0				0			0	0	428	19		67	0			0	49
■一郎をこど	も関				0			**	0			0	0	0	0	0	0	0			0	
-超可外保	育施設	450	100	1	0				0		100	0	0	0	0	0	0	0	3	Ĩ	0	
保育合計 (項	(M)	(B) 541		2			0	0	0	17	15	121	874	17,571	765		766	925	19	12	1,004	19,34
保育所	0	9/4	5	5 0				0	0	17	15	121	856	17, 137	744	1	745	878	0	12	890	18,77
公立		55		65	0				0	17	15	45	0	133	48		49	74	0	12	98	1.46
私立		48		0	0				0			16	856	15,803	969	0	969	804			804	17.30
	0	9	8	0 0			ij	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	39	0	0	39	
產				0		0	0		0			0	0	20	0	0	0	0			0	
姆					0		0		0			0	0	12	0	0	0	39		Ī	39	
認可外保育施設	Section 1	529	100	0	0		0		0		200	0	0	143	0	0	0	0			0	1
企業主導型保育施設(地域枠		(6)			0	0	0		0			0	18	259	- 21	0	21	89		Ī	60	27
ĺ		98											Ī	0			0		19	Ī	67	
英保一章 (5)	024	167	701	7	0	24	0	0	2	17	26	-	74	4,739	423	1	424	8	0		66	5.26
	120						0	0	2	0	52	0	261	11,821	627	0	627	139	0	0	139	12.58
	100			11			-															

4 5	無如	州 田 州 山 山	1 H H H E H I E H	# # # #	(12+3) (1) 5 562 2 255 2 567 1 830 1 444 3 058	希望が ② 3 170 578 0 219 841 8	0 2000 1 277 0 527 1 511 50010	0 167 1 030 0 000 0 000 0 000 0 000 0 000 0 000 0	5 3 7411 734 1 875 918 92211	(6) 3, 741 1, 734 1, 875 798 922	1, 173 274 277 128 147	2,568 1,460 1,598 670 775	0 0 120 0	120		0 0 0	0 0 0	0 0 0	0	0 0 0	かり保利 (6) 0 0 0 0 0	0 0 0 0	四年末期間 00 0 0 0	3,054 329 161 140 620 5	80 225 0 0	936 1 123 652 2	0 12 0 0 0	0 0 0 0	0 0	0 0 1112 0 0	0 14 0 18	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	+	м	. 4	# (C	1.736 3	122 0	1 000 6 813 1	0 066 7 623 1	1 200	1, 175 1, 720	155 150	1,020 1,570	25 0		0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	000 1 913 //	55 39	774 1 798 77	0	0 0	0 0	0 0	36 76	270 635 0	2000
10 11	-	-{m		# ## #	84	0	70	197	107 67	107	107	0	0	000	00	0	0 0	0	0	0	0	0		20	0	0	20		0	0	0	0 43 39	
12 13	-	理な	_	1#	21 164	5 0	-		1 30			48	2	000	0			0	0				0	50 00		38	0					0 76-	
14 15	-	報	- 01	12 F	216 1	79		212	101	0	0	0	101				100		0	ч			0	717	31	50	0	0	0	0	0	10	
16 1	-			U #	900	51		000	133	145	09	82	0	00	0	L	0	0 0	0	0	0	0			18			0	0	0 0	0	15 19	
7 18 1		10 10	1 #	E	245 113	82	16	119 1	-10	0	0	0		0 82	000								0	200		0	0				0 0	0 79	
19 20 2	ing.	246	- 3	章 庙	987 271	64	200	412	100	110		110	192 130	100			0	0 0	0	0	120	0	e e	170	2 50	97	0		0		0	671 1/8	
21 22		-84		¥ #	669 474	99			345 344				170 0	170	0		0	0 0	0	0	0	0		401 30V	126		0	0	0	28	18	197 - 78	
22	+	10	1		711 688	52 154		015 050	788 31	788 319			0	-	0			0					4	PG 121		127 491						204 17	

	25	26	27	28	53	3,00					36		37	23		39	04	17		
田	中服馬店	海風景面	医高衡柱	全国 味	業団女	装名書打	南大東村	北大東林伊平里林	伊景名村	久米島町	《業務店	区域令社	(na ta ang te	多段問其	医磁小针	石塩市	左侧后	与影圖品	区域个社	総包書
SH ((2)+3)	(F) 494	-	61	20	12	0	-	-	0	1	-	60	1.107	0	1, 107	1, 182	82	7	1.278	33, 424
(幼児教育の利用希望が	2 119	366		30	12	0	0	1	0	10 62		6,942	162	0	162	247	22	0	261	7,365
((2以外)	375	844		0	0	0	-	0	-	7 123	-		945	0	945	908	92	77	1 017	26.062
(5)+(3)		-		20	35	0	0	=			-	36	1.427	-	1.428	1 319	65	12	1.413	39, 486
(20~9)	5 153	100	6	20	35	0	6	=	0	67 62			662	0	662	394	7	0	408	19 981
2.七圖	-			0	0	0	0	=				16	399	0	399	394	0	0	394	17,445
				0	0	0		11			J.		205	0	205	201			201	3,544
	40	0 68		0	0	0		0	Ш	0	206	-3	194	0	194	193			193	13, 901
新制度移行幼稚園(預かり保育)	00		6	22	35	0	0	0	9			-	196	0	196	0	*	0	14	2.026
WATER CONTROL OF THE PARTY OF T	1			20	32	0		0		67 62		1.533	196	0	196	0	*		*	1.743
	4			0	0	0	-	0	-				0	0	0	0	1		0	283
が治療・動・物質にども国 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	88	_	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	9	0	0	0
				0	00	0	+	0	-		0	00	0	0	0	0	1	+	0	0
The state of the s	4	-		5 6	5 <	50	-	000	-	0		0 2	5 <	0	5	0	4	4	0	2
NORTH TENTON TO THE PARTY.	B		9	50	50	> c	5	> <	5			200	5 2	0	00	00	1	-	00	0
	1			00	00	0 0	-	0 0	-			15	5 6	0	00	0	t	t	0	15
語かり保育)				0	0	0	-		-		0	42	67	0	67	0	t	t	0	495
- 認定こども圏	95			0	0	0		0			· SY		0	0	0	0			0	0
-題可外保育施設				0	0	0		0				0	0	0	0	0			0	0
(10~00)		100	0	0	0	0	0	0	16	15 121	60	17,734	765	-	766	925	33	12	1,005	19, 505
保育所	00 541		0	0	0	0	0	0	91	15 121	958	17,300	744	-	745	878	0	12	880	18, 935
	ii.		100	0	0	0		0	16				48	-	49	74	0	12	98	1,435
	48	8		0	0	0		0		36	88	000 91 8	969	0	969	804			804	17,500
-	9		0	0	0	0	6	0	0	0 0	8		0	0	0	39	0	0	39	71
临				Ö	0	0		0				20	0	0	0	0			0	20
内吴青丰莱所				0	0	0		0			0	12	0	0	0	39			39	51
	68	0	_	0	0	0		0				143	0	0	0	0			0	143
1股(地域枠)	00			0	0	0		0			0 18	3 259	21	0	21	00			00	288
	(8)													Ī	0		22		68	
(D+D)	(S) 200		0	0	23	0	0	4	16 6	65 -1		2	320	ī	321	137	0	-5	135	6,035
123 1		28		0	23	0	25	7			0 281	11 650	200	c	200	147	0		147	19 507
					-		1		Į	ĺ			2000		200		2	>	140	15.001

		量の見込み合計	教育ニーズ(議に)	保育ニーズ	Are	教育合計	記をことも	200	私立	新加里郡	はない	40.00		が	ALT.	1 年間関係の対	五年	大学の	大路行行指	1000年	保育合計	保養所	400	和立	おびません	神神学内	報言を問題	押	く体地を有所	確保一量	
		+(2)+	幼児核育の利用名	(2014)	+(5)	(9)	100	200		移行幼稚園(預かり保育)	Wilderson School of	1	8年2月1日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 1		13 13	周囲御事を開設し種類性		28.40	1000円では	100	[-1]			***	米の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	近韓線御班及近韓韓	- 日本語	型保育施設(地域枠)	原	((2+(2))	
		8	89	8	9	6	19			6		6			1	58		7.6	8	1	8	3		Ġ	g		g	0	*	80	
_	新職市	5, 731	3,266	199	845	_		1.173	2.568	0	0	0	0	0	0	3	00	25	0	-	18	3 104		3, 104	00	0	0	0	0	1.114	
2	何族照任	2, 229	113	1.658	2,663	1,734	134	274	1,460	0	0	0	0	00	0	0	00	200	00	0	979	788	80	708	7	2	135	7	0	434	
en	無機長	2,490	0		3,036	1,875	1,875	27.	1,598	3								1	1	T	1.161	1 16	201	936	1	1	-	0	0	546	
4	名蓋市	0 1,845		-	cvi		93		9						1		00			L				1. 123					0	214	
n	朱護伯	51.470	856		-	922																652		9 652					0	104	
9	朱螺矩	3,000	23	ei	69	20.00	23	ш			25	4	5		4	5	00	2000	9		0	2		N		1	Ī	9		934	
-	雲見城市	0 1,758	6 123	1.63	4 2.06	1 1,200	-	133	_			- 1	- 1	- 1	-	-												96 0		310	
00	うるま市	3.1	63	esi	eri	-					П	П				1		П	н	П	-	-			ı	П	П		0		-
5	無減長	40 1.0	0	-	-	8		8	2		0	0	0	00	0	0	00	000	00	0	62	37	25					22	0	493	
	LEADER OF THE REAL PROPERTY.	452	9			1129						1					00	1		L		181	0	181	200	0	0	0		0	
-	国際柱大国縣村	500	0			107														L	1		Ц	0 0	,					42	-
_	東村	37	9	1				67	0	0	0	0	0	00	0	0	00	000	00	×c				0	000	0	0	0		38	
-	4. 4. 4.	27 1	VO.	-	-	LO.			35	up:			0	-		>		+	+	-		22			-	-				-27	
		49 21	0			83	83	35				0	0	0	0	0	00	200	0	× G	1	S.		99	00	0	0	0	0	0	
2		60	0	_	313 19	-		0		101	5	0	00	0	0	3	00	200	00	×c	10	12				0	0	0		26	-
16	百算重计	120	5			30 145						4	0			5								42 5			0			100	-
-1	金武町	92 235	52	2		5 273											00											26		8	-
200	中日井	=								0 8		1					50		200					36				0		7	
10	総争井	3 97	82 182		-	82 504			E	45							00	ľ	1		5	31 543	Ш	49				0		0	-
20	属于特百	1 26	2			4 240			7 110			130		0			50	36	200	×c		3 173				10		0		6 152	
5	岩谷町	679	2 62			345		8							4	5			1			13		3	5		2	18		11 17	
22	共 中 減 井	9 469	-	193		419		191	25													32		32				19			
S	中操在	719	53			780	8		20				0			9				L		127		121		L		L		961	
24	阅悉加	678	1			318	3											1	1			541								187	

	96	H	H	H	-	38	3	33	22	3.8	35	38		37	85		30	09	17		2
四	小業医量	無國医庙	類細級其	. 田 E E E E		製名書井	唐大東井	北大東村	事計圖其	伊曼名称	久米島町	< ≝ 務 旨	网络卡尔	(sa ta est te	多点阿拉	区 矮 小 社	中軍市	左侧板	小絵画品	医城小年	総包基
(2+30	6	-	100	-	20 1			0		14	1	1.022	67		0		1.152	8	13	1.255	33.494
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が はよい			368		20 1		0	0				0	7.03	147	0	147	241	12	0	256	
(16)			69		0		0			25		-	24	964			116	100	13	666	
(2)+(3)	-		315	21			0	0		82	Г	1	36, 788	1.427		-	1.319	8	12	1.421	39, 637
(6~20	6	1	36			35	0	0	0				18	662	0		394	10	0	409	1000
			99				0	0		0	130		16.	399	0		394	0	0	394	17,635
	4	00	000		00	00	00				130	55	3.274	205	0	205	201	İ	i	201	3 680
(地位) 124 (12 地)	F		00				> <	-			1		2	500	1		250	N. P.	-	193	13, 930
STANDER DOOR DEED	+		00	76			00	5		200			1	100			00	24	5	n u	1 587
47.			0					-		-			283	0			0	2	t	0	283
新金 保等市分名間一部分にども国	66		0	0	П	1		0		0	_		L	0	10	L	0	0	0	0	0
	-		0		0	0	0					0	0	0	0		0			0	0
和立			0		0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0	0
(1) 直移行動機區 -提問外接條施限	10%		0	0	0	0	0	0		0 0			100	0	0		0	0	0	0	15
	Н		0		0	0	0				0	0	0	0	0	0	0			0	٥
1000	4		0	+	0			4			0			0		01	0		1	0	2
がり業績		-	5	+	0 4		000	1		1	0		42	19		19	0	1	1	0	455
2000年11日本日間		+	500	+	26	3 6	546	1	500	1		1	200	0	T	36		1	Ť	*	
- 65円77休月 格吹	4		2 10		50	0 0	200			ľ			12.5	2000	2	ľ	200	1		0 0	_
		200	000	0 0	00	00	0 0	50	1	0 4	20	919	17 210	717		745	676	200	700	710.1	19, 522
	L		39				1	-	Ī	I	1	L	-	100		40	7	0	6	86	25.0
-	-		G.		0			L		1		856	16.087	969	٦		804		t	804	17 587
2. 音音	9		0	0	0	0	0	0		0				0	0		39	0	0	39	1
は事業所	L		0		0	0	0	L			0		20	0		0	0			0	8
作品を		L	0		0	0	0				0		12	0	8	0	39		T	39	52
	90		0		0	0	0	L	0		0	0	14	0	0	0	0			0	143
望保育施設(地域枠)	0		0		0	0	0		0		0	18	259	17	0	21	00			8	288
へき地保育所	80												0			0		12		75	72
(2)十亿)	20	16		0	0 24	7	0	0		9 68	9	113	5, 633	316		317	167	0	7	166	6, 116
65-29	69		89	17	0 24		0	0	2	69 (99	261	11,987	10	0	515	153	0	0	153	12, 655
CSC - 20.0																					

		-	2	69	4	10	9	7	8	6	10	H		20	H	H			7		2	22		1
	L	Ħ	9	7	14	a	f	-	"	15	E	H	H	4	₽	H	H	ŀ	H	H	9	9	ŧ	H
		d M	4 15	E 95	p 19	長男	t 5	40	· N	E 9	1 12	7000	4 2	r B	6 11	9 5	980	4 18	5 %	-	4 8	4 €	1 1	_
H H		1	1	4 4	ž †	E +	E +	R t	2 +	# #	1			2.5	_				3 2 2	25	a d	- 1	# 2	-
		E	r HE	e	E	В	Е	14 14	њ Е	E.	r .	# #F		1年		e #			12-5	E III	a .	4 年	F	
量の見込み	0	16	1 400	513	393	201		235	491	533	13	15	13	25	540	1	21	25	100	1				00
(3)~(8) (3)~(8)						308		34	644	197	181	11	5	27	51		21	53						90
	89					119		160	307	204	0	0	13	6	35	18	21	6.3			36		6 2	
松立	-	0			0	0	Ι.	9	3	0	0	0	13	0	10		9	0	1			U)		0
格立	-	612	_	225	253	119		151	304	204	0	0		6	29		15	67	10.	ı				-
認定こども職	Œ	257			19	103		58	1961	57	181	=	0	15	0		0	33						10
公立	1			0	6	On .	0	0	0	0	18	=		9	0	П	0	673	0	0	L	0	9 9	40
私立		227	23		100	8		88	1961	53	0	0		00	0		0	30						-
地域型保育事業	60			73	99	86		74	66	195	0	0	0	63	10		0	00	ļ.,					10-
小規模保育事業所		60	0 67		n file	98		42	85	8	0	0		0	91	9	0	90						00
家田的保育等無所			0			0	J.	0	0	2	0	0		0	0		0	0			-5	110		6
居宅协問型保育事業所			0			0		0	0	0	0	0		0	0		0	0				0		6
專業所內保育專業所		2	10	5	0	0	ļ.	32	14	70	0	0		m	0		0	0	L.		-	69	23	(D)
認可外保育施設	8	0				0		0	0	0	0	0		0	0		0	6.3				0		
企業主導型保育施設(地域枠)	6					0		22	42	0	0	0		0	0	2	0	0		0			9	
へを地保育所	(00)					0		0	0	0	0			0	I.		- 7	0						
議長一葉 (2)一(3)	60	97 0			-2	107	14	106	153	25	5	9	0	2	-3		0		0	-17				10
量の見込み	0	3,440	0 1,580	1,785	-	953	ovi	1,063	1,884	817	54	22	26	104	127				100	$\overline{}$	58 38	5 303		000
編集方質合計 (30~8)	0	3,770	0 1,547	1, 785	1, 188	1,064	N	1,139	2, 196	\$17	71	35	56	Ξ	183					-	100			6
保育所	60	2.41	1 547	816	808	438	-	999	1,145	614	0	0	36	33	163					458 11				100
公立		-	96 0	132	0	0	-4	24	18	0	0	0	26	0	11	45					45 3	100	0	0
私立		2.41	1 451	684	808	438	-	542	1, 127	614	0	0		37	146				31					60
認定こども圏	9	1,091	1 729	704	202	418		321	702	120	61	35	0	69	0									90
公立		167	7 0	0	. 28	42	٤,	0	0	0	19	35		33	0			I.,	Щ,		ш			-
松立		924	4 729	704	570	376	1	321	702	120	0	0		32	0							171		-
地域型保育事業	(6)	268	8 218	265	152	208	1	179	225	88	10	0	0	G.	30									600
小規模保育事業所			5 193			208	100	88	181	65	101	0		0	90	133		Ų.			45			F-
家庭的保育事業所						0		0	0	10	0	0		0	0					0				0
居宅訪問型保育事業所			0			0		0	0	0	0	0		0	0					0		0		0
事業所內保育事業所		93	3 25	12		0		91	34	15	0	0		ch.	0						10		*	(D)
認可外保育施設	100				13	0		12	0	0	0	0		0	0				200	0		-		
企業主導型保育施設(地域枠)	0		0 21			0	112	61	124	0	0	0		0	0	7	0	0	0	0		15 2	25	
へき地保育所	00		0 0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0				l.		0			0
A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1	ı																ı			1			-	į

	23	+	12 18	82 M	2 8	8 #	- H		+	+	+	- 1	T	+	22 W	tx		8 4	+	40
四	中龍	E	茂鷹	出版	W EII	展 40	EΚ	1030					322		es and	KI 385	も割		i: (46	i: (48
	医量	※ 左	製井	# #F	tr	神北	東村	W II	関サ	名 本 元 二	表旨	※ 本	2/4	all Hr	= 1	ぐ去	Æ		lii'	囲転
量の見込み	9	94 313	9	0	0		0	2	00	19		149 5.	572	172	0	172	294		m	3 10
合計 (3~8)			3		0		0	6.3	un	9	1	9	024	282	-	283	290		63	
	0	51 289	4		0		0	0	UD.	9	1000	m	426	179	T	180	145			
			45		0	0		0	un	9	09	1	145	12	-	16	9			0
私立		48 283	-	0	915			0		0	60	eri	281	164	0	164	139			
認定こども圏	•		0 0				0	62	0	0	0	-	517	90	0	40	45		0	ľ
100000		100	0	0			100	63		0	0	0	101	90	0	189	6			1
		9		0				0		0	0	#	416	8	0	30	36			
地域型保育專業	in in	31 24	1 0		Ť	Ē	0	0	0	0	2		937	42	0	42	93		0	0 0
小規模保育事業所	-	30 24		0				0		0	0		780	23	0	333	74		1	
家庭的保育事業所			0	0	0			0			2	0	-	6.0	0	0	0			
医宅訪問型保育專業所			0	0	0			0			0	0	0	0	0	0	0			
等機所內保育等機所			0	0	0			0			0	0	150	9	0	10	19			
認可外保育施設	(a)			0	0	0		0		0	0	0	Gi.	0	0	0	0			
企業主導型保育施設(地域枠)	0		0	0	0			0			0		135	6.0	0	13	7			
	(0)												0			0	0		177	3
確保一量 (②-①) ((0)	-6 0	0 0	0	0		0	-	7		-11	55	452	110	1	H	7-		0	
量の見込み	① 38	351 788	3 9	.0	00	0	31	2	22	00	103	575 19.	756	269	0	692	737		48	933
(3~8)		378 788	9		60		40	12	20			300	606	927	7	928	961		48	
The second second		290 714	9		0	0	0	0	20			12.	282	584	-	585	542		0	0 15
公立		12 18	0000		0	0		0	20				804	82	=	83	40		0	
	2	9	05	0	0			0	- 2	0		Ë	478	502	0	502	505			
ども園	9	24 12	0		0		0	12	0	0	0	0 5.	551	210	0	210	126	- 1	0	0
公立				0	0			12			0		999	8	0	88	24		1	
		24 12	0.1	0	0			0		0	0	uni	085	Ξ	0	111	102			
地域型保育事業	in in		2		0	85	0	0	0	0	9	2	542	105	0	105	239		0	0 0
			61	0	0			0		0	0	2,	388	8	0	80	195			
家庭的保育事業所	E			5	0			0		0	9		21	12	0	12	0			
極		0	-	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0	0			
事業所内保育事業所	H	10		0	0			0		0	0		633	22	0	13	44			
認可外保育施設 (Sign (0	0		0	0		0	0		86	0	0	0	0			
(有指股(地域枠)	6	***		0	0			0		0	0		390	200	0	23	24			
心 施賀學製作	90				00		40						58			0	30		48	48
											1									

	FF.	量の見込み	確保方策合計	保育所	公立	報立	認定こども	公立	租立	地域型保育	小規模保育事業	被脂的無	國指針國	事業所内	認可外保育指證	企業主導型保育施設	極迷安他く	確保一量	量の見込み	铺保方案合計	保育所	20年	租立	認定こども	なな	私立	地域型保育事	小規模保育事業所	聚酯的保育等無所	医生物质	春装形内泉青	認可外保育施設	会社長の正明十年今
	=		(3~(B)) H				網			1 報 第	近親無仁	家庭的保育事業所	型保育事業所	保育事業所	1 施設	保育施設(地域枠)	漫	(D-Z)		(3)~(B))				H		-	事業	近朝時程	密報時報	医生訪問整保育專業所	保育等業所	「新装	(保護報) (保護報)
		0	8	6			80			69					9	0	8	6	-	8	25	-/		- (9)	7		9					9	6
_	除順長	894	196	612	0	612	257	30	22.1	889	09	0	0	28	0	0	0	63	3, 629 1	3, 770 1	2, 411	0	2,411	160.	167	924	268	175	0	0	93	0	0
2	製造旅行	391	463	142	40	138	235	0	235	08	20	0	0	10	0	9	1000	72	1,631	1,521	506	25	451	129	0	729	234	209	0	0	23	32	9.6
(*)	無股柜	510	514	231	9	225	210	0	210	73	68	0	0	5	0	0		*	779	785	816	132	684	704	0	704	265	253	0	0	12	0	0
4	名議书	391	397	223	0	223	76	6	85	7.5	72	0	0	63	0	5		9	1, 132	1, 197	710	0	719	584	28	266	171	165	0	0	9	0	1.5
LO		218	308	119	0	119	103	ch	94	98	98	0	0	0	0	0	1000	06	915 2		438 1	0	438	418	42	376	208	208	0	0	0	0	C
9	失螺卡	717	613	375	18	357	17	0	77	119	88	0	0	30	0	42	100	-104	2, 130 1	2, 167 1	.384	82	302	316	0	316	355	292	0	0	63	0	119
-	言言なる	234	341	160	9	154	88	0	92	74	42	0	0	32	0	22	200	107	1,085 1	139 2	999	24	542	321	0	321	179	88	0	0	16	12	14
8	うるま作	490	029	307	65	304	202	0	202	66	85	0	0	14	0	42		160	. 927	202	145	18	127	708	0	708	225	191	0	0	34	0	194
6	医加卡	240	297	204	0	204	57	0	23	36	30	2	0	×2	0	0	2	57	820	820	617	0	617	120	0	120	83	99	en	0	15	0	0
0	回答な	14	18	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0		4	54	H	0	0	0	61	150	0	10	10	0	0	0	0	C
	大宮珠村	w	11	0	0	0	11	=	0	0	0	0	0	0	0	0		10	24	35	0	0	0	35	35	0	0	0	0	0	0	0	<
200	無其	15	15	15	15		0			0								0	53	29	23	23		0			0						
	4 串 1 柱	25	27	6	0	60	15	10	Oh	3	0	0	0	63	0	0	0	2	88	93	28	0	28	99	26	30	6	0	0	0	6	0	0
	本都町	22	15	193	9	83	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	7	7	128	193	163	17	146	0	0	0	8	88	0	0	0	0	0
102 402	要条件	25	22	10	9	-Ch	12	69	(Ih	60	9	2				69		+	88	139	9	24	36	57	21	36	16	13	69			0	4
000	質算領江	27	12	ch.	0	en-	90	9	12	0	0	0	0	0	0	0		0	33	136							- 1				-	.,.	
	金武町伊江村	20	57	69	0	473	23	60	30	18	18	0	0	0	603	0		7	179	195	20	0	20	124	22	102	39	39	0	0	0	12	
~	数钟车					90	0	0	0	09	69	0	0	0	0	0	-5	0		55													
	戦争装置				9			I.	9	12	12	0	0	0	0	0	- 3	9	25	516					0			,,,	0	0	0	0	0
	兴 神 届		_		6				0								ы			186 3			7		- 3		99				10		
_	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								21			0	0	00	0	च			08 302	379 28		7		90 2						0	27	17	ň
23	- 1 数 		77 13					9		111				64		9				282 470				213 35							য		96
24	超級配	911 6	-	1000	2.	250			84 0		œ	0	0	00				-	8 428	0 464			5 374				6 49	-			9 24		

L	载和岩	6.013	9	esi		es	-	143	1,574	1,09	903	1				156	11.0	929	21, 527			786	12, 283		663		2, 933		800		496	24	44	
	阿森卡特	302	300	149	10	139	48	12	36	93	74	0	0	19	0	3	3	-5	785	1.011	557	55	502	138	36	102	239	195	0	0	44	0	24	
4	中原因品	0	4	7	4		0			0								9	20	15	15	15		0			0	8	П					
40	北極層	60	60	0	0		0			0		Ī	Ī		Ī		67	0	53	53	0	0		0			0	- 20		Ī				3
39	유뿌무	289	293	145	9	139	48	12	36	93	74	0	0	61	0	7	0	4	712	943	542	40	502	138	36	102	239	195	0	0	44	0	24	
Γ	医囊心管	174	285	174	10	164	99	21	35	42	33	673	0	9	0	13	0	111	689	922	199	49	502	238	117	121	105	80	12	0	- 23	0	. 28	
38	必 似题算	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		-	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	新古典书	174	284	173	6	164	999	21	35	42	33	e2	0	9	0	13		110	689	921	920	48	505	238	117	121	105	80	12	0	13	0	28	
Γ	図載ぐ	5 537	6.078			3,235		110	1,503	956	796	7	0	153	3	136	0	541	20,053	20,977	11,963	684	11,279	5,905	510	5,395	2,589	2,129	21	0	439	73	389	0.0
36	《墨瀬店	148	213	186	0	186	9	0	9	15	15	0	0	0	0	9	7	99	100	899		0	581	30	0	300	45	38	0	0	1	0	12	
35	久米島町	37	59	27	6	18	0	0	0	2	0	64	0	0	0	0		00	100	102	96	36	09	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	
	中邮布其	40	9	9	9	0	0	0	0	0	0	H		-	0	-		0	00	24	24	24	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	-
H	李叶颐 其	a	00	00	00		0			0			_					7	22	18	18	18		0	-		0							-
	北大東村	6	60	0	0	0	623	00	0	0	0	0	0	0	0	0		-	4	12	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南大東村	-	0	0			0			0		H						0	5	40	0			0			0					0		9000
	Services.	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	製化率は	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	w	140	0	0	0	0	0	0	9	0	49	0	0	0	0	
H	俄阿袋草	*4	4	*	7		0	-		0			_	_				0	10	10	10	10		0			0							-
-	製練製芸	60	309	285	10	279	0	0	0	24	24	0	0	0	0	0		0	804	804			712	12	0	12	62	52	0	0	10	0	0	
26	在回纸点	1	88	200		200			100		30						-	0	373 81	378 81			278 7	24				101		- 1				
25	中隔極品				L								4		20	- 6			***	-			2											
H		€	-	0		Н	80			33		H			9	0	89	60	0	3				9			(13)		Н	H		(8)	0	90
	E	48	第合計 (3)~(8)		860		こども関			地域型保育事業	小規模保育事業所	家庭的保育事業所	5訪問聖保育事業所	所內保育事業所	可外保育施設	企業主導型侵貨施股(地域枠)	くき地保育所	(2)-(3)	3.4	第合計 (3)~(3)~(3)		8200		認定こども国			地域型保育事業	小規模保育事業所	家庭的保育事業所	居宅訪問聖保育事業所	1所内保育事業所	認可外保育施設	企業主導型保育施設(地域枠)	1 年 1 日 4 日 4
		後書の書談	確保方案	宗衛宗	公立	和立	に変して	会会	を存	質別	小雅	後回	職	粉	6世間	企業主	もく	理性一種	量の見込み	強保方案	保育所	存存	報点	94 53	有存	相立	地域	十二	無	部	報告	記録	無例	神田寺中

	_	-	2	0	4	0	10	-	00	o l	Н	Н	Н	Н	Н	Н		Н	Н	Н	21	Н	1	Н
m #		報報を	科斯派卡	無線柜	名譲市	朱熹市	失類 柜	雪見城市	うるま市	医城市	國版本	大宮味村	*T	小部门	本語町	阿斯州村	個部屋	中日年	報律其	嵊州茶品	44 年	岩中端柱		中菜 柱
量の見込み		D 87	77 387	7 507	388	214		232	489	241	7	un.	91	23						145	1	94 81	-	2
確保方策合計 (3~	(8)		1				613	341	099	297	18	=	16	24		388				- 1	52 1		-	13
保育等		3 6	612 142	30		119		160	317	204	0	0	16	6						.8	18	48	9	2
公立				9 9	0	0	18	9	63	0	0	0	16	0		0.00						0		0
五世		9			200			154	314	204	0	0		on					-	15	30		100	2
認定こども聞	0	20	257 235	5 210	16 0	103		85	202	53	18	=	0	12	0		60		0	w		211 5	54	96
公立				0 0		9	0	0	0	0	133	Ξ		63	0					0			100	
和立		2	227 235	5 210	88	96	127	85	202	57	0	0		6	0	o.					37.0	21 4	- 00	80
地域型保育事業		G.				***		74	88	38	0	0	0	en	16		Į.				9		Ξ	CH
小規模保育事業所				0 68	3 72			42	85	98	0	0		0	16	9					Q.		6	-
家庭的保育專業所		- 0		T S			0	0	0	2	0	0		0	0	evi		ļ.				0		
馬名特問整備看事業所				0 0			0	0	0	0	0	0		0	0			: :	0			0		
等業所内保育等業界				10 5			30	32	14	77	0	0		60	0							00	0	on
認可外保育施設	9			0 0		0	0	0	0	0	0	0		0	0					0		0		
企業主導型保育施股(地域枠	- 1	0	0	9		0	42	22	42	0	0	0		0	0	673				0		7	9	
くき地保育所				0 0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		4	15		0	0 0		
選集一量 (2)	(D-			9	Oi.	94		109	171	98	4	10	0	-	-3	69					80	9		-19
量の見込み)	65	876 1, 592	2 1,777	1,17	1,003	ci	1, 124 3	2,031	843	99	26	e .	89								24 299		434
確保方策合計 (③~	(8)	2 3.7	770 1, 521	1 1,809	1, 197	1,064	ci	1,139	2,216	27	11	35	100	93			ī		100	516		375 282		5
保育所		2	411 505	5 816	5 703	438	-	566	1.159	#	0	0	3	28	163	09	36	20	48 4	458	=	63	62	00
公立			0 54	4 132	0 2	0	82	24	18	0	0	0	3	0			.,,			3		0		
私立		2.4	411 451			438	-	542	1.141	24	0	0		28	146		154		10	410	1 99	63		ND.
認定こども園	9	1,091	91 729	9 728		418		321	708	120	19	35	0	26							125	90 213		50
中华		1	167	0 0				0	0	0	119	35		26					ŭ.	0				CA
五五		6	924 729	1		376		321	708	120	0	0		30						333	978			2
地域型保育事業		5 20	-12					179	225	23	10	0	0	6					10		99			46
小規模保育事業所		1	75 209	9 253	3 165			88	191	133	101	0	67	0						1	1			42
家庭的保育專業所			21.47			L		0	0	623	0	0	-	0	0	6.3		-		0		0		
居宅訪問型保育事業所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		.,			0		0	L	
事業所內保育專業所				5 12				16	34	12	0	0		6	0						01	27	47	
認可外保育施設								12	0	0	0	0		0	0		.,,			0		1.1		
企業主導型保育施設(地域枠	-		0 21		13	0		61	124	0	0	0		0		0.50	100		11	0		15 25	100	
くき地保育所	9	(8)		0 0				0	0	0	U	0	9	0		U	ļ,			0	V			e
								1000				>	>	5									5	١

			量の見込み	職保方策合計 (3)~(3) (2)	(2) 遊貨車			第2こども園 (4)			地域型保育事業 ⑤	小規模保育專業所	家庭的保育專業所	居宅訪問型保育專業所	等集所及保育等集所	認可外保育施設 6	企業主導型保育施設(地域枠) ⑦	(金) に根準型和く	(D-Q) @	最の見込み	確保方策合計 (30~8)(2)	保育所 (3)		S			地域型保育等業 (5)		家庭的保育專業所	居宅訪問型保育事業所	春業所內保育春業所	認可外保育施設 ⑤	企業主導整保育指数(別域枠) (7)
52	中層	断标	88	88	15	3	48	9		9	5	30	-						0	361	378	230	12	2/8	5	24	R	9	44				
23	在日	医旨	306	307	283	9	277	0	0	0	24	24	0	0	0	0	0		-	838	838	764	00	146	0	12	62	52	0	0	10	0	0
12	95 14	製井	60	63	0	3		0			0					Ī			0	14	4	4	4	0		T	0	Ī					Ī
28	侧距	番弁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	TO.	0	0	0 0	0	0	rb.	0	10	0	0	0	0
29	隊回	1#2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	18	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	鄉城	神花	-	=	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0		0	-	-	0	0	0 0	0	0	-	-	0	0	0	0	0
31	图 +	無罪	0	0	0			0			0								0	33	40	0	+	0			0					0	
32	# *	無罪	2	60	0	0	0	67	62	0	0	0	0	0	0	0	0		-	9	12	0	0	0 00	12	0	0	0	0	0	0	0	0
		単本	60	-	1	7		0			0								7	8	90	60	90	9	-		9						
0.00		名は	4	9	9	9	0	0	0	0	0	0				0	-		2	22	24	54	24	0 0	,	0	0	0	0	0	0	0	0
20		瀬石		59	-			-	0	0	2	0	2	0	0	0	0				-7.	96		i e	0	0	9	0	9	0	0	0	0
36		をお	S		63		186 3.2	-		6 1.5	0.00		0	0	0	0		-		20,	2	581 12.0		26 11.3	ò		2	2		0		0	19 3
(7)	Set 40	祖任	476		374	34	240	613	107			79.6	1	0	2	6.0	36	0			900		_	229				130	23	0	439	23	280
-		をお	176	284	173	6	164	56	21	35	42	33	3	0	100	0	13		108	121	921	550	400	205	113	121	90	80	12	0	13	0	28
		そ書		1 28	-	-	0	0		0			0	0	0	0	0		1	0 75	1 922	1 25		5 6		0		0	0	0	0	0	
39	中華	長	_	285		0		56		35			0	0		0	67	0	109					205				11	2	0	3	0	28
	护柱	1902 1900 ii		293			139		12	36		74	0	0	000	0	7	0			943 54				36	02		95	0	0	44	0	24
4	サロ	回旨		3		0 4		0			0							65		9.9		0 15	15	0			0						
	isi te	令森					138		12	28		74	0	0	18	0	7	3	-		1,012	221			3 38	102		186	0	0	#	0	24
	82 40	#	1	100		154	3,543		140		-	803			13		156		17		23,013	13, 13	1	12, 342	5	NO.	2,934		3		486		

8 6 3 464 43 2 艺图题品 世 38 23 470 8 99 427 珊 23 **中族** # 7 8 5 282 初名中其井 8 8 8 163 94 2 共 等 配 33 36 52 33 153 45 99 2 韓半紫苗 -12 570 99 585 434 2 36 36 8 の最多世 22 22 四島は井 88 8 2 2 2 **邻** 新 新 五 36 36 8 8 09 2 何島樹井 38 35 おおおお 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策 [3号認定] 93 四本器型 28 88 2 23 8 8888 共産品 0 0 000 35 35 大宮味村 2 国版年 297 850 5 3 拒接去 2,216 8 8 8 3 6 6 8 3 ğ 8 600 日うるま市 139 115 999 88 98 42 42 542 179 12 24 341 32 22 88 32 豊見城市 2, 197 144 89 8 332 53 0 72 82 **魚螺長** 88 8 22 23 ま 88 00000 8 8 张摇册 so: 表2-3 0 0 0 0 387 220 88 19 22 168 197 703 50 385 65 4 名類形 766 808 514 43 684 無機長 521 -62 463 81 侧脑锁形 770 88 8 167 924 268 ē 957 557 8 4 ₹ 9 胎鞭形 e 2 ଚାରାଚ 868 8 8 B 969 68 (Q-Q) 8 全野野 公司 0 2 9 宅訪問垫保育事業 宅訪問整保育事業 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業 事業所內保育事業所 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事 小規模保育事業所 事業所內保育事業 m 企業主導型保育施設 へき地保育所 企業主導型保育施設 域型保育事業 可外保育施設 城型保育事業 認可外保育施設 T も開 くき地保育所 保方策合計 保方策合計 保一量 量の見込み 衛育別 公立 日存 令和10年度 報 報 福 迷 【の申録代(の報)】 【の非監例 (-~ 2種)】

26 27 28 29	中部原面 東國際面 漢籍 東四 東四 東四 東四 東四 東	0	88 307 3	3 0	3 6 3 0	277 0 (0 0 0		0 9	0 0	24	0			0 0 0		00	0	C) 320 823 13	755 13 0	12 18 13	278 737 0 0	0 0	0	24 12 0	62 0		0	0 0 0	0		
1	南大東村	0	1 0		0	0	0 0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	200		0	0	0	0		0		0	0		0	
-	伊平國村	2 7	9	9 0			3 0	60	0	0	0	0	0	0	0	0			4 20		91 0	0	12 0	12		0	0	0	0	0	0	-
	伊恩名村久米島町								0			200		3	0				1	6 96									0	-		
36	《無獨 版	2 144		14	4	8 186			9 0						0	9 0		69	900 000		36 0				8	-	38		0 0		0	
-	网络小草	5, 424		3,380	131	3,249	1,634	116	1,518	954	796	5	0	153	63	136	0		20, 545			11, 362	6,018		5, 483	rate i	2, 130	199	0	439	100	999
37	计加强	179	284	173	(h)	191	999	21	岩	42	33	(*)	0	9	0	22		105	92 193	099	40	505	238	117	121	105	8	12	0	23	0	
38	多级图节区域小算	0 179		1 174	1 10	<u></u>	0 56		0 35	,,,			0 0	0 6		0 13	0		0 760	199	1 49	0 502		0 117			0 80		0 0	0 13	0 0	06
38	石油市	_	293		Fig.		48		36					61					729								- 18	0	0	44	0	
201	李颜眉	4	4	0	0		0			0				110			*	0	99 0	0	0		0			0				Cart.		
	中部国际区域小社	10 299			4 10	139	0 48	12		0 93	74	0	0	6	0	1	*		20 8005		15 55	502	0 138	38		0 239	195	0	0	4	0	200

		-	2	6.0	4	10	9	1	1	Н	-	H		55	H	H	H	H			\vdash	22	23	
		M	4	Ħ	4	8	9	0	H	t	H	-		H	H	H	H	H	H	H	H	÷	0	H
1		i iii	4 14	EW	1 88	· 10	: 15	10		E 10	113	3 003	÷ #	591	- 10	4 15	1 16	1	\$ 84	433	2 44	0	- 12	1 100
		H	. 19	ł #	5 HE	H	+	. 12	200									eta 	200			2	#	è
			r#					# #E	6 	_	200	14:	ATT I	ı tr		14:		_		i lii		#		i
最の見込み	€	825	377	505	392	209	694	228	488	243	15	4	6	22	54	100					100			-
福保方策合計 (3)~(8))	0	957	463	514	•	308	628	341	099	297	18	=	9	24	51						52 10	77 0		
	0	612	142	231	-	1119	390	160	317	204	0	0	10	00	32						100			1
公立		0	9	10	-	0	15	9	6.3	0	0	0	0	0	10						20			
報立		612	136	225	220	119	375	154	314	204	0	0		on	29				5					
認定こども職	8	257	235	210	_	103	11	85	202	53	82	=	0	12	0	12	180		0	27	0 21	1 54	06	0
公立		30	0	0	ch	6	0	0	0	0	18	Ξ	-	63	0					ch:				
和立		227	502	210	88	94	11	85	202	57	0	0		6	0	11					-			
也城型保育事業	Ø	88	8	73	75	98	119	74	8	36	0	0	0	69	9						4			
小規模保育事業所		09	20	68	72	98	88	42	85	30	0	0		0	9						12 2			
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		0	0				L.S.		237			
風化訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0							0		
李新宗及朱西等		28	10	10	(7)	0	30	32	14	7	0	0		62	0						114	3 2		
認可外保育施設	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0					0				
企業主導型保育施設(地域枠)	Ð	0	49	0	un	0	42	22	42	0	0	0		0	0				100	0				
- 中部保護所	00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		0	0						- 1			
確保一量 (20-(3))	0	132	98	6		66	99-	113	172	54	073	7	0	2	7							6 17		
量の見込み	0	3, 706	1.544	1,760	1, 166 1	023	1.122	108	022	853	21	24	37	92	137	-			30	_		2		
確保方策合計 (③~⑧)	0	3,770	1,521	1,809			2, 205 1	139 2	216	853	11	35	37	98	193	_			1	-	3	5 294		
保育所	0	2,411	505	816	703	438	422	999	159	650	0	0	37	28	2	09					11 16		66	415
公立		0	T.	132	0	0	09	24	90	0	0	0	37	0	11							0	0	
私立		2, 411	451	684	703	438	. 362	542	141	650	0	0	-	28	146	7								
認定こども関	•	1.091	729	728	_	418	316	321	308	120	19	32	0	48	0	**						0 225		
公立	Y	167	0	0	28	42	0	0	0	0	19	38		21	0									
和立		924	329	728	282	376	316	321	300	120	0	0		28	0						10	-		
地域型保育等業	60	268	234	265	171	208	355	179	225	83	10	0	0	6	30						24			
小規模保育事業所		175	500	253	165	208	292	88	191	65	10	0		0	99						45 6	100		
家庭的保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	m	0	0		0	0				0					
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0					0		0		
專業所內保育事業所		93	25	12	40	0	63	16	25	15	0	0		6	0				wygr	0	0 2	7 4		
認可外保育施設	69	0	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0		0	0					0	_	1		
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	21	0	13	0	112	19	124	0	0	0		0	0	9				0	-	5 25		
く 中部条首所	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0			0			0		0	0
- 100 - 100 · 100	8		-																			ı		

幼児教育・保育施設の類型

項目	概 要
認定こども園	保護者の就労の有無にかかわらず、就学前のこどもを受け入れ、 教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て 支援事業を行う施設で4区分ある(認定こども園法第2条第6項及 び第7項)
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設
幼稚園型	認可幼稚園が、単独又は認可外保育施設と連携して教育・保育を一体的に提供する施設
保育所型	認可保育所が、単独で幼稚園機能を備え、教育・保育を一体的に提供(保育を必要としない子も受け入れる) する施設
地方裁量型	認可外保育施設が単独で幼稚園機能と保育園機能を備え、教育・保 育を一体的に提供する施設
幼稚園	3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設(学校教育法第22条)
新制度移行幼稚 園	平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度に移行している 幼稚園
未移行私立幼稚 園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、引き続き私学助成の枠組 みとなっている私立幼稚園
保育所	保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする乳児・幼児を 日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利 用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除 く)(児童福祉法第39条第1項)
地域型保育事業所	地域型保育事業は、児童福祉法第24条第2項に規定された以下の4つの事業で、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、O歳から2歳のこどもを保育する事業
家庭的保育事業 所	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ 細かな保育を実施
小規模保育事業 所	少人数(定員6人から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気 のもと、きめ細かな保育を実施
事業所内保育事 業所	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域のこども を一緒に保育を実施
居宅訪問型保育 事業所	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった 地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を実施
認可外保育施設	児童福祉法第59条の2に規定する、都道府県や市町村認可を受けていない保育施設や小規模保育事業等の総称(認可を受けていない「居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)」も含む)
企業主導型保育 施設(地域枠)	国が行う「企業主導型保育事業」によって、施設の設立や運営の ための助成を受けている保育施設(児童福祉法上は「認可外保育施 設」に該当)
へき地保育所	児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設 (児童福祉法上は「認可外保育施設」に該当)

第5章 こども施策を推進するために必要な事項 1

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として 進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに 当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必 要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

7 8

9

10

11

12

13

14

15

16 17

18

19

2

3

4

5

6

(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成 🌇

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分では ない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおい て、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊 重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童 期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由 に意見を表明しやすい環境整備や、おとなの意識改革、気運の醸成に取り組 みます。

国が作成したこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多 様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について周知に取り組みます。

20 21

22

23

24

25

26

27 28

29

30

31

② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進



意見表明サイトに登録するこども・若者から意見を募集するこども・若者 モニター事業を実施するなど、年代、居住地等特定の属性に偏らない多様な こども・若者の参画機会を確保しながら、こども・若者の意見を県の幅広い 施策に反映させる取組を推進します。

寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上 で集約するとともに、意見の反映状況については、県ホームページ等を活用 してフィードバック(公開)します。

また、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行 うとともに、こども自身が関与したこどもに関わるルール等の制定や見直し の過程について、学校や教育委員会、福祉の現場や地域社会等での取組事例 について周知します。

32 33

34 35

③ こども・若者の各種審議会等への登用

庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、

こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種審議 会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

3 4

1 2

④ こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、国が作 5 成したガイドラインや、こども・若者の社会参画及び意見を聴く取組に係る 6 好事例について、庁内や市町村へ周知するとともに、こどもや若者に対して 7 理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報 8 9 提供を行います。

10

11

12

13

14

15

16

17 18

⑤ こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できる よう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る・学ぶ機会 の創出に向けて取り組みます。

こども・若者の意見を表明する権利については、県ホームページやSNS、 県政出前講座等を通して、広く周知・啓発を図るとともに、子育て当事者や 教育・保育に携わり意見を聴く側となるおとなが、こども・若者の視点で共 に考え、自由な意見表明のサポート役となるよう、情報提供や研修等により 周知・啓発に取り組みます。

20 21

22

23

24

25

26

27

28

29

19

(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備



貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行 などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護 の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれに くいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲 や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、すべてのこど も・若者が自らの意見をもち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映さ れるよう、アドボケイトの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するととも に、十分な配慮を行います。

30 31

32

33

34

35

(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成



こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こども・若者の社会参画・意 見反映を推進するため、関係機関と連携し、こどもの意見等を引き出し、傾聴す るスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテーターの養成や人 材確保等に取り組みます。

(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備



社会課題の解決に取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となった団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の周知等を進めます。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブや 児童館、子ども会、こども食堂、学習支援の場など地域にある多様な居場所、公 民館や図書館などの社会教育施設等との連携を強化します。

8

1

2

3

5

6

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施

① こども施策に関する情報提供

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する 好事例の展開や必要な情報の提供に努めるとともに、市町村が地域の実情を 踏まえ、こども施策が実施できるよう、先進事例など必要な情報提供に努め ます。

8

9

10

11

1213

1

2

3

4

5

67

② こども施策に関する調査

こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の日常生活に 及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対する支援策の充実に取 り組むとともに、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こどもたちを必 要な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

1415

16

17

1819

③ こども施策に関するデータの整備

本計画に基づく数値目標や指標等の進捗状況、こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するために、必要な調査を定期的に実施するとともに、こどもの貧困の実態や国・大学等によるウェルビーイングに係る調査研究の成果等、こども施策に関する情報の収集・蓄積を行います。

2021

2223

24

25

26

27

28

29

30

31

32

3334

35

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等



① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

このため、それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。

また、担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。

さらに、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア

3

4

5 6

7

8

9

10

11 12

13

14

15

16

17

18 19

20

21

22

23

24 25

26

27 28

29

30 31

32

33

34

35 36

教職員のメンタルヘルスケアを推進し、教職員が心身ともに健康で、安心 して働くことのできる環境づくりに取り組むとともに、幼児の生命を守る重 青や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し、専門家 による相談支援に取り組みます。

こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対す るメンタルヘルスケアに取り組みます。

③ 地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートがで きる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、家庭や学校、地域並び に青少年育成関係機関・団体が一緒になって、次代を担う青少年の健やかな 成長を育むための活動を行います。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

① 関係機関・団体のネットワークの構築

こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門 性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医 療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働し ながら支援を行う必要があります。

このため、総合的なこども・若者育成支援策を推進することを目的とした 子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「沖縄県子ども・若者支援地 域協議会」を活用して、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等 の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超 えた連携・協働を進めていくとともに、市町村の実情に応じて、子ども・若 者支援地域協議会の設置を促進します。

児童養護施設のある地域や学校においては、社会的養護を要するこどもの 状況等を踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、「教育と福祉」の連携を推進 します。

② こども・若者や子育て当事者の相談支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに、 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包 括的な支援を切れ目なく行うため、市町村におけるこども家庭センターの設 置を促進します。

2

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信

3 4

5

6

7

みます。

8

10

11 12

13 14

15

16 17

18

19

20

21

9

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革



こども・若者、子育てにやさしい社会となるよう、公共施設、民間施設におけ るこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組や、こども・子育てを応援する 地域や企業の好事例の共有、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家 庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、 利用者の理解・協力を促進するなど、様々な取組を通してこどもや子育て当事者 を社会全体で支える気運の醸成を図ります。

デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て当事

者等の利便性向上や手続・事務負担の軽減を図るとともに、こども・若者や子育 て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が体系的に整理され、一覧

で確認できるようなコンテンツの作成など、情報発信や広報改善・強化に取り組

出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に応じて 社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であること の理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活 動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランテ ィア、企業、大学等が連携・協働した県民運動を展開します。

22

3 施策の推進体制等

(1)	岸	内	$\boldsymbol{\sigma}$	堆	准	休	细
\ I	,	,,	РЧ	vj	TH-	ᄩ	ж	וינח

知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県こども施策推進会議を活用し、 全庁体制でこども施策を推進します。

こども施策調整班(マトリックス組織)を設置し、こどもに関する様々な課題 に対して部局横断的に対応します。

(2) 国、市町村等との連携

こども基本法において、市町村こども計画策定の努力義務が課されたことを踏まえ、市町村に対して、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、こども施策が実施されるよう適切な支援を行います。

また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と協力を得ながらこども施策を推進します。

こどもの貧困対策について、「沖縄の子供のために(沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ)」(平成27年12月1日)で取りまとめた内容を踏まえ、国、県及び市町村が連携して推進します。

(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

沖縄県子どもの貧困対策推進基金により、県と市町村が連携して、計画的かつ 効果的にこどもの貧困対策に資する事業に取り組みます。

(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

沖縄県こども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って、毎年度施策の点検評価を行い、その結果を公表し、こども・若者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行います。

外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、毎年度施策の分析・評価を行い、その結果を公表し、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。

1 第6章 こども・若者計画に関する指標

2 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標

3 (こども・若者や子育で当事者の視点に立った指標)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
1	「こどもまんなか社会の 実現に向かっている」と 思う人の割合	23. 2% (R6 年度)	41.0% (R9 年度)	15. 7% (R5 年)	県:県民意識調査 国:こども施策の推進 に関する意識調査
2	「普段の生活の中で、幸 せな気持ちになる」児童 生徒の割合(小中)	小学生 92.2% 中学生 90.1% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を目 標とする	小学生 91.7% 中学生 89.8% (R6 年度)	全国学力・学習状況調 査
3	「自分のことが好きだ」 と思うこども・若者の割 合	小学 5 年生 69.8% 中学 2 年生 66.4% (R6 年度)	小学 5 年生 72.8% 中学 2 年生 69.4% (R9 年度)	60. 6% (R4 年)	県:沖縄こども調査 (小5、中2) 国:こども・若者の意 識と生活に関する調査
4	「自分には、よいところ がある」と思う児童生徒 の割合(小中)	小学生 85.4% 中学生 86.1% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を目 標とする	小学生 84.1% 中学生 83.3% (R6 年度)	全国学力・学習状況 調査
5	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童生徒の割合(小中)	小学生 64.1% 中学生 65.1% (R6 年度)	小学生 67.1% 中学生 67.5%	小学生 67.1% 中学生 67.5% (R6 年度)	全国学力・学習状況 調査
6	「自分の将来が楽しみ だ」と思うこども若者の 割合	小学 5 年生 78.8% 中学 2 年生 68.3% (R6 年度)	小学 5 年生 81.8% 中学 2 年生 71.3% (R9 年度)	66. 4% (R4 年)	県:沖縄こども調査 (小5、中2) 国:こども・若者の意 識と生活に関する調査
7	「20 年先の沖縄は現在よりも発展し、輝いていると思う」人の割合	33.7% (R6 年度)	35.0% (R9 年度)	31.0% (H30 年)	県:県民意識調査 国:我が国と諸外国の 若者意識に関する調査
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	28. 9% (R6 年度)	47. 0% (R9 年度)	27. 8% (R5 年)	県:県民意識調査 国:こども施策の推進 に関する意識調査
9	「子育てに関する相談で 頼れる人がいる」と回答 した子育て当事者の割合	87. 9% (R5 年)	90. 1%	83. 1% (R5 年)	県:沖縄子ども調査 (0~17歳) 国:生活と支え合いに 関する調査

1 2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

1 こどもの権利条約の認知度	No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	第3	3章 こども施策に関する重	要施策			
1 こどもの権利条約の認知度	1	ライフステージを通した重	要施策			
1	(1)	こども・若者が権利の主体	であることの社	会全体での共	有等	
29	1		24.8% 中学2年生 39.8%	32.0% 中学2年生 43.2%	年生 32.0% 中学生 43.2%	県:沖縄こども調査 (小5、中2) 全国:児童の権利に 関する条約の認知度 等調査及び同条約の 普及啓発方法の検討 のための調査研究
放課後子ども教室設置数	2	会参加の機会が増えているこ			_	県民意識調査
3 (学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用している数) 125 教室(R5 年) 135 教室 一 沖縄県教育所生涯学習振興 4 海外との交流活動等を行っている高等学校数(R5 年度) 17 校(R5 年度) 17 校(R9 年度) の平均値(R3 年度) 高等学校等に国際交流等の査査 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 性器クラミジア感染症 2.46人 淋菌感染症 0.83人 X歯感染症 0.83人 (決圭コンジローマ 0.24人 性器ヘルペス感染症 0.24人 (性器ヘルペス感染症 0.24人 (R4 年末) 2.37人 (共皇コンジローマ 0.25人 (R4 年末) 2.1 (第 2 岁 位 2 分 位 2 分 位 2 名 人 (R4 年末) 5 10 代の性感染症罹患率 0.24人 (R4 年末) 0.23 人 (R4 年末) 世報ヘルペス 感染症 0.28 人 (R4 年末) 2.3 (R4 年末) 6 3 歳児でむし歯のある者の割合合 13.1% (R5 年度) (R10 年度) 12% (R4 年度) 8.64% (R4 年度) 県:乳幼児優報告書及び済受験調 6 3 歳児でむし歯のある者の割合合 13.1% (R5 年度) (R10 年度) 12% (R4 年度) 県:乳幼児優報告書及び済受験調 6 2 は、 (R5 年度) (R10 年度) 2 は、 (R4 年度) (R3 年度) 場:乳幼児優報告書及び済受験調 6 2 は、 (R4 年度) (R9 年度) 2 は、 (R4 年度) (R3 年度) 場に当事業者	(2)	多様な遊びや体験、こども	・若者が活躍で	きる機会づく	IJ	
4海外との交流活動等を行っている高等学校数17 校(R5 年度)17 校(R9 年度)※都道府県の平均値(R3 年度)国際交流等の査査(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供性器クラミジア感染症 3.84人 淋菌感染症 0.83人 2.46 人 淋菌感染症 0.83人 2.37人 2.3	3	(学校・家庭・地域の連携協 力推進事業を活用している		135 教室	-	沖縄県教育庁 生涯学習振興課調べ
性器クラミジア感染症 3.84人	4				※都道府県 の平均値	高等学校等における 国際交流等の状況調 査
7 感染症 3.84 人 ※対菌感染症 2.46 人 ※対菌感染症 0.83 人 ※大量 2.46 人 ※対菌感染症 0.37 人 ※大量コンジローマ 0.25 人 性器ヘルペス 感染症 0.24 人 性器ヘルペス 感染症 0.23 人 (R4 年末) 12%	(3)	こどもや若者への切れ目の	ない保健・医療	をの提供		
6 3歳児でむし歯のある者の割合 13.1% 12% 8.64% ども未来部子 (R10年度) 合 (R5年度) (R10年度) (R4年度) 援課調べ 全国:地域係 康増進事業報	5	10 代の性感染症罹患率	ア 惑 3.84 大 歯 0.83 尖 マ 0.24 大 性 発 0.24 人 に の 24 人 に の の の の の の の の の の の の の	ジア 2. 46 年 東 0. 37 と 東 0. 37 と ショマ 0. 25 ル 器 楽 生 大 で 大 で 、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ジア 2.37 症 感 0.72 分 素 0.72 分 生 マ 0.22 人 性 感 2.28 人 性 感 2.28 人	健やか親子おきなわ 21(第2次)
(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	6		· ·			県:乳幼児健康診査 報告書及び沖縄県こ ども未来部子育て支 援課調べ 全国:地域保健・健 康増進事業報告
	(4)	障害児支援・医療的ケア児	等への支援			
7 障害児等療育支援事業(施設 施設指導の実施件数 実施件数 14導支援) 1 (R6 年 3 月) 1 (R6 年 3 月) 1 (R6 年 3 月) 2 (7		施件数 464 件	実施件数	-	療育等支援事業者実 績報告書

			目標値		
No	指標名称	基準値	(R11 年度)	全国値	出典
8	公立幼稚園・幼保連携型認定 こども園における特別な配慮 を必要とする幼児に対する個 別の指導計画の作成	92.6% (R5 年 5 月)	100%	92. 4% (R5 年 5 月)	特別支援教育体制整 備状況調査
9	公立幼稚園・幼保連携型認定 こども園における特別な配慮 を必要とする幼児に対する個 別の教育支援計画の作成	94. 0% (R5 年 5 月)	100%	86.0% (R5 年 5 月)	特別支援教育体制整 備状況調査
10	圏域別研修等事業回数(障害 福祉圏域における研修会の実 施件数)	1回 (R6年3月)	5 🛭	_	沖縄県障害者自立支 援協議会資料
11	子どもの心の診療ネットワー ク事業	研修参加 49名 子ども関マー 学療機 関本 が で お を は 医療 機 関 数 50 施 設 (R5 年度)	研修 50名 子ども を が で が で で が で で が で で で で で で で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
12	発達障害者の相談窓口を設置 している市町村数	26 市町村 (R5 年 4 月)	41 市町村	_	沖縄県生活福祉部 障害福祉課調べ
13	児童発達支援センターの設置 市町村数	8 市町村 (R6 年 11 月)	38 市町村 (R8 年度)	_	沖縄県生活福祉部 障害福祉課調べ
(5)	児童虐待防止対策と社会的	養護の推進及び	「ヤングケアラ	一への支援	
14	里親等委託率	39.7% (R5 年度末) (暫定値)	3 歳未満 75% 3 歳~就学前 75% 就学後~ 50%	25. 2% (R5 年度末) (暫定値)	福祉行政報告例
15	小規模グループケアの実施箇 所数	12 箇所 (R6 年 4 月)	29 箇所	2, 394 箇所 (R5 年 10 月)	県:沖縄県こども未来 部こども家庭課調べ 全国:社会的養育の 推進に向けて
16	地域小規模児童養護施設数 (地域小規模養護施設の設置 箇所数)	14 箇所 (R6 年 4 月)	20 箇所	607 箇所 (R5 年 10 月)	県:沖縄県こども未来 部こども家庭課調べ 全国:社会的養育の 推進に向けて
17	児童家庭支援センターの設置	3 箇所 (R6 年 5 月)	5 個所	139 箇所 (R 元年 10 月)	県:沖縄県こども未来 部こども家庭課調べ 全国:厚生労働省調べ
18	児童自立生活援助事業実施個 所数	4箇所 (R6年4月)	5 個所	229 箇所 (R3 年 10 月)	県:沖縄県こども未来 部こども家庭課調べ 全国:厚生労働省調べ
19	社会的養護が必要なこどもの 大学等進学率	58. 6% (R5 年 3 月 卒)	全県平均 ※R11 年度の 全県平均を 目標とする	42.8% (R4 年 3 月 卒)	児童養護施設等入退 所状況等調査
20	「家族の世話をしているため、やりたいことができない ことがある」と思う人の割合	1.80% (R4 年度)	1.8%以下	_	沖縄県ヤングケアラ 一実態調査 ※今後は沖縄こども 調査で把握

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
(6)	こども・若者の自殺対策、?	犯罪などからこ		守る取組	
21	30 歳未満の自殺者数	38 人 (R5 年)	減少	3, 315 人 (R5 年)	地域における自殺の 基礎資料
22	小・中・高校における暴力行 為発生件数(児童生徒千人当 たり)	小学生 22.1件 中学生 15.4件 高校生 1.6件 (R5年度)	小学生 16.8件 中学生 12.9件 高校生 1.6件	小学生 11.5件 中学生 10.4件 高校生 1.7件 (R5年度)	児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指 導上の諸課題に関す る調査
2	ライフステージ別の重要施	策			
(1)	こどもの誕生前から幼児期	まで			
23	こども家庭センターの設置市 町村数	14 市町村 (R6 年度)	41 市町村	876 市区町村 (R6 年度)	「こども家庭センタ 一」の設置状況等の 調査結果
24	妊娠・出産について満足して いる者の割合	83.8% (R4 年)	84. 6%	84.6% (R4 年)	こども家庭庁成育局 母子保健課調べ
25	乳幼児健康診査の受診率	乳児 89.4% 1.6歳児 90.7% 3歳児 87.9% (R4年)	乳児 90% 1.6歳児 91% 3歳児 90%	乳児 88.8% 1.6歳児 96.3% 3歳児 95.7% (R4年)	県:沖縄県の母子保健 健全国:地域保健・健康増進事業報告 ※全国の乳児は各月齢での受診率の平均
26	自己評価実施園率(公立幼稚 園)	97.0% (R6 年 3 月)	100%	_	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
27	自己評価実施園率(認可保育 所等)	97.9% (R6 年 4 月)	100%	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
28	学校関係者評価実施園率(公 立幼稚園)	92.1% (R6 年 3 月)	100%	_	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
29	学校関係者評価実施園率(私 立幼稚園)	40.0% (R5 年度)	60.0%	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
30	保幼こ小連絡協議会設置市町 村数	29 市町村 (R6 年 3 月)	41 市町村	_	沖縄県教育庁 義務教育課調べ
31	保育所等入所待機児童数(顕 在・潜在)	顕在 356 人 潜在 1,925 人 (R6 年 4 月)	顕在 0人 潜在 335人	顕在 2,567人 除外4類型等 (潜在) 89,574人 (R6年4月)	県:保育所等待機 児童数調査 全国:保育所等関連 状況取りまとめ
(2)	学童期・思春期				
32	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差	小学生 ▲3.6 中学生 ▲7.3 (R6 年度)	小学生 2.5 中学生 0.5	_	全国学力・学習状況 調査
33	授業がわからないことがある 児童生徒の割合の所得階層差	小学5年生 ▲14.9 中学2年生 ▲16.1 (R3年)	小学5年生 ▲3.0 中学2年生 ▲3.2	_	沖縄子ども調査 (小中学生調査)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
34	学校に行くのは楽しい児童生 徒の割合(小中)	小学生 85.7% 中学生 81.2% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 84.8% 中学生 83.8% (R6 年度)	全国学力・学習状況 調査
35	将来の夢や目標を持ち、課題 の解決に向けて、自分で考 え、自分から取り組んでいる 児童生徒の割合	小学生 82.0% 中学生 74.7% (R6 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 82.2% 中学生 73.3% (R6 年度)	全国学力・学習状況 調査
36	小5、中2の肥満傾向児の出 現率	小学5年生男子 14.7% 小学5年生女子 11.4% 中学2年生男子 11.9% 中学2年生子 8.8% (R5年度)	小学 5 年生 12.3% 小学 5 15 15 15 16 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	小学5年生 男子 3.6% 小学5年生 女子 9.7% 中学2年生 男子 0.6% 中学子 7.0% (R5年度)	学校保健統計
37	小5、中2の痩身傾向児の出 現率	小学 5 年生男子 2.3% 小学 5 年生女子 1.9% 中学 2 年生男子 2.9% 中学 2 年生子 3.0% (R5 年度)	小学 5 年生 1.8% 小学 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	小学 5 男子 2.8% 小学 5 女子 2.9% 中子 2.9% 中男子 3.3% 中子 3.3% 中女子 4.0% (R5年度)	学校保健統計
38	中学校卒業後の進路未決定率	1.8% (R6 年 3 月 卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	0.8% (R5 年 3 月 卒)	学校基本調査
39	こどもの居場所の利用者数	449, 352 人 (R6 年 3 月)	449, 352 人	_	内閣府沖縄振興局 事業振興室調べ
40	放課後児童クラブ数	605 箇所 (R5 年 5 月)	678 箇所	25, 807 箇所 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成事 業(放課後児童クラ ブ)実施状況調査
41	放課後子供教室と校内交流型 又は連携して実施された放課 後児童クラブ数	75 箇所 (R5 年 5 月)	95 箇所	9, 157 箇所 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成 事業(放課後児童ク ラブ)実施状況調査
42	小学生数に占める放課後児童 クラブを利用できなかった児 童数(待機児童数)の割合	1. 07% (R5 年 5 月)	0. 16%	0. 27% (R5 年 5 月)	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
43	裸眼視力 1.0 未満で受診を勧 奨された児童のうち、受診し た割合(小学校)	27. 5% (R4 年度)	30. 0%	_	学校保健統計

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
44	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合	小学 5 年生男子 79.9% 小学 5 年生女子 78.1% 中学 2 年生男子 79.5% 中学 2 年生女子 71.1% (R5 年度)	小学5年生 男子 81.7% 小学5 女子 女子 80.4% 中学2年 男子 80.7% 中学子 73.7%	小学 5 年生 男子 80.8% 小学 5 年生 女子 79.4% 中学 2 年生 男子 80.0% 中学 2 年生 女子 73.0% (R5 年度)	全国体力・運動能 力、運動習慣等調査
45	スクールソーシャルワーカー の配置人数	20 人 (R6 年 4 月)	22 人	3, 747 人 (R5 年度)	「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録調査
46	いじめの重大事態の発生件数 (児童生徒千人当たり)	0.10件 (R5年度)	0.10 件以下	0.10件 (R5年度)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査
47	不登校児童生徒が学校内外で 相談機関等から相談・指導を 受けた割合	小学生 99.2% 中学生 97.8% (R5 年度)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	小学生 95.7% 中学生 95.8% (R5 年度)	県:不登校児童生徒 が相談・指導等を受けた学校内外の機関 等の実態調査 全国:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に 関する調査
48	県立高等学校中途退学率	1.7% (R5 年度)	1.4%	1.5% (R5 年度)	県:沖縄県教育庁 県立学校教育課調べ 全国:児童生徒の問 題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に 関する調査
49	不登校生徒が学校内外で相 談・指導等を受けた割合(高 校)	62.8% (R5 年度)	80. 0%	55. 7% (R5 年度)	県:沖縄県教育庁 県立学校教育課調べ 全国:児童生徒の問 題行動・不登校等生 徒指導上の諸問題に 関する調査
50	子ども・若者支援地域協議会 設置件数	3件 (R6 年度)	5件 (R9 年度)	142 件 (R6 年 4 月)	県:沖縄県こども未来 部こども若者政策課調 ベ 全国:こども家庭庁調 ベ
(3)	青年期				
51	大学等進学率	46.7% (R6 年 3 月 卒)	52. 0%	61.9% (R6 年 3 月 卒) ※全国平均値	学校基本調査
52	高校卒業後の進路未決定率	10.7% (R6 年 3 月 卒)	8. 4%	4.5% (R6 年 3 月 卒) ※全国平均値	学校基本調査
53	高校卒業後の進学希望割合の 所得階層差	▲14.0 (R4 年)	▲3.6	_	沖縄子ども調査 (高校生調査)

No	指標名称	基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典
54	若年者(15~29歳)の完全 失業率	6.5% (R5 年)	4. 3%	4. 1% (R5 年)	労働力調査 (基本集計)
55	新規学卒者(大学・短大・専門学校)の就職内定率	大学 89.9% 短大 95.9% 専門学校 90.6% (R6年3月 卒)	大学 93.8% 短大 96.6% 専門学校 93.8%	大学 98.1% 短大 97.4% 専門学校 97.5% (R6年3月 卒)	新規学卒者の求人・ 求職・就職内定状況
56	新規卒業者の1年目の離職率	高卒 26.4% 大卒 14.8% (R5年3月 卒)	高卒 16.6% 大卒 11.2%	高卒 17.4% 大卒 10.9% (R5年3月 卒)	新規学卒就職者の 離職状況
57	若年無業者率(15 歳~34 歳 人口に占める無業者の割合)	2.9% (R5 年)	2. 5%	2. 4% (R5 年)	労働力調査 (基本集計)
58	産業別、常用労働者の1人月 間現金給与額(規模5人以 上)における「決まって支給 する給与」(全産業平均)	216, 848 円 (R5 年平均)	237, 111 円	270, 229 円 (R5 年平 均)	毎月勤労統計調査 (地方調査)
59	正規雇用者(役員を除く)の 割合	59.8% (R5 年平均)	62. 9%	63.0% (R5 年平 均)	労働力調査 (基本集計)
60	婚姻率(人口千対)	4. 4 (R5 年)	4.4以上	3.9 (R5 年)	人口動態統計
3	子育て当事者への支援に関す	する重要施策			
(1)	子育てや教育に関する経済的	的負担の軽減			
61	生活保護世帯に属するこども の大学等進学率	41. 4% (R5 年 3 月 卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	42.9% (R5 年 3 月 卒)	就労支援等調査
62	経済的な理由により医療機関 を受診しなかった経験	4.5% (R5 年)	2. 7%	_	沖縄子ども調査 (O~17 歳調査)
(2)	地域子育て支援、家庭教育	支援			
63	この地域で子育てをしたいと 思う親の割合	95.5% (R 4 年)	95. 5%	95.0% (R4 年)	こども家庭庁 母子保健課調べ
64	家庭教育支援チーム結成数	14 チーム (R5 年)	18 チーム	_	沖縄県教育庁 生涯学習振興課調べ
(3)	共働き・共育ての推進、男	性の家事・子育	 でへの主体的	な参画促進	
65	ワーク・ライフ・バランス認 証企業数(累計)	116 社 (R6 年 8 月)	172 社	_	沖縄県商工労働部 労働政策課調べ
66	合計特殊出生率	1.60 (R5 年)	1.60 以上	1. 20 (R5 年)	人口動態統計
67	育児休業を開始した者 (予定者を含む)の利用期間 (1ヶ月以上の育児休業取 得)	男性 57.3% 女性 99.8% (R5 年度)	男性 70.8% 女性 100%	男性 41.9% 女性 98.8% (R5 年度)	県:沖縄県労働条件 実態調査 全国:雇用均等基本 調査

No		基準値	目標値	全国値	出典
68	女性の離職率	39. 6%	(R11 年度) 28.8%	17. 3%	雇用動向調査
69	男性の育児休業取得率	(R5 年) 40.3% (R5 年度)	50.0% (R9 年度)	(R5 年) 30.1% (R5 年度)	県:沖縄県労働条件 実態調査 全国:雇用均等基本 調査
(4)	ひとり親家庭等への支援		<u> </u>	<u> </u>	
70	こどもがある世帯の世帯員で 頼れる人がいないと答えた人 の割合 (ひとり親世帯)	重要な事柄の相談 12.9% いざという時のお金の援助 42.9% (R5 年度)	重要な事柄の相談 9.5% いざという 時のお金の 援助 29.0%	重要な事柄の相談 8.9% いざという 時のお金の 援助 25.9% (H29 年)	県:沖縄子ども調査 (0〜17歳調査) 全国:生活と支え合いに関する調査 (特別集計)
71	就職相談から就職に結びつい たひとり親家庭の数(累計)	1, 079 件 (R5 年度)	1, 487 件	57, 431 件 (R4 年度)	県:沖縄県こども未 来部女性力・ダイバ ーシティ推進課調べ 全国:母子家庭の母 及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施 状況
72	ひとり親家庭の正規雇用者 (役員を除く)の割合(母子 世帯、父子世帯)	母子世帯 50.2% 父子世帯 61.5% (R5 年度)	母子世帯 50.6% 父子世帯 63.9% (R10 年度)	母子世帯 48.8% 父子世帯 69.9% (R3 年度)	県:沖縄県ひとり親 世帯等実態調査 全国:全国ひとり親 世帯等調査
73	ひとり親家庭のこどもの就園 率(保育所、幼稚園)	85. 1% (R5 年度)	89.0% (R10 年度)	79.8% (R3 年度)	県:沖縄子ども調査 (0~17歳調査) 全国:全国ひとり親 世帯等調査
74	ひとり親家庭等日常生活支援 事業 (ヘルパー派遣) の登録 件数 (累計)	2, 579 人 (R5 年度)	4, 025 人	_	沖縄県こども未来部 女性力・ダイバー シティ推進課調べ
75	沖縄こども調査による困窮世帯の割合 (ひとり親世帯)	61. 4% (R5 年度)	53. 2%	_	沖縄子ども調査 (O~17 歳調査)
76	ひとり親家庭のうち養育費に ついての取決めをしている割 合 (母子世帯)	32.1% (R5 年度)	42.2% (R10 年度)	46.8% (R3 年度)	県:沖縄県ひとり親 世帯等実態調査 全国:全国ひとり親 世帯等調査
77	ひとり親家庭で養育費を受け 取っていないこどもの割合 (母子世帯)	74. 1% (R5 年度)	69.8% (R10 年度)	71.0% (R3 年度)	県:沖縄県ひとり親 世帯等実態調査 全国:全国ひとり親 世帯等調査

No	指標名和		基準値	目標値 (R11 年度)	全国値	出典		
4	最重要課題の解え	消に向けたカ	施策					
(1)	こどもの貧困対策							
78	沖縄こども調査に 帯の割合(こども 帯)		20. 2% (R5 年度)	17. 9%	_	沖縄子ども調査 (O~17 歳調査)		
79		こどもが ある全世 帯	電気 8.6% ガス 7.6% 水道 6.2% (R5 年度)	電気 5.2% ガス 4.9% 水道 4.4%	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (H29 年)	県:沖縄子ども調査 (0~17歳調査) 会図・佐送しまる会		
79	道料金の未払い 経験	世帯	電気 17.3% ガス 14.2% 水道 12.0% (R5 年度)	電気 11.7% ガス 11.0% 水道 9.5%	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8% (H29 年)	全国:生活と支え合 いに関する調査 (特別集計)		
80	員えない経験	こどもが ある全世 帯	食料 23.8% 衣服 26.9% (R5 年度) 食料	食料 17.0% 衣服 19.6%	食料 16.9% 衣服 20.9% (H29年) 食料	県:沖縄子ども調査 (0~17 歳調査) 全国:生活と支え合		
		ひとり親世帯	47.7% 衣服 51.7% (R5 年度)	食料 38.5% 衣服 41.5%	34.9% 衣服 39.7% (H29 年)	いに関する調査 (特別集計)		
81	こどもの貧困対策 る支援人数		8, 195 人 (R6 年 3 月)	8, 739 人	_	内閣府沖縄振興局 事業振興室調べ		
82	就学援助制度に関 況	する周知状	90.0% (R6 年度)	100%	83.7% (R6 年度)	就学援助の実施状況 調査		
83	生活保護世帯に属 の高等学校等進学	率	89. 9% (R5 年 3 月 卒)	全国平均 ※R11 年度の 全国平均を 目標とする	92.5% (R5 年 3 月 卒)	就労支援等調査		
84	生活保護世帯に属 の高等学校等中退	率	2. 2% (R4 年度)	2.0%	3.7% (R4 年度)	就労支援等調査		
85	困窮世帯の高校生 た学習支援による 率		84. 1% (R6 年 3 月 卒)	85%以上	_	沖縄県こども未来部 こども家庭課調べ		
第4	‡章 子ども・子	育て支援事	業支援計画					
86	保育者育成指標の	活用市町村	19 市町村 (R3 年 2 月)	41 市町村		沖縄県教育庁 義務教育課調べ		
87	幼児教育アドバイザー等配置 市町村数		11 市町村 (R6 年 4 月)	19 市町村	47.5% (R5 年度)	県:沖縄県教育庁 義務教育課調べ 全国:文部科学省 幼児教育実態調査		
88	架け橋期のカリキ 作成市町村数		7市町村 (R6 年 1 月)	41 市町村	25.7% (R5 年度)	県:沖縄県教育庁 義務教育課調べ 全国:文部科学省 幼児教育実態調査		
89	保幼こ小合同研修 町村数	会の実施市	31 市町村 (R5 年)	41 市町村	_	沖縄県教育庁 義務教育課調べ		

1 3 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等に係る参考指標

No	指標名称	基準値	全国値	出典
第3	章 こども施策に関する重	重要施策		
1	ライフステージを通した重	重要施策		
1	こどもは権利の主体である と思うと回答した人の割合	58.9% (R6 年度)	54. 4% (R5 年)	県:県民意識調査 全国:こども政策の推 進に関する意識調査
2	乳児の SIDS 死亡率	0 (R3 年)	0 (R5 年)	衛生統計年報 国勢調査
3	児童相談所における児童虐 待相談対応件数	2, 585 件 (R4 年度)	214, 843 件 (R4 年度)	福祉行政報告例
4	市町村要保護児童対策地域 協議会に登録されている要 保護児童等数	1, 431 人 (R6 年 4 月)	178, 825 人 (R2 年度)	市町村(虐待対応担当 窓口等)の状況調査
5	社会的養護が必要なこども の高等学校等進学率	97.9% (R5 年 3 月卒)	95.8% (R4 年 3 月卒)	児童養護施設等入退所 状況等調査
6	社会的養護が必要なこども の就職率(高等学校卒業 後)	34.5% (R5 年 3 卒)	48.8% (R4 年 3 月卒)	児童養護施設等入退所 状況等調査
7	不良行為少年補導人員 (19 歳以下の少年人ロ千 人当たり)	19.04 人 (R5 年)	22. 17 人 (R5 年)	沖縄県警察本部少年課調べ
2	ライフステージ別の重要が	拖策		
8	出生数	12, 549 人 (R5 年)	727, 288 人 (R5 年)	人口動態統計
9	妊産婦死亡率 (出産 10 万対)	0 (R5 年)	3. 1 (R5 年)	人口動態統計
10	自己評価実施園率 (私立幼稚園)	100% (R5 年度)	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
11	自己評価実施園率 (公立保育所等)	100% (R6 年 4 月)	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
12	高等学校等進学率	97.5% (R5 年 3 月卒)	98.7% (R5 年 3 月卒)	学校基本調査
13	放課後児童クラブの登録児 童数	25, 331 人 (R5 年 5 月)	1, 457, 384 人 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成事 業(放課後児童クラ ブ)の実施状況
14	放課後児童クラブの待機児 童数	1,076 人 (R5 年 5 月)	16, 276 人 (R5 年 5 月)	放課後児童健全育成事 業(放課後児童クラ ブ)の実施状況
15	放課後児童クラブ平均月額 利用料	9, 162 円 (R5 年度)	_	沖縄県こども未来部 子育て支援課調べ
16	スクールカウンセラーを配 置する学校の割合	小学校 100% 中学校 100% (R6 年 4 月)	小学校 94.7% 中学校 97.8% (R5 年度)	「スクールカウンセラ 一等活用事業」に係る 調査について
17	高等学校中途退学率	1.9% (R5 年度)	1.5% (R5 年度)	児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査
18	高等教育機関への進学率	75.6% (R6 年 3 月卒)	81.2% (R6 年 3 月卒) ※全国平均値	学校基本調査
19	50 歳時点の未婚率	29. 12% (R2 年)	28. 25% (R2 年)	人口統計資料集 2023 改訂版

No	指標名称	基準値	全国値	出典
3	子育て当事者への支援に関	間する重要施策		
20	6歳未満のこどもをもつ男性 の家事関連時間	1 時間 38 分 (R3 年)	1 時間 54 分 (R3 年)	社会生活基本調査
21	夫婦が協力して家事や育児 にとりくむことが重要であ ると考える人の割合	89.2% (R6 年)	_	県民意識調査
22	就職相談から就職に結び付 いたひとり親家庭の割合	60.6% (R5 年度)	_	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課調べ
23	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯、父子世帯)	母子世帯 74.2% 父子世帯 77.7% (R2 年度)	母子世帯 83% 父子世帯 87.8% (R2 年度)	国勢調査
24	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合 (母子世帯、父子世帯)	母子世帯 47.9% 父子世帯 61.9% (R2 年度)	母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% (R2 年度)	国勢調査
4	最重要課題の解消に向けた	-施策		
(1)	こどもの貧困対策			
25	地域等におけるこどもの学 習支援 (無料塾等)	39 市町村 (R6 年 3 月)	_	沖縄県こども未来部 こども家庭課調べ
26	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合(小学生)	42.5% (R5 年度)	_	学校保健調査
27	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合(小学生)	82.5% (R5 年度)	_	学校保健調査
28	生活保護世帯に属するこど もの就職率 (中学校卒業後)	2.0% (R5 年 3 月卒)	1.3% (R5 年 3 月卒)	就労支援等調査
29	就学援助率	23.57% (R5 年度)	13.66% (R5 年度)	就学援助の実施状況
30	生活保護世帯に属するこど もの就職率 (高等学校卒業後)	37. 9% (R5 年 3 月卒)	39.1% (R5 年 3 月卒)	就労支援等調査
31	家庭生活支援員(ヘルパ 一)の登録総数	1, 201 人 (R5 年度)	_	沖縄県こども未来部女 性力・ダイバーシティ 推進課調べ
第5	i章 こども施策を推進する	ために必要な事項		
32	こども計画を策定している 市町村	_	_	こども家庭庁調べ

1 第7章 個別施策集

2 ここでは、第3章こども施策に関する重要施策について、こどもの貧困の解消に向 3 けた対策計画、少子化社会対策、子ども・若者育成支援計画、子ども・子育て支援事

4 業支援計画のどの計画(対策)に位置づけられる施策かを掲載しています。

5

第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通した重要施策
- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
1	こどもの権利条約の認知度	小学5年生 24.8% 中学2年生 39.8% (R6年度)	小学5年生 32.0% 中学2年生 43.2% (R9年度)
2	こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が 増えていること	29.0% (R6年度)	50.1% (R9年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画		
ア こども・若者が権利の主体であることの社会全	ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等					
① こどもの権利に関する周知・啓発	0	0	0	0		
② 人権教育の推進	0	0	0	0		
③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する 仕組みの構築	0	0	0	0		

(2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
3	放課後子ども教室設置数(学校・家庭・地域の 連携協力推進事業を活用している数)	125教室 (R5年)	135教室
4	海外との交流活動等を行っている高等学校数	17校 (R5年度)	17校 (R9年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア 遊びや体験活動の推進				
① 遊びや体験活動の推進	0	0	0	-
イ こどもまんなかまちづくり				
① こどもまんなかまちづくり	-	0	0	-

6

ウ	こども・若者が活躍できる機会づくり				
1	キャリア教育の推進	0	0	-	-
2	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	-	0	-	-
3	持続可能な開発のための教育(ESD) の推進	-	0	-	-
4	理科系教育やアントレプレナーシップ教育、 STEAM教育等の推進	ı	0	ı	-
⑤	生涯学習の取組推進	ı	0	ı	-
6	特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援	-	0	-	-
7	在留外国人のこどもや海外から帰国した こどもへの支援	0	0	0	-
エ	こども・若者の可能性を拡げていくためのジェ	: ンダーギャッ	プの解消		
1	教育を通じた男女共同参画の推進	ı	0	0	-
2	性の多様性に関する理解促進、啓発	-	0	-	-
3	理工系分野に進学する女子生徒への就学支援 の取組	-	0	0	-
4	固定的な性別役割分担意識の解消	-	0	0	_

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
5	10代の性感染症罹患率	性器クラミジア感染症 3.84人 淋菌感染症 0.83人 尖圭コンジローマ 0.24人 性器ヘルペス感染症 0.24人 (R4年末)	性器クラミジア感染症 2.46人 淋菌感染症 0.37人 尖圭コンジローマ 0.25人 性器ヘルペス感染症 0.23人
6	3歳児でむし歯のある者の割合	13.1% (R5年度)	12% (R10年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の打	進進			
① 性等に関する正しい知識の習得と プレコンセプションケアの推進	0	0	0	-
② 妊産婦及び乳幼児への保健対策	0	0	0	0
③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた 普及啓発	0	0	0	-
④ 特定妊婦等への支援	0	0	0	0
イ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支持	É			
倒性疾病・難病を抱えるこども・若者 への支援	-	0	0	-

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
7	障害児等療育支援事業(施設指導支援)	施設指導の実施件数 464件 (R6年3月)	施設指導の実施件数 500件
8	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園に おける特別な配慮を必要とする幼児に 対する個別の指導計画の作成	92.6% (R5年5月)	100%
9	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園に おける特別な配慮を必要とする幼児に 対する個別の教育支援計画の作成	94.0% (R5年5月)	100%
10	圏域別研修等事業回数(障害福祉圏域に おける研修会の実施件数)	1 回 (R6年3月)	5 回
11	子どもの心の診療ネットワーク事業	研修参加 49名 子どもの心の診療機関 マップに掲載している医 療機関数 50施設 (R5年度)	研修参加 50名 子どもの心の診療機関 マップに掲載している医 療機関数 60施設
12	発達障害者の相談窓口を設置している 市町村数	26市町村 (R5年4月)	41市町村
13	児童発達支援センターの設置市町村数	8 市町村 (R6年11月)	38市町村 (R8年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援				
① 地域社会への参加・包容の推進、将来の 自立・社会参加	_	0	ı	0
② 障害や発達の特性の早期発見・把握	-	0	0	0
③ 地域における支援体制の強化による個々の 状況に応じた質の高い支援	-	0	0	0
④ 専門的支援が必要なこどもへの支援の強化	-	-	0	0
⑤ れンクルーシブ教育システムの実現に向けた 取組の推進	0	0	0	0
⑥ 障害のあるこども・若者の生涯にわたる 学習機会の充実	_	0	0	0
⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続	_	0	0	0
⑧ 保護者やきょうだいへの支援	_	-	-	0

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
14	里親等委託率	39. 7% (R5年度末) (暫定値)	3歳未満 75% 3歳~就学前 75% 就学後~ 50%
15	小規模グループケアの実施箇所数	12箇所 (R6年4月)	29箇所

16	地域小規模児童養護施設数 (地域小規模養護施設の設置箇所数)	14箇所 (R6年4月)	20箇所
17	児童家庭支援センターの設置	3 箇所 (R6年5月)	5 個所
18	児童自立生活援助事業実施個所数	4 箇所 (R6年4月)	5 個所
19	社会的養護が必要なこどもの大学等進学率	58.6% (R5年3月卒)	全県平均 ※R11年度の全県平均 を目標とする
20	「家族の世話をしているため、やりたいこと ができないことがある」と思う人の割合	1.80% (R4年度)	1.8%以下

こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
-	0	-	0	
-	0	ı	0	
-	0	-	0	
0	0	0	0	
支援				
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
-	0	0	0	
0	0	0	0	
ウ ヤングケアラーへの支援				
0	0	-	0	
	图の解消に 対策計画 〇 〇 〇 一 一 一 〇 支援	Bの解消に 子とも成立 支援計画 子とも成立 支援計画	Bの解消に	

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
21	30歳未満の自殺者数	38人 (R5年)	減少
22	小・中・高校における暴力行為発生件数 (児童生徒千人当たり)	小学生 22.1件 中学生 15.4件 高校生 1.6件 (R5年度)	小学生 16.8件 中学生 12.9件 高校生 1.6件

	施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア	こども・若者の自殺対策				
1	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進	-	0	-	-
2	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見	-	0	0	-
3	遺されたこどもへの支援	-	0	0	-
1	こどもが安全に安心してインターネットを利用	できる環境整	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1	こどもが安全に安心してインターネットを 利用できる環境整備	-	0	0	-
ウ					
1	被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等	-	0	-	0
2	学校や保育所等における生命(いのち)の安 全教育	-	0	-	-
3	こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の 仕組み (日本版DBS)の導入	I	0	ı	-
ェ	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境素	Ě 備			
1	有害環境対策の推進	-	0	-	-
2	地域安全対策、交通安全対策の推進	-	0	0	-
3	安全教育の推進、犯罪被害者等への支援	-	0	0	-
4	非常災害対策	-	0	0	-
才	非行防止・自立支援				
1	非行防止、非行等に及んだこども・若者や 家族への相談支援、自立支援	-	0	-	-
2	矯正教育や自立支援、就業支援の充実	-	0	-	-
3	保護観察対象となったこども・若者に対する 処遇の強化	-	0	-	-
4	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る 社会気運の向上	-	0	-	-

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
23	こども家庭センターの設置市町村数	14市町村 (R6年度)	41市町村
24	妊娠・出産について満足している者の割合	83. 8% (R4年)	84. 6%
25	乳幼児健康診査の受診率	乳児 89.4% 1.6歳児 90.7% 3歳児 87.9% (R4年)	乳児 90% 1.6歳児 91% 3歳児 90%
26	自己評価実施園率(公立幼稚園)	97.0% (R6年3月)	100%
27	自己評価実施園率(認可保育所等)	97.9% (R6年4月)	100%
28	学校関係者評価実施園率(公立幼稚園)	92.1% (R6年3月)	100%

29	学校関係者評価実施園率 (私立幼稚園)	40.0% (R5年度)	60.0%
30	保幼こ小連絡協議会設置市町村数	29市町村 (R6年3月)	41市町村
31	保育所等入所待機児童数(顕在・潜在)	顕在 356人 潜在 1,925人 (R6年4月)	顕在 0人 潜在 335人

	施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画	
ア	ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保					
1	こども家庭センターによる切れ目のない支援	0	0	0	0	
2	妊娠・出産に関する相談体制及び経済的 支援等	0	-	0	0	
3	地域の周産期医療体制の確保、医療と 母子保健との連携推進	0	ı	0	0	
4	若年妊産婦等への支援	0	0	0	0	
⑤	乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び 養育環境の把握	0	-	0	0	
1	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長	長の保障と「遊	弦び」の充実			
1	幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進	0	-	0	0	
2	多様な保育ニーズへの対応	0	-	0	0	
3	未就園児への支援	ı	-	0	0	
4	幼児教育・保育の質の向上	0	-	0	0	
(5)	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	0	-	0	0	
6	待機児童の解消及び保育士等の確保・ 処遇改善	0	_	0	0	
7	地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	0	-	0	0	

(2) 学童期・思春期

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
32	全国学力・学習状況調査における平均正答率 の全国との差	小学生 ▲3.6 中学生 ▲7.3 (R6年度)	小学生 2.5 中学生 0.5
33	授業がわからないことがある児童生徒の割合 の所得階層差	小学5年生 ▲14.9 中学2年生 ▲16.1 (R3年)	小学 5 年生 ▲3.0 中学 2 年生 ▲3.2
34	学校に行くのは楽しい児童生徒の割合 (小中)	小学生 85.7% 中学生 81.2% (R6年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
35	将来の夢や目標を持ち、課題の解決に 向けて、自分で考え、自分から取り組んで いる児童生徒の割合	小学生 82.0% 中学生 74.7% (R6年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
36	小5、中2の肥満傾向児の出現率	小学5年生男子 14.7% 小学5年生女子 11.4% 中学2年生男子 11.9% 中学2年生女子 8.8% (R5年度)	小学5年生男子 12.3% 小学5年生女子 9.9% 中学2年生男子 9.5% 中学2年生女子 8.5%
37	小5、中2の痩身傾向児の出現率	小学5年生男子 2.3% 小学5年生女子 1.9% 中学2年生男子 2.9% 中学2年生女子 3.0% (R5年度)	小学5年生男子 1.8% 小学5年生女子 1.7% 中学2年生男子 2.2% 中学2年生女子 2.5%

38	中学校卒業後の進路未決定率	1.8% (R6年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
39	こどもの居場所の利用者数	449,352人 (R6年3月)	449, 352人
40	放課後児童クラブ数	605箇所 (R5年5月)	678箇所
41	放課後子供教室と校内交流型又は連携して 実施された放課後児童クラブ数	75箇所 (R5年5月)	95箇所
42	小学生数に占める放課後児童クラブを利用で きなかった児童数(待機児童数)の割合	1.07% (R5年5月)	0. 16%
43	裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童 のうち、受診した割合(小学校)	27.5% (R4年度)	30.0%
44	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合	小学5年生男子 79.9% 小学5年生女子 78.1% 中学2年生男子 79.5% 中学2年生女子 71.1% (R5年度)	小学5年生男子 81.7% 小学5年生女子 80.4% 中学2年生男子 80.7% 中学2年生女子 73.7%
45	スクールソーシャルワーカーの配置人数	20人 (R6年4月)	22人
46	いじめの重大事態の発生件数 (児童生徒千人当たり)	0.10件 (R5年度)	0.10件以下
47	不登校児童生徒が学校内外で相談機関等 から相談・指導を受けた割合	小学生 99.2% 中学生 97.8% (R5年度)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目 標とする
48	県立高等学校中途退学率	1.7% (R5年度)	1. 4%
49	不登校生徒が学校内外で相談・指導等 を受けた割合(高校)	62.8% (R5年度)	80.0%
50	子ども・若者支援地域協議会設置件数	3 件 (R6年度)	5 件 (R9年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画		
ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の	ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等					
① 公教育の再生、学校生活の更なる充実	-	0	0	-		
② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的 推進、学習機会と学力の保障	0	0	0	-		
③ 教職員を取り巻く環境整備の推進	-	0	-	-		
④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 の一体的推進	0	0	0	-		
⑤ 部活動の地域連携や地域展開	-	0	-	-		
⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や 情報モラル教育の推進	-	0	-	-		
⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上	-	0	-	-		
⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進	-	0	-	-		
9 学校給食の普及・充実や食育の推進、 学校給食無償化	0	0	0	-		
イ 多様なこどもの居場所づくり						
① 多様なこどもの居場所づくりの推進	0	0	0	-		
② 放課後児童対策	0	0	0	0		

ウ	小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進	É			
1	小児医療体制の充実	-	0	0	-
2	生活習慣の形成・定着及び健康増進	0	0	0	-
3	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援 の推進	0	0	0	-
4	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な 相談支援等の推進	0	-	0	-
エ	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する	情報提供や教	育		
1	主権者教育の推進	ı	0	-	-
2	消費者教育、金融経済教育の推進	ı	0	0	-
3	社会的・職業的自立に向けた学習、 社会保障教育	0	0	0	-
オ	いじめ防止				
1	いじめ防止対策の強化	-	0	0	-
2	スクールカウンセラー等による支援の実施	-	0	0	-
3	いじめの重大事態の調査	-	0	0	-
カ	不登校のこどもへの支援				
1	教育支援センター、学びの多様化学校の設置 等	-	0	-	-
2	相談支援、学習支援体制の整備	0	0	-	-
3	不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の 実施	-	0	-	-
+	校則の見直し				
1	校則の見直し	-	0	-	-
ク	体罰や不適切な指導の防止				
1	体罰や不適切な指導の防止	-	0	-	-
ケ	高校中退予防・中退者への支援				
1	就学継続及び中途退学の防止	0	0	-	-
2	就業支援や復学・就学のための取組	0	0	-	-

(3) 青年期

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
51	大学等進学率	46.7% (R6年3月卒)	52.0%
52	高校卒業後の進路未決定率	10.7% (R6年3月卒)	8.4%
53	高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲14.0 (R4年)	▲ 3.6
54	若年者(15~29歳)の完全失業率	6.5% (R5年)	4. 3%
55	新規学卒者(大学・短大・専門学校)の就職 内定率	大学 89.9% 短大 95.9% 専門学校 90.6% (R6年3月卒)	大学 93.8% 短大 96.6% 専門学校 93.8%

56	新規卒業者の1年目の離職率	高卒 26.4% 大卒 14.8% (R5年3月卒)	高卒 16.6% 大卒 11.2%
57	若年無業者率(15歳~34歳人口に占める 無業者の割合)	2. 9% (R5年)	2. 5%
58	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額 (規模5人以上)における「決まって支給す る給与」(全産業平均)	216, 848円 (R5年平均)	237, 111円
59	正規雇用者(役員を除く)の割合	59.8% (R5年平均)	62.9%
60	婚姻率(人口千対)	4. 4 (R5年)	4.4以上

	施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア	高等教育の修学支援、高等教育の充実				
1	高等教育段階の就学支援の着実な実施	0	0	0	_
2	高等教育の充実	-	0	-	-
3	産業と高等教育機関等の連携による実践的な キャリア教育の推進	-	0	-	-
4	学生の自殺対策などの取組推進	-	0	-	-
⑤	学び直しの機会創出	0	0	0	-
1	就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取	又組			
1	就業支援と定着促進に向けた取組	0	0	0	-
2	キャリア形成のための基盤となる職業能力を 培うことができる支援	0	0	0	-
3	就職困難者等に対する総合的支援 、キャリア 自律に向けた支援	0	0	0	-
4	賃上げに向けた取組	0	ı	0	0
⑤	働きやすい環境の整備	0	0	0	0
6	非正規雇用労働者の正規化促進	0	0	0	0
ゥ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活	ちへの支援			
1	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う 新生活への支援	-	-	0	-
エ	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する村	目談・支援体制	の充実		
1	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する 相談・支援体制の充実	0	0	0	0

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
61	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	41. 4% (R5年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均を目標とする
62	経済的な理由により医療機関を受診 しなかった経験	4. 5% (R5年)	2.7%

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減				
① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない 負担軽減	0	0	0	0
② 医療費等の負担軽減	0	_	0	0

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
63	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.5% (R4年)	95.5%
64	家庭教育支援チーム結成数	14チーム (R5年)	18チーム

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア 地域子育て支援、家庭教育支援				
① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援 の推進	0	0	0	0
② 体罰によらない子育てに関する啓発推進	-	0	0	-
③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育 支援の推進	0	0	0	-

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

No	指標名称 基準値		目標値(R11年度)
65	ワーク・ライフ・バランス認証企業数 (累計)	116社 (R6年8月)	172社
66	合計特殊出生率	1.60 (R5年)	1.60以上
67	育児休業を開始した者(予定者を含む)の 利用期間(1ヶ月以上の育児休業取得)	男性 57.3% 女性 99.8% (R5年度)	男性 70.8% 女性 100%
68	女性の離職率	39.6% (R5年)	28.8%
69	男性の育児休業取得率	40.3% (R5年度)	50.0% (R9年度)

施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへ	の主体的な参	画促進		
① 家庭、職場、地域社会における共働き・ 共育ての推進	0	0	0	0
② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進	0	0	0	0
③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする 環境の整備	0	0	0	0
④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組	0	_	0	0
⑤ 男性の育児等への参画	_	_	0	0

(4) ひとり親家庭等への支援

No	指標名称	基準値	目標値(R11年度)
70	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいな いと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	重要な事柄の相談 12.9% いざという時のお金の援 助 42.9% (R5年度)	重要な事柄の相談 9.5% いざという時のお金の援 助 29.0%
71	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭 の数 (累計)	1, 079件 (R5年度)	1, 487件
72	ひとり親家庭の正規雇用者(役員を除く)の 割合(母子世帯、父子世帯)	母子世帯 50.2% 父子世帯 61.5% (R5年度)	母子世帯 50.6% 父子世帯 63.9% (R10年度)
73	ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所、幼稚園)	85.1% (R5年度)	89.0% (R10年度)
74	ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー 派遣)の登録件数(累計)	2,579人 (R5年度)	4, 025人
75	沖縄こども調査による困窮世帯の割合 (ひとり親世帯)	61. 4% (R5年度)	53. 2%
76	ひとり親家庭のうち養育費についての取決め をしている割合(母子世帯)	32.1% (R5年度)	42.2% (R10年度)
77	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない こどもの割合 (母子世帯)	74.1% (R5年度)	69.8% (R10年度)

施策		こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア	ひとり親家庭等への支援				
1	相談支援体制の強化	0	0	0	0
2	就業支援の推進	0	0	0	0
3	生活支援、子育て支援の推進	0	0	0	0
4	経済的支援の推進	0	0	0	0
5	養育費や親子交流に関する相談支援の推進	0	0	0	0

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

No	指標名称		基準値	目標値(R11年度)
78	沖縄こども調査による困窮世帯の割合 (こどもがある全世帯)		20. 2% (R5年度)	17. 9%
70	こあ全		電気 8.6% ガス 7.6% 水道 6.2% (R5年度)	電気 5.2% ガス 4.9% 水道 4.4%
79	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気 17.3% ガス 14.2% 水道 12.0% (R5年度)	電気 11.7% ガス 11.0% 水道 9.5%
80	食料又は衣服が買えない経験 ひ	こどもが ある 全世帯	食料 23.8% 衣服 26.9% (R5年度)	食料 17.0% 衣服 19.6%
		ひとり親 世帯	食料 47.7% 衣服 51.7% (R5年度)	食料 38.5% 衣服 41.5%

81	こどもの貧困対策支援員による支援人数	8, 195人 (R6年3月)	8, 739人
82	就学援助制度に関する周知状況	90.0% (R6年度)	100%
83	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等 進学率	89.9% (R5年3月卒)	全国平均 ※R11年度の全国平均 を目標とする
84	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等 中退率	2. 2% (R4年度)	2.0%
85	困窮世帯の高校生を対象とした学習支援 による大学等進学率	84.1% (R6年3月卒)	85%以上

	施策	こどもの貧 困の解消に 向けた 対策計画	子ども・ 若者育成 支援計画	少子化社会 対策	子ども・ 子育て 支援事業 支援計画
ア	ライフステージに応じた施策の充実強化				
1	つながる仕組みの構築	0	0	0	0
2	ライフステージに応じた各種施策の推進				
(7)	乳幼児期	0	ı	0	0
(1)	小・中学生期	0	0	0	0
(ウ)	高校生期	0	0	0	-
(I)	支援を必要とする若者	0	0	0	0
(4)	保護者への支援	0	0	0	0
(力)	雇用の質の改善に向けた取組	0	0	0	0
1	貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援				
1	学習・進学支援	0	0	0	-
2	体験・交流の機会創出	0	0	0	-
3	多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援	0	0	ı	-
ゥ	支援につながっていないこどもとその保護者・	家庭等への支	援体制の構築	Į.	
1	地域における社会資源の創出	0	0	-	-
2	つながりにくいこどもとその保護者・ 家庭等への支援	0	0	-	-
3	困難を抱える若年者への支援	0	0	0	-
4	早期に支援につなげる仕組みの構築	0	0	-	-

1 資料編

2 1 「沖縄県こども・若者計画」の策定経緯

	沖縄県こども・子育て会議
令和6年6月4日	総合部会、こども・子育て部会、困難を抱えるこども部会の合同開催
	「沖縄県こども計画(仮称)素案たたき台」を審議
令和 6 年 11 月 5 日	困難を抱えるこども部会 「沖縄県こども計画(仮称)素案」を審議
令和 6 年 11 月 13 日	こども・子育て部会 「沖縄県こども計画(仮称)素案」を審議
令和 6 年 12 月 25 日	困難を抱えるこども部会 「沖縄県こども計画(仮称)素案」を審議
令和 6 年 12 月 25 日	こども・子育て部会 「沖縄県こども計画(仮称)素案」を審議
令和7年1月10日	総合部会 「沖縄県こども・若者計画(案)」を審議
令和7年3月13日	総合部会、こども・子育て部会、困難を抱えるこども部会の合同開催
	「沖縄県こども・若者計画(案)」を決定

沖縄県こども施策推進会議 令和6年5月23日 「沖縄県こども計画(仮称)素案たたき台」を審議 令和6年10月24日 「沖縄県こども計画(仮称)素案たたき台」を審議 令和6年11月26日 「沖縄県こども計画(仮称)素案」を審議 令和7年3月27日 「沖縄県こども・若者計画」を決定

沖縄県こども・若者計画に対する県民、関係団体等からの意見募集等状況

令和6年5月~9月 こども・若者等の意見表明 令和6年6月~11月 関係団体、市町村からの意見聴取 令和7年1月21日~2月20日 県民からの意見募集の実施

沖縄県こども・若者計画のこどもからの愛称募集

令和7年2月10日 県内在住の18歳未満のこどもから愛称募集 ~2月28日

令和7年3月27日 沖縄県こども施策推進会議で愛称決定

最優秀作品 (愛称採用)

「 未 来 の お き な わ っ こ プ ラ ン 」玉城 裕宇(知念中学校 3 年生) ^{原 表 佐 ロ}

優秀作品

「美ら輪 I o v e r (ちゅらわらば一)」比嘉 万空 (球陽高校2年生) 「きぼうのしまの芽プロジェクト」神谷 桃子 (開邦高校2年生) 「 あ お ぞ ら 晴 れ 晴 れ 大 作 戦 」伊礼 葉奏 (那覇国際高校2年生)

2 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介

8 沖縄県こども・若者計画策定のために、沖縄県のこども・若者の意見表明の取組

9 に協力して頂いた学校や施設、支援団体をご紹介します。

対 象	学校名・施設名等
幼 稚 園	CFOレッジョ·エミリア·アプローチ幼児教育センター
小 学 校	名護市立小中一貫教育校屋我地ひるぎ学園屋我地小学校、うるま市立田場小学校、 浦添市立港川小学校、那覇市立安謝小学校、久米島町立仲里小学校、 石垣市立八島小学校、竹富町立黒島小学校
中学校	今帰仁村立今帰仁中学校、うるま市立与勝中学校、那覇市立仲井真中学校、 久米島町立久米島西中学校、宮古島市立北中学校、石垣市立大浜中学校、 竹富町立黒島中学校、興南中学校
高等学校	県立高校全 59 校、興南高校、沖縄尚学高校、八洲学園大学国際校、つくば開成国際校
大 学	沖縄国際大学、沖縄大学
支援施設・団体等	県内の児童養護施設、障害児の支援施設、 こども・若者の相談支援施設や支援団体など 11 カ所

4

5

6

1 3 沖縄県こども・子育て会議委員名簿(計画策定時)

(1) 総合部会 (五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印=部会長)

	氏名	役職等
1	安慶名 健	沖縄経済同友会未来創造委員会 委員長
2	井村 弘子	沖縄国際大学 名誉教授
3	上江洲 肇	沖縄県児童養護協議会 会長
4	上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
5	ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
6	岡野 みゆき	沖縄県労働者福祉基金協会 常務理事
7	小浜 ゆかり	沖縄県障害者自立支援協議会 医療的ケア児支援部会及び療育・教育部会 部会長
8	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
9	志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
10	高良 正樹	沖縄県社会福祉協議会事務局長
11	田端 一正	沖縄県社会教育委員会 会長
12	玉城 博紀	沖縄県PTA連合会 会長
13	照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
14	照屋 勉	沖縄県町村会理事(与那原町長)
15	徳永 義光	沖縄県医師会 理事
16	中島 千勝	沖縄労働局職業安定部 部長
17	比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
18	松本 哲治	沖縄県市長会副会長(浦添市長)
19	銘苅 桂子	琉球大学病院周産母子センター教授、沖縄県医師会 理事
20	本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授 沖縄県こども・子育て会議 会長
21	山田 照子	Office teru sun 代表
22	山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
23	横江 崇	弁護士(美ら島法律事務所)
24	与那嶺 清子	沖縄県母子寡婦福祉連合会 会長

1 (2) こども・子育て部会 (五+音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印=部会長、〇印=副部会長)

		氏名	役職等
	1	安藤 美恵	沖縄県医師会 会員
	2	池原 基生	沖縄県私立幼稚園連合会 副理事長
	3	石川 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	4	ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
	5	大屋 貴子	沖縄県保育士・保育教諭会 会長
	6	勝連 啓介	沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 委員
	7	喜屋武 裕江	一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト 代表
	8	金城 伸子	沖縄県立豊見城南高等学校 校長
	9	崎間 由香子	一般社団法人沖縄県経営者協会女性リーダー部会 副部会長
0	10	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	11	志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
	12	高村 滋人	沖縄県認可外保育園連絡協議会 会長
	13	玉城 直美	大学非常勤講師、株式会社うなぁ沖縄 代表
0	14	照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
	15	渡慶次 真由美	沖縄中部療育医療センター外来地域連携室 主任
	16	二宮 元	沖縄県学童保育連絡協会 会長
	17	舩谷 香	沖縄県中小企業家同友会理事・南部支部幹事長
	18	真壁 朝文	沖縄労働局職業安定部職業安定課 課長
	19	松川 千賀子	一般公募
	20	松本 真子	沖縄県公立幼稚園・こども園会 会員

3 (3) 困難を抱えるこども部会 (五+音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印=部会長、〇印=副部会長)

		氏名	役職等
	1	新崎 峰子	豊見城市立長嶺中学校 校長
	2	上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
	3	宇根 美幸	一般社団法人TAKE一OFF 代表理事
	4	狩俣 みつ穂	沖縄県母子寡婦福祉連合会マザーズスクエアゆいはぁと中部 副責任者
	5	国生 まゆみ	沖縄県自殺対策連絡協議会 委員
	6	島本 オリビア	一般公募
	7	下地 敏洋	放送大学 客員教授
	8	平良 有輝	沖縄県労働者福祉基金 事務局長代理
	9	徳永 義光	沖縄県医師会 理事
	10	泊 真児	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	11	西江 尚人	那覇保護観察所 所長
0	12	比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
	13	前川 英伸	沖縄県児童養護協議会 会員
	14	松本 大進	NPO法人サポートセンターゆめさき 理事長
	15	本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	16	山田 照子	Office teru sun 代表
0	17	山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	18	横江 崇	弁護士(美ら島法律事務所)

4 用語解説

用語	解説
あ	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対
	して、支援者が積極的に働きかけて、必要なサービスや情報を届ける
	こと。
アセスメント	支援を行うに当たって、対象者を取り巻く状況を把握・分析し、対象
	者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを正
	しく評価・査定すること。
アントレプレナーシップ教育(あんと	自ら社会の課題を発見し、周囲のリソースや環境の制限を越えて行動
れぷれな―しっぷきょういく)	を起こし新たな価値を生み出していく精神(アントレプレナーシッ
	プ)を醸成する教育のこと。
意見表明等支援員(いけんひょうめい	こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援したり、関係機関
とうしえんいん)、アドボケイト	への意見表明を支援する人のこと。こどもの意見表明等を支援するこ
	とを「アドボカシー」という。
一時保護(いちじほご)	必要な行政上の措置等が取られるまで、一時保護所等において児童を
	短期間保護すること。虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す
	必要がある場合、棄児等適当な保護者がないために緊急に保護が必要
	な場合等に一時的に保護を行うこと。
医療的ケア児(いりょうてきけあ	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人
じ)、沖縄県医療的ケア児支援センタ	工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケ
一(いりょうてきけあじしえんせんた	アが日常的に必要な障害児のこと。
<u> </u>	また、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、
	その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する
	業務を行う関係機関等への情報の提供や連絡調整等の取組を行う総合
	相談窓口のこと。
医療的ケア児等コーディネーター(い	医療的ケア児に対する支援体制の充実において、各関連分野における
りょうてきけあじとうこーでぃねーた	医療的ケア児の支援を総合調整する者のこと。
—)	
インクルーシブ教育システム(いんく	障害のある者とない者が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求する
るーしぶきょういくしすてむ)	とともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人
	一人の教育的ニーズに応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、
	通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、
	連続性のある多様で柔軟な学びの場を用意し行う教育システムのこと。
沖縄型幼児教育(おきなわがたようじ	平成 24 年度「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証『沖縄
きょういく)	県幼児教育の方向性』」において、「保幼こ小連携の促進」の施策と
	して提唱された構想のこと。公立幼稚園が小学校に隣接している立地
	条件や園長と小学校長が兼任であること等の沖縄県の特殊性を生かし、
	公立幼稚園を結節点とした保幼小連携体制を構築し、幼児・児童間の
	交流や教師間の合同研修を行う等、就学前施設間の連携及び就学前施
	設と小学校との連携の結節点的な役割を担い、幼児期の教育から小学
大畑田上,口ラロン 4	校教育への円滑な接続を推進する。
沖縄県キャリアセンター(おきなわけ	県が設置した施設で、概ね 35 歳未満の若年者 (35~40 代前半の不安
(んきゃりあせんた一)	定就労者を含む)を対象に、就職相談・セミナー・企業説明会などー
油畑目美国のおいせんぶり口を短りに	連の就職支援を実施している施設のこと。
沖縄県差別のない社会づくり条例(お	社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成
きなわけんさべつのないしゃかいづく	を図るため、令和5年(2023年)3月に県が制定した条例のこと。
りじょうれい)	日本行地はの四合のまし、フジもの権利を共産してよりないます。は
一沖縄県社会的養育推進計画(おきなわ	児童福祉法の理念のもと、子どもの権利を基礎とした社会的養育の体
けんしゃかいてきよういくすいしんけ	制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めることを目的として等字した計画のこと
いかく)	て策定した計画のこと。
一沖縄県女性健康支援センター(おきな	女性が自身のライフステージにおける様々な状況に柔軟に対応し的確
わけんじょせいけんこうしえんせんた)	に自己管理ができるよう相談支援を行う機関のこと。
一/ 沖縄県女性就業・労働相談センター	
	労働問題全般に関する助言や労働関係法令に関する基礎的知識の普及
(おきなわけんじょせいしゅうぎょ う・ろうどうそうだんせんたー)	を図り、仕事に対して女性が抱える不安、悩みの改善又は解決に向け た支援を行う機関のこと
う・ろうどうそうだんせんたー)	た支援を行う機関のこと。

学校展代色多様性単重宣言(美と高にしている宣言)(18年 2014年)の日本という宣言)(18年 2014年)の日本という宣言)(18年 2014年)の日本というというというというというというというというというというというというというと		
よっているせんげん) 戸稿県性暴力被害者ワンストップ支援 センター(おきなわけんせいぼうり」 神福県発達神書児(書)支援機関連絡 会議 はおきなわけんせいならしょうが いじ、しいりしえんをかれめらくか いぎ) 神福県発達陣書児(者)支援機関連絡 会議 はおきなわけんはったつしょうが いじ、しいりしえんをかれめらくか いぎ) ・ 一が個県発達障害児(者)支援機関連絡 会議 はおきなわけんはったつしょうが いじ、しいりしえんをかれめらくか いぎ) ・ 一が個県発達障害児(者)支援機関連絡 会議 はおきなわけんはったつしょうが いじ、しいりしえんをかれめらくか いぎ) ・ 一が展界発達障害児(者)支援体制整備 計画 (おきなわけんはったつしょうが いじ、しいりしえんをかいせいびけ いかく) ・ 一が経界発達障害児(者)支援体制整備 計画 (おきなわけんはったつしょうが いじ、しいりしえんたいせいせいびけ いかく) ・ 一が経界発達障害者支援センター(おきなわけんはったつしえ。 ・ 一が相保発達障害者支援センター(おきなわけんなったつした。 ・ 一が経界発達障害者支援センター(おきなわけんなったつした。 ・ 一が経界発達障害者支援を含むものとして定額している。 ・ 一が経界発達障害者支援センター(おきなわけんなたか) ・ 中福県のとり親世帯等実態調査 (おきなわけんなかん) ・ 中福県のとり親世帯等実態調査 (おきなわけんなかん) ・ おもようが、中福県のの子世帯及び父子世帯ならびに享婦世帯、養育者世帯の生ながけんかよりまかせだいとうじったいちょうさ) ・ おさなわ県民カレッジ講座 (おきなわけんみんかれっじこうざ) ・ おきなわ県民カレッジ講座 (おきなわけんみんかれっじこうざ) ・ おきなわ県民カレッジ講座 (おきなわけんみんかれっじこうざ) ・ おきなわ県民カレッジ講座 (おきなわけんみんかなかくしょうがいしゃじょうほうせんたー) ・ おきなが、人ようがいしゃじょうほうせんかん) ・ 学習支援員 (がくしゅうしえんいん) ・ 学説大、民間教育事業者等に連携・協働して、場上の一大人にようがいしゃじょうほう・カンタイルが確認した。 ・ 一本人外国語指導助手(入り大学の教育の第一体を表した)・大学で解しているできずに教育課金を行う施設のこと。 ・ 学校版スクリーニング (がっこうばん) ・ 学がのスタイルが確かする子供像1、首もなどでする者のこと。 ・ 一本人外国語がながたる実現するため、主としてチームー人ー人がのかりきゅらむ) ・ 一本人外国語がより、野藤では、から1年年の2年間 (実践がより、サール・ディンの1年) ・ 学校版スクリーニング (がっこうばん) ・ 学校版スクリーニング (がっこうなどん) ・ 学校版スクリーニング (がっこうなどん) ・ 学校はスクリーになりになりません。 ・ 学校成スクリーになりになりないで、海にはずるを含むが、大きではからになりません。 ・ 学校はスクリーになりを含むが、大きではないではないで、大きではないではないで、大きではないではないで、大きではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島に	性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らし
上まにじいろせんげん) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援 性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援(産婦人科医療、相せンター(おきなわけんせいぼうりょく (いいしゃわんすとつぶしえんせん たー) ・	じいろ宣言)(おきなわけんせいのた	く生きられる心豊かな沖縄を目指し、令和3年(2021年)3月26日に
沖縄県住掘力被害者ワンストップ支援 性	ようせいそんちょうせんげん(ちゅら	県が発表した宣言のこと。
沖縄県住揺力被害者ワンストップ支援 位成小しゃわんすとつぶしえんぜん た一)	しまにじいろせんげん))	
は、カウンセリング等の心理的支援、推会関連の支援、法的支援等的 を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の 港在化防止を目的に支援を実施する機能のこと。 潜在化防止を目的に支援を実施する機能のこと。 が経典条連障害児(者)支援体制整備		性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援(産婦人科医療、相
大がいいていたいないである。 できるに、関リーの所で提供することにより、被害者の心身の負担を整った。		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		
接在化防止を目的に支援を実施する機関のこと。		
沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡 会議(おきなわけんはったつしまうが いじ(レ・)しえんきかんれんらくか いぎ) ・ 神縄県発達障害児(者)支援体制整備 計画(おきなわけんはったつしょうが いじ(レ・)しえんたいせいせいびけ いかく) ・ 神縄県発達障害別(者)支援体制整備 計画(おきなわけんはったつしょうが いじ(レ・)しえんたいせいせいびけ いかく) ・ 神縄県発達障害者支援センター(おきなわけんびったつしょうがいしゃしえんせんた一) ・ 神縄県発達障害者支援センター(おきなわけんびったのとりまかせたいとうじった いちょうき) ・ 神縄県のとり親世帯等実態調査(おきなわけんのとりおやせたいとうじった いちょうき) ・ おきなわ県民カレッジ講座(おきなわけんみんかれっじこうぎ) ・ か機県内の母子世帯及び父子世帯ならびに京跡者の生を強化・推進 ・ おきなわ県民カレッジ講座(おきなわけんみんかれっじこうぎ) ・ 神縄県のとり親世帯等の指性施策を強化・推進 ・ 変したとき目的とし、「京場性障害」を関して、現民 ・ 大規県内の母子世帯及び父子世帯ならびに京跡者の生を強化・推進 ・ 変したと、 ・ 神縄県のおれってこうぎ) ・ かりきょうがいしゃじょうほうせんたー) ・ 外国語指導助手(ALT)(がいこく ごじざったの表しまので、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	12 /	
会議(おきなわけんはったつしょうがいき) ・	油细目杂类陪宝旧 (孝) 支操機関連数	
いぎ)		
一 沖縄県発達障害児(者) 支援体制整備 第連摩害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害別しいく)		句にめ、宗の関係分球技寺を構成員として改直した励職去のこと。
沖縄県発達陣書児(者)支援体制整備 発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児 (者) となたいせいせいびけ	1	
計画(おきなわけんはったつしょうが いじ(しゃ)しえんたいせいせいびけ いかく) ・		
いじ(しゃ)しえんたいせいせいびけ (者を)と表で変族を支援していくことを目的に策定した計画のこと。 ※発達障害者支援体制整備計画においては、「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害理と含むものとして定義している。		
いかく) ※発達障害者支援本制整備計画においては、「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害児を含むものとして定義している。		
一	いじ(しゃ)しえんたいせいせいびけ	
沖縄県発達障害者支援センター (おき なわけんはったつしょうがいしゃしえ	いかく)	
なわけんはったつしょうがいしゃしえ んせんたー)		
のせんたー) られるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーションなどの間接支援をより重点的に実施する中核的機関のとこ。	沖縄県発達障害者支援センター(おき	発達障害児(者)及びその家族に対する相談支援などの直接支援を実
一 沖縄県ひとり親世帯等実態調査(おきなわけんひとりおやせたいとうじったいちょうさ)	なわけんはったつしょうがいしゃしえ	施しつつ、発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受け
沖縄県ひとり親世帯等実態調査 (おきなわけんひとりおやせたいとうじった いちょうさ)	んせんたー)	られるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーショ
なわけんひとりおやせたいとうじった いちょうさ) おきなわ県民カレッジ講座(おきなわ けんみんかれっじこうざ) おきなわ県民カレッジ講座(おきなわ けんみんかれっじこうざ) 沖縄聴覚障害者情報センター(おきなわちょうかくしょうがいしゃじょうぼうせんたー) かちょうかくしょうがいしゃじょうぼうせんたー) か		ンなどの間接支援をより重点的に実施する中核的機関のとこ。
いちょうさ) するための基礎資料を得ることを目的とし、5年毎に県が実施する調査のこと。	沖縄県ひとり親世帯等実態調査(おき	沖縄県内の母子世帯及び父子世帯ならびに寡婦世帯、養育者世帯の生
変に生活支援員 (ひとり親家庭等日常 ときのかりきゅらむ) 家庭生活支援員 (ひとり親家庭等日常 ときのかりきゅらむ) 家庭生活支援員 (ひとり親家庭等日常 生活支援事業) (かていてきようご) (ないてきようご) (ないてきようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできようご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないのできまさん) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうご) (ないできまうできる関すなどのの手法のごとの (ないできまうできる関すなどのが表して、大学での見なが表して、大学での見なが表して、大学での見なが表して、大学での見なが表して、大学での場にしたカリキュラムのこと。 (ないでいきいのした人が) (ないでいきいのした人が) (ないていきいのした) (ないていきいのした) (ないていきいのした) (ないていきょう) (ないていきようご) (ないていてきょうご) (ないていてきょうご) (ないていてきまうご) (ないていてきまうご) (ないないできないできる関すなどのサービスが必要な場合に、「いとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育で支援を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した果への事前登録が必要。 できる限り家庭的な養育環境 (小規模グループケアや地域小規模児童養護施設) の中で養育すること。里親や	なわけんひとりおやせたいとうじった	活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進
おきなわ県民カレッジ講座(おきなわけんみんかれっじこうざ)	いちょうさ)	するための基礎資料を得ることを目的とし、5年毎に県が実施する調
けんみんかれっじこうざ)		査のこと。
けんみんかれっじこうざ)	おきなわ県民カレッジ講座(おきなわ	沖縄県教育委員会が主体となり、生涯学習社会の実現に向けて、国、
○提供している講座のこと。 沖縄聴覚障害者情報センター(おきな 閲覧障害に関する相談、聴覚障害者用(字幕付き、または手話付き) ビデオ、DVDの貸し出し、養成講座(手話通訳者、盲 ろう者向け通訳・介助員)、手話通訳者等派遣などを行う施設のこと。 か		県、市町村や大学・短大、民間教育事業者等と連携・協働して、県民
沖縄聴覚障害者情報センター(おきなわちょうかくしょうがいしゃじょうほうせんたー)		
おちょうかくしょうがいしゃじょうほ させんたー)	沖縄聴覚障害者情報センター(おきな	
の		
か 外国語指導助手(A L T)(がいこく		
 外国語指導助手(ALT)(がいこく ごしどうじょしゅ(えいえるてい)) 学習支援員(がくしゅうしえんいん) 学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。 架け橋期のカリキュラム(かけはしきのかりきゅらむ) 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) 家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) 家庭的養護(かていてきようご) 家庭的養護(かていてきようご) お本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わるほか、教材の準備や外国語スピーチョンテスト等の課外活動などに従事する者のこと。 学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったき娘間して作成する、5歳児から1年年の2年間(架け橋切りにおける)が、「「事かたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこともを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活表財を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や 		
プロとうじょしゅ(えいえるてい)) 準備や外国語スピーチコンテスト等の課外活動などに従事する者のこと。 学習支援員(がくしゅうしえんいん) 学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。 アリイ 関連 関連 関連 関連 関連 関連 では、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) マイでの児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 アクマ家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		日本人が国語担当教員の助手としてが国語授業に進わるほか、教材の
学習支援員(がくしゅうしえんいん) 学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。		
学習支援員(がくしゅうしえんいん) 学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。	こしと プレエしゆ (えいえる (い))	
 徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。 架け橋期のカリキュラム(かけはしきのかりきゆらむ) 園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間(架け橋期)における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) おとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や 	学羽支採員(がくしゅうしきないな)	
人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。 架け橋期のカリキュラム(かけはしき 園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間(架け橋 期)における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で 展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構 成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばん すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状 況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識 別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾 病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援 や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した 県への事前登録が必要。 家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グ ループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や	子自文族員(かくしゆうしんがいん)	
マリ橋期のカリキュラム(かけはしきのかりきゅらむ) 園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間(架け橋期のカリキュラム(かけはしきのかりきゅらむ) 園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間(架け橋期)における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) おとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		
と。 架け橋期のカリキュラム(かけはしき 園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間(架け橋 朗)における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で 展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構 成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばん すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状 況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識 別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾 生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) マをいたしたデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識 別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援 や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した 県への事前登録が必要。 マをいてきようご) なら、養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グ ループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		
架け橋期のカリキュラム(かけはしき		
のかりきゅらむ) 期)における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう))	かけ棒期のカリセーニノ(かけけ)キ	
展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 おとにまり、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援を当まり、からいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援を生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 などの養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		
成」等を明確化したカリキュラムのこと。 学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 家庭生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう))	(ひかららば)	
学校版スクリーニング(がっこうばんすくりーにんぐ) すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要なこどもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう))		
すくり一にんぐ)	一	
別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。 家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常 生活支援事業)(かていせいかつしえ んいん(ひとりおやかていとうにちじ ょうせいかつしえんじぎょう))		
家庭生活支援員(ひとり親家庭等日常生活支援事業)(かていせいかつしえんいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう)) おなどにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。 なら、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や	りくり一にんく)	
生活支援事業)(かていせいかつしえ		The state of the s
んいん(ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう) 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。		
ようせいかつしえんじぎょう)) や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した 県への事前登録が必要。 家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グ ループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		
県への事前登録が必要。 家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		
家庭的養護(かていてきようご) 社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や	ょっせいかつしえんじぎょう))	
ループケアや地域小規模児童養護施設)の中で養育すること。里親や		111 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	家庭的養護(かていてきようご)	
ファミリーホームにおける養育は「家庭養護」と呼ばれる。		
		ファミリーホームにおける養育は「家庭養護」と呼ばれる。

0 - 10	
キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動
	について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、
	各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り
	返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫さ
*	れたポートフォリオ(記録の蓄積)のこと。
キャリアコンサルタント 	│職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家で、国家資格を │有する者のこと。
教育支援センター(きょういくしえん	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設の
せんたー)	こと。学校外では(教育支援センター、適応指導教室)、学校内では
	(校内自立支援室、校内教育支援センター、校内適応指導教室、スペ
	シャルサポートルーム)等の名称がある。
教育扶助 (きょういくふじょ)	生活保護の種類の一つで、義務教育に伴って必要な教科書その他の学
	用品及び通学用品等の給付を行うもの。
グッジョブセンターおきなわ	県が設置した総合的な就業支援拠点で、就職・雇用等に関する求職者
	や事業主等の様々なニーズに対応するため、生活から就職までワンス
/	トップで支援を実施している拠点のこと。
ゲートウェイドラッグ	コカイン、ヘロイン、覚醒剤など他の更に強い副作用や依存性のある
	薬物の使用の入り口となる薬物のこと。具体的には、有機溶剤 (シン
	ナー)や危険ドラッグ、大麻の他、アルコールやタバコなど。
/ / - トャーハー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を問いて、必要な表現につなば、見つる)を図るこ
	│ き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図るこ │ とができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる者の
	とかできる人のことで、言わは「中の門角」とも位直づけられる名の こと。
 広義のひきこもり(こうぎのひきこも	ここ。 「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室か
仏我のひさこもり(こうさのひさこも り)	「ふたんは家にいるが、近所のコンヒーなどには山がける」「日至が らは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」(以上が
	狭義のひきこもり) 者に「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する
	つて6ヶ月以上の者から、病気や自宅で仕事(家事・育児を含む)を
	している者を除く。
	- 0 c v の日と称 、。 - ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直し
	の可能性がある(令和6年度中に策定予定)。
	犯罪や非行をした人のうち、頼る人がおらず帰る場所がない人たちに
	一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々な助言
	をして、その再出発を支える民間の施設のこと。県内には2か所ある
	(更生保護施設がじゅまる沖縄:定員男子20人、更生保護施設やんば
	る青年隊:定員男子10人)。
高大連携(こうだいれんけい)	高校と大学が連携して行う教育活動のこと。
	具体的には、高校生が大学の授業を受けに行ったり、大学の先生が高
	校に出向いて授業を行ったりといった高校生が大学レベルの教育研究
	に触れる機会を増やす取組、高校の教員と大学の教員が相互理解を図
	るためのネットワークの構築などがある。
校内交流型・連携型(こうないこうり	放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携した施設のことで、共働
ゅうがた・れんけいがた)	き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラ
	ムに参加し、交流できるものを「連携型」という。また、「連携型」
	のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流
	型」という。
校内自立支援室(こうないじりつしえ	学校内にある教室等を活用し、不登校児童生徒及び登校できるが教室
んしつ)	一に入れない児童生徒等への校内支援体制を整え、多様な学習の機会を
→ 1×1 ++ + + + + + + + + + + + + + + + +	確保し、児童生徒の社会的自立を促すことを目的としたもののこと。
子ども・若者支援地域協議会(こど	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき、地方公共団体が
も・わかものしえんちいききょうぎか	単独又は共同で設置する組織で、困難を有するこども・若者に対する
(1)	支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を
	図ることを目的とし、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用スの他のスピナ・芸者会成支援に関連する公野の関係機関を携成員
	用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関を構成員
	として連携し、重層的・継続的に支援するネットワークを形成するための組織のこと
 子ども・若者総合相談センター(こど	│めの組織のこと。 │こどもや若者に関する様々な相談のワンストップ窓口となり、関係機
于とも・右有総合相談センダー(こと も・わかものそうごうそうだんせんた	│ こともや石省に関する様々な相談のサンストップ窓口となり、関係機 │ 関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点のこと。
も・わかものそうこうそうたんせんた 一)	肉の心力(の心の必女は月秋の灰伏・明白で1] ノ拠点のこと。
—,	

子ども医療電話相談事業 (#8000) (こどもいりょうでんわそうだんじぎ	15歳未満の子どもがいる保護者等を対象に、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がよいのか
ょう(しゃーぷはっせん))	など判断に迷った時に、看護師などから子どもの症状に応じた適切な
	対処の仕方や救急病院の受診などに関するアドバイスを電話で受けられる事業のこと。
こども家庭センター(こどもかていせ	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、
<i>んt</i> ≥−)	市町村が設置する総合的な機関のこと。保健師等が中心となって、妊
	産婦や乳幼児の健康の保持・増進(母子保健機能)を行うとともに、 こども家庭支援員等が中心となって、こどもと子育て家庭の福祉に関
	ことも家庭文援員寺が中心となりに、こともと子育で家庭の福祉に関
こども家庭ソーシャルワーカー(こど	令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司やこども家庭センター
もかていそーしゃるわーかー)	の統括支援員の任用要件として新たに位置づけられたこども家庭福祉
	分野の認定資格を持つ人のこと。指定された研修や試験を受け、認定 される。
こどもの居場所(こどものいばしょ)	法令等による明確な定義はなく、「こども食堂」や「無料塾」を指す
	場合もある。一般的にはこどもが無料または低額で利用でき、主に食
	事、生活、学習支援や様々な体験機会の提供などを通して、こどもが 支援者と関わりながら自己肯定感を高め、貧困や孤独・孤立の解消を
	文張行と関わりながら自己自定感を高め、負色や孤独・孤立の解消を 図ることができる場のこと。
こどもの貧困対策支援員(こどものひ	生活困窮世帯のこどもを対象に、地域に出向いてこどもの貧困の現状
(んこんたいさくしえんいん)	を把握し、学校や学習支援施設、こどもの居場所づくりを行う NPO 法人等の関係機関との情報共有を行うとともに、こどもを支援につなげ
	人等の関係機関との情報共有を行うとこむに、ここもを文儀につなける るための調整を行う者のこと。また、居場所の担い手を確保するなど
	して、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う者のこと。
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、学校と地域住
	民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と ともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コュニ
	ティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と
-	一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
8	
里親(さとおや)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審
	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審 議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。
実技指導協力者(じつぎしどうきょう	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県
	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審 議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。
実技指導協力者(じつぎしどうきょう りょくしゃ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに
実技指導協力者 (じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかてい	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福
実技指導協力者 (じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかてい	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに
実技指導協力者 (じつぎしどうきょう りょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかてい しえんせんたー) 児童自立支援施設 (じどうじりつしえ	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活
実技指導協力者 (じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかていしえんせんたー)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援す
実技指導協力者 (じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設 (じどうじりつしえんしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のた
実技指導協力者 (じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター (じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設 (じどうじりつしえんしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のた
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するⅠ型、児童養護施設等が実施するⅡ型、里親等の居宅で実施するⅢ型がある。
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するⅠ型、児童養護施設等が実施するⅡ型、里親等の居宅で実施するⅢ型がある。
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するⅠ型、児童養護施設等が実施するⅡ型、里親等の居宅で実施するⅢ型がある。
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助ホームで実施する『型、児童養護施設等が実施する『型、里親等の居宅で実施する『型、児童養護施設等が実施する『型、里親等の居宅で実施する『型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活との援助、生活指導、就職支援を必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施する。 別居宅で実施する工型、児童養護施設等が実施する工型、里親等の居宅で実施する工型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助ホームで実施する『型、児童養護施設等が実施する『型、里親等の居宅で実施する『型、児童養護施設等が実施する『型、里親等の居宅で実施する『型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉施設等との連絡調整等を合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常上の自立援助ホームで実施するI型、児童養護施設等が実施するI型、里親等の居宅で実施するエ型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。 児童相談所に配置された者の中から任用され、児童虐待を受けた児童
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ) 児童発達支援センター(じどうはったつしえんせんたー)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当なな場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するI型、児童養護施設等が実施するI型、里親等の居宅で実施するI型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて、の適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことを目的とする施設のこと。施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。 児童相談所に配置された者の中から任用され、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、
実技指導協力者(じつぎしどうきょうりょくしゃ) 児童家庭支援センター(じどうかていしえんせんたー) 児童自立支援施設(じどうじりつしえんしせつ) 児童自立生活援助事業(じどうじりつせいかつえんじょじぎょう) 児童心理治療施設(じどうしんりちりょうしせつ) 児童発達支援センター(じどうはったつしえんせんたー)	れる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。 学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉施設等との連絡調整等を合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。 不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある(県立若夏学院)。 児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常上の自立援助ホームで実施するI型、児童養護施設等が実施するI型、里親等の居宅で実施するエ型がある。 家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。 児童相談所に配置された者の中から任用され、児童虐待を受けた児童

児童扶養手当(じどうふようてあて) 	│ひとり親家庭や、父又は母にかわって児童を養育する養育者(祖父母 │等)に支給される手当のこと。
児童養護施設(じどうようごしせつ)	保護者のない児童(原則として乳児を除く。)、虐待されている児童 その他環境上養護を要する児童を入所させた、これを養護し、あわせ て 退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを 目的 とする施設のこと。
社会的養護(しゃかいてきようご)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもをはぐくむ」を理
 若年無業者(じゃくねんむぎょうし や)	念として行われている。 厚生労働省では、労働力調査において、15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を「若年無業者(ニート)」として定義している。※ニート(NEET):「Not in Education, Employment, or
	Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の略で、元々はイギリスの労働政策用語。※ 非労働力人口: 労働力調査において、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者。
就学援助(しゅうがくえんじょ)	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に 対して、市町村が必要な援助を行う制度のこと。
就学継続支援員(しゅうがくけいぞく しえんいん)	就学支援員配置事業において関係高等学校に派遣している者で、臨床 心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、特に不登校に 対する支援について知識を有する者のこと。生徒の心理面のサポートを はじめ、家庭訪問や関係機関との調整等も含めた生徒の環境に働きか ける支援が可能となる。
就学支援金(しゅうがくしえんきん)	家庭の教育費負担の軽減を図ること等を目的に、高等学校等の授業料 に充てるために国が支給する支援金のこと。
周産期医療、周産期母子医療センター (しゅうさんきいりょう、しゅうさん きぼしいりょうせんたー)	周産期医療とは、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。(周産期とは妊娠 22 週から出生後7日未満のこと。)
	また、周産期母子医療センターとは、産科・小児科(新生児)を備え、 周産期に係る比較的高度な医療行為を常時担う医療機関のこと。
就労支援事業者機構(しゅうろうしえ んじぎょうしゃきこう)	各県経済界の協力を得て、事業者の立場から、犯罪した者や非行をした少年の就労を支援し、円滑な社会復帰を助けることによって、県内の安心・安全な社会づくりに貢献する組織のこと。
手話通訳者(しゅわつうやくしゃ) 	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者のとこ。
障害児等療育支援(しょうがいじとうりょういくしえん)	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業のこと。
小学校体育科指導コーディネーター (しょうがっこうたいいくかしどうこ ーでいねーたー)	体育の充実及び児童の体力の向上を図るため、学級担任とチームティーチングを行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小学校体育専科教員(しょうがっこうたいいくせんかきょういん)	高学年学級担任の負担軽減を図るため、学級担任に代わり体育科授業 を行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小規模グループケア(しょうきぼぐる ーぷけあ)	社会的養護を要する児童を、児童養護施設や地域において、1グループ6人(乳児院は4~6人)の小規模な単位で、家庭的な環境で養育すること。
情報モラル教育(じょうほうもらるきょういく)	学習指導要領解説における情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と記載されており、各教科の指導の中で身に着けさせることとなっている。
	具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利 を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険 の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの 情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することと解説されて いる。
自立援助ホーム (じりつえんじょほー む)	児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等に対し、相談その 他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行い、社会的自立

新生児マススクリーニング(先天性代 謝異常等検査)(しんせいじますがく りーにんぐ(せんてんせいたいしゃ) にようとうけんさ)) スーパーサイエンスパイスクール (SSH)(えずえすえいち)) スーパーサイエンスパイスクール (SSH)(えずえすえいち)) スーパーパイザー、スーパービジコン スーパーパイザー、スーパービジコン スーパーカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカ		を図るため、共同生活を営む住居のこと。
採典常等検索 (しんせいたはすすく	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
りーにんぐ(性んてんせいたいしゃいとしょうとうけんさ)) め、異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等に繋げることにようとうけんさ)) スーパーサイエンスハイスクール (SSH)(えずえすえいち)) スーパーサイエンスハイスクール スーパーサイエンスハイスクール スーパーデー、スーパービジョン スーパーボット、スーパービジョン スーパーボット、スーパービジョン スーパーパイザー、スーパービジョン スクールカウンセラー スクールカウンセラー スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 関重生性の教育相談体制を整備するための取組及しその学校のこと、対し選しているケースについて第三者から助きをもらうこと。 スクールソーシャルワーカー 関重生性の教育相談体制を整備するために全学校に配置された、臨床・心理に関して高速で専門的な知識・経験を有する者のこと。 オた、対人支援を行う支援者等が、自分が担当しているケースについて第三者から助きをもらうこと。 スクールソーシャルワーカー 関重生性の教育相談体制を整備するために全学校に配置された。臨床・心理に関して高速で専門的な知識・経験を有する者のこと。 スクールソーシャルワーカー 横分がに関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えたが重生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決侵の場合が行い、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決侵の者を対しているとを目的とも、大変有子数に関する主要であることを目的とする。 なことを目的とする。 大変自然を対していました。対象有技術に関するに対して、対象を対象を対して、対象を対象を対して、対象を対象を対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	137 - 38 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
より生涯にかたって知的障害などの発生を予防することを目的とし、新生児に対して行う血液によるマススクリーニング機会のこと、スーパーサイエンスハイスクール (CSNH) (えずえずえいち) 新生児に対して行う血液によるマススクリーニング機会のこと、 空部科学音が指定する、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生態の科学的な探究力等を培うことで、将末、社会を案引する科学技術大き育成するための取組及しての学校のこと、 対人支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第二者のこと。		
#生児に対して行う血液によるマススクリーニング検査のこと。		
文部科学名が指定する、先進的な科学技術、現料・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究力等を培うことで、料来、社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組及びその学校のこと。 スクールカウンセラー スクールカウンセラー スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福達する名のこと。 スクールフーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福達等の専門的な知識技術を表別する名のこと。 スクールフーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福達等の専門的な知識技術を表別する名のこと。 スクールフーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福達等の専門的な知識技術を表別する名のこと。 スクールロイヤー 専ら教育行政に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。 位やか親子おきなわ2 1 (すこやかお でいまさなり) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。 (サイト で) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。 (サイト で) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。 (サイト で) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。 (サイト で) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としる。) (サイト で) (サイト し、学校に在籍する万産生徒の最善の利益を表別することを目的としまる) (サイト で) (サイ		
生徒の科学的な探索力等を培うことで、将来、社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組及びその学校のこと。 スクールーパーザー、スーパービジョン 対入支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対入支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対入支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対入支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。で第三者から間差をもらうこと。 スクールソーシャルワーカー 児童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された。臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を者する者のこと。 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えた児恵生性がおかれた様々な遺場へ働いけたり、関係を関とのネットワークを活用するなどして整趣解除法を図るため学校に配置される者のこと。 教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目のとする。 「沖縄県のすべでの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の砲子保健計画のこと。 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり対会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目射す金条地観をこと。 「応育医療等、成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育通程の名段間に対するとしたが中でよるによって事な価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目射す金条地観をこと。 「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の名段が対すると成のが保健かごによって事業の価値を短期間で洗剤を表したいであらの保護に関する問題、成育通程の名段時に応じれる計画のこと。 また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する配策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じれる調角県及び市町村が策定することと当務やせたいとうちょうさ) を置の母子世帯と欠子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている新画のこと。 全国の母子世帯と欠子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている美層者を他の表し、おされむち年毎に国が実定することを主がわるの表に表して表したの表に表しましまり、もない表に表しまを表しましまり、表によりのでは、おかれのなに表することにより、地域学校協働本部(ちいきがいえきの主ないの問題・マンペンスタの対象とと、地域学校協働本部(ちいきがいよりを通りで手にないのと、地域学に対しているのと発を活動のこと。 社会的養護を要する児童を、足屋養徒に設の支援のもと、地域社会の長間性でなどを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための機能、相談、地域の体制づくり、そ、地域の集合、と地域社会の長間性でなどを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための機能、相談、地域の体制づくり、そ、地域の実情に応じた削差により、地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地	スーパーサイエンスハイスクール	
(ボーバイザー、スーパービジョン 対入支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対入支援を行う支援者等が、自分が担当しているケースについて第三者から動言をもらうこと。フクールカウンセラー 児童生徒の教育組除人制を整備するために各学校に配置された、臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者のこと。教育分野に関する知識に関して高度で専門的な知識・経験を有する者のこと。教育分野に関する対策に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えた児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 特の教育行政に関与する弁護士のこと、教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する見至生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本型をした予解機のの子保健制面のこと。 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に関連するととよって事業の価値を短期間で飛躍的で、から、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のごと。 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に関するままとまって事業の価値を短期間で飛躍的に対えて領力といまするようとう、せいいくいりょうけいかく) 「成育医療等」とは、妊娠、出産及び再足に関する施育に最近、政育通程に超りである。株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都造将県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都造将県及び市町村が策定することともれている計画のこと。中の疾患は早期で最先する記をに長さいていまり、の表表を関することを接続の表と相に対策を表えていまが表もの表表を関りていまり、過剰に蓄積することで様々ななに表をのより、表述の特別に表することで様々なの表別を表していましまが表が表しましましまが表しましましましましましましましましましましましまし		
また、対人支援を行う支援者等が、自分が担当しているケースについて第三者から助言をもらうこと。 スクールカウンセラー 現童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された、臨床 心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する合のこと。 教育分野に関して高度で専門的な知識・経験を有する音のこと。 教育分野に関する知識し加え、社会福祉等の専門的な知識を経験を有し、問題を抱えた児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 スクールロイヤー 専ら教育行政に関与する非選士のこと。教育現場で生じる様々な紛争をつことを目的とする。 「破神疾のサイエの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした神観味のサイエの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした神観味のサイエの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした神観味のサイエの親と子が健やかでたくましく成長すること。 本理念とした神観味のサイエの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした神観味のサイエの親と手が健かでたくましく成長すること。表現の主な主義の主義の主な主義の主な主義の主な主義の主義の主な主義の主義の主義の主な、大変、しいたジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を短期で、関したり以生の教育を開拓といた場間のこと。 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を担関するに関するに関するに関するに関するといたりようとう。せいいくいりようけいかく)「成育医療等のとは妊娠、妊娠、出産文育門に関する問題、成育過程のにより、の方医療等の提供に関する問題、成育過程のにより、の方医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定さまた。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとまれている計画のこと。 全国のとり親世帯等認は発生である場では、日本社対策の充実を図るための基準を書きまでは、日本社対策の表を図ること。また、成育基本法により、規制に再生が表を図るため、企画を表していまいまれては、対策に対するといまれては、対策に対すると、対策に対するといまながな内に欠損していまり、、対策に対する意識を高の、薬物乱用規矩に対する意識を高の、薬物も用剤がより、対策に対する意識を高の、薬物も用剤がより、対策に対する意識を高の、薬物も用剤を注意していまり、、国民・大きのでは、対策に対する意味を表していまいまの表もでは、対策に対する意味を表していまいまの表もでは、対策に対する意味を表していまいまれていまいまなど、表情では、大きなどの学がな成者を表していまいまなどの学がな成者を表していまいまなど、表情では、大きなどの学がな成者を表していまいまなど、表情では、大きなどの表もと、表情では、大きなどのでは、大き		術人材を育成するための取組及びその学校のこと。
スクールカウンセラー 児童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された、臨床 心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者のこと。 スクールソーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を出 関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 スクールロイヤー 専る教育が民間生産生徒があれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 スクールロイヤー 専る教育が民間与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。 がしいビジネスモデルで動たな市場を開拓し、市場に新しい信値を提供したり社会に買款することによって事業の価値を短期で済を開拓し、市場に新しいで表現を開するが関する情報のこと。 がは、対しいでジネスモデルで動たな市場を開拓し、市場に新しい存品の格で、いりょうとう、せいいくいりようけいがく) おいくいりまうけいがく) おいさいであるのとに表の方と、また、疾育基本法により、成育医療の提供に関する施養に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子生まい、成育医療の提供に関する施養に関し、国と連携を図りつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子は表すがよりに変技に関する問題、疾育過程のに応じにおり現する際に関する問題、疾育過程のとは、大阪育医療が見供に関する施養に関し、国と連携を図りつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することととされている美育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむねち年毎に関小実施する記述をついとより、通知に蓄積することで様々ななき引き起こす。近に仕の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 とまれつき、特定の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症がの前能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。といいは、は、大阪育なの意味を行るといいないとのも、実物利用問題に対する意味を含まるのといいないを発達していたりに表が表がないました。といいは、は、大阪音音を活動のこと。 地域学校路機体部の大阪音楽を選集を引きとは地域をなるよるも、地域社会の展別を対していた。と、地域の体でが成長を支える活動、地域社会の経験活動、を建せる人材的のこと。 地域生活支援拠点等(もい、地域社会の関係に応じたの意味と、地域社会を受け、の定義を選集の表をとは地域とな支援拠え、と見ないの発動・後、専門的人材の確保・養成・機能、大阪音楽を記述を表するとは地域とな支援拠え、と見ないの発が、は、大阪音音を表があった。 「は、大阪音音を表がしていたいない、大阪音音を表がしていたいない、大阪音音を表があった。と述を表があるといないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	スーパーバイザー、スーパービジョン	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
スクールソーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えた児童生徒依がわかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。	スクールカウンセラー	児童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された、臨床
問題を抱えた児童生徳がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 スクールロイヤー		
関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。 スクールロイヤー 専ら教育方法に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 「沖縄県の母子保健計画のこと。 表書の上で、 表生を目的とする。 「沖縄県の母子保健計画のこと。 表生念とした沖縄県の母子保健計画のこと。 所真に蘇計しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。 「成育医療等、成育医療等」とは、妊娠、出産の健康に関する問題、成育過程の 各段階において生ずる心身健康に関する問題を を経済に係るサービス等のこと。 また、成育医療等」とは、妊娠、出産の健康に関する問題を を経済に長えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。 また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都適府県及び市町村が策定することとされている書音も世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている美育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症がを引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となって遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となって遺伝性の疾患のこと。 中域の疾患は早期に発見することで治療となっている。 たいさし、当時が内では、大田の政権に応じた治愈、企業を表し、地域学校協働を前くないより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきし、対域社会の原規のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつ 内臓ののとと、地域の体の手に応じた創意工夫により整備し、降がい児者の主法を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点又は面的な体制)のご最新、発達の表は面のなど、記憶の工夫により整備し、降がい児者の主法を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点又は面的な体制)の企業・素 東門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の機関・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制で見らない見に応じた創意工夫により整備し、時がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点又は面的な体制)のごと、地域の体制でよりを、地域の体制でよりを、・場の機関のなど、・場の機関のなど、・場のの機関のなど、・場のの機関のなど、・場のの機関のなど、・場ののでは、・場のは、・場のは、・場のは、・場のは、・場のは、・場のは、・場のは、・場の	スクールソーシャルワーカー	
度される者のこと。 取うアルロイヤー 取らが行政に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 「沖縄県のサイでの親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。 双タートアップ ボロ会とした沖縄県の母子保健計画のこと。 がしばジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。 成育医療等、成育医療計画(せいいくいりょうけい おけいくいりょうとう、せいいくいりょうけい おけいないりょうとう。せいいくいりょうけい かく) 「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程のもいちがも医療及び保健社にしまいるに密接に関するの問題、成育過程のもいちがようとう。せいいくいりょうけい おけいて生ずる心身の健康に関する問題がその経行に適し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都追府果及び市町村が策定することととれている計画のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつ、地域の特性に応じて都追府果及び市町村が策定することともれている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 先天性代謝異常(せんてんせいたいしゃいじょう) 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、追刺に書積することで様々な症状を記まることで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 たて 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ、ゼッタイ。ふきゆううんどう) 1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物託用根絶宣言が採がまれている。一部の疾患早期に発見する意とで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 なが、ボッタイ。ふきゆううんどう) 1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物託用根絶宣言が採がまれている。一部の疾患・関連をしているとで治療しているとの登録活動のこと。 地域学校協働本部(ちいきがこうき により、地域と保予を動まれていると、で表でいるの機能が対象を表ですると、により、地域全体で子供えたの業がで成長を支える活動(地域学校協働がより、と、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地球生活支援拠点とは面的な体制)の施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきなえるサービス提供体の解析(地域生活支援拠点とは面的な体制)の解析、現を機に利能の、緊急機らの受入、対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・業成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がの場づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい見者では、発見の機会が、発見の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい見者では、表に対しないとなどのでは、まれていますとは、まれていまれています。 1998年6月に応じたる様ののでは、まれていますといまれています。 1998年6月に応じなが、表に対しないまれています。 1998年6月によりでは、1998年6月によりでは、1998年6月によりでは、1998年6月に対しないませば、1998年6月によりに対しませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月によりに対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に関すなどが、1998年6月に関すなどが、1998年6月に対しないませば、1998年6月に関するは、1998年6月に関すると、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するが、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に対しないなどのは、1998年6月に関するといれていませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しないませば、1998年6月に対しなどは、1998年6月に対し		
マクールロイヤー 専ら教育行政に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 スタートアップ		
の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。 (歴やか親子おきなわ21) (すこやかお で、		
はやか親子おきなわ2 1 (すこやかお でこおきなわ2 1) 「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のにいけょうけいかく) 「成育医療等、成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する問題、成育過程の各段階に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養とりおやせたいとうちょうさ) 「を当かせたいとうちょうさ」を主まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 は、ゼッタイ。ふきゅううんどう) 「1998 年6 月に国連麻業特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環としてきた治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 「1998 年6 月に国連麻業特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この章言の支援事業の一環としてきた治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となり、国民一人人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での荀頭キャンペーンケロクを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養腫施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょでんとう)	スクールロイヤー	
世やか親子おきなわ21 (すこやかお やこおきなわ21) スタートアップ		
ペニおきなわ2 1) 本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。 スタートアップ 新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。 「成育医療等、成育医療計画(せいいくいりょうけいかく) おけいで生ずる心身の健康に関する問題・成育過程の切りに対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。とされている計画のこと。を国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養とりおやせたいとうちょうさ) 生活の表養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する訓査のこと。特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 たて 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ・ゼッタイ。ふきゅううんどう) は現代の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 たた 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ・ゼッタイ。ふきゅううんどう) は現代の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 はい地域や協働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) 地域学校協働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) り988 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採がされたことを受け、この直の支援事業の一環として、官民一体となり、とのとは、とので発売活動のこと。とは外規程児童養護施設(ちいきしよ)、と理各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。とは外規模児童養護施設(ちいきは、対域・大きの参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域学校協働活動を推進を持て続めのこと。とはの表情にを対しているの意味を指しているの表情に対しない。 は、対域・大きないの機能・行機が、対域・大きないの機能・行機が、関係・発成、地域の体制がづくり)を、地域社会の表情には、対域・大きのの機能・行機が、地域性を表して、対域・大きにより、地域生活支援拠点等、といはない表情に対して、対域・大きないの機能・行機が、地域・大きないの機能・行機が、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、地域・大きな、大きな、地域・大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、		o equiter of
スタートアップ		
供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。 「成育医療等、成育医療計画(せいいくいりょうとう、せいいくいりょうけいかく) かく) を設定して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		
高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。 「成育医療等、成育医療計画(せいいく いりょうとう、せいいくいりょうけい かく) おのでは、	\\ \frac{1}{3} - \text{F} \text{F} \text{F} \text{F}	
成育医療等、成育医療計画(せいいくいりょうけい かく) 「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の 各段階において生ずる心身の健康に関する問題を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国ひとり親世帯等調査(ぜんこくひとりおやせたいとうちょうさ) 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣司の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用助止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することに近くうほんぶ) 地域学校協働本部(ちいきがっこうきまうどうほんぶ) は、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会のの施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の強会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の強会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の全体で支えるサービス提供体制、(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点のことでも対域と呼ば、表情に応じた制意工夫に応り整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制、(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点のな利		
いりょうとう、せいいくいりょうけい かく) 名段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠負したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こてず遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで持续や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域や技術働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) 地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり。を、地域の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり。を、地域の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり。を、地域の集に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点写とは地域生活支援拠点写とは地域生活支援拠点可能のな体制)のこ	 成育医療等 成育医療計画(せいいく	
かく) 切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福址対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積も早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 たて 「ダメ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 「1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各や地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域学校協働本部(ちいきがつこうきようどうほんぶ) 「1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択なれている。 「1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用は絶宣言が採択なれている。 「1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択なれている。 「1998 年6月に国連麻薬特別に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の施設のこと。 「25日、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の施設のこと。 「25日、地域全体で子供たちの環境(定員は6人)で養育するための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、同様が、児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、同様が、別名時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、養成、地域の体制のくり)を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
等に係るサービス等のこと。また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 先天性代謝異常(せんてんせいたいし せまれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 た 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 「対する。おきゅううんどう) 1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、発光動のこと。地域学校協働本部(ちいきがっこうきようどうほんぶ) 相ばい地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) は域小規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) は対い規模児童養護施設(ちいきしより、強減を発表の表別の変別では、は、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 「降がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、関がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。 全国のとり親世帯等調査(ぜんこくひとりおやせたいとうちょうさ) 全国の母子世帯と父子世帯及父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 先天性代謝異常(せんてんせいたいしゃいじょう) 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 たて 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 地域学校協働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) 地域学校協働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) 地域学校協働本部(ちいきがつこうきょうどうほんぶ) 地域外規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 地域小規模児童養護施設(ちいきしより表情をで子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域外規模児童養護施設(ちいきしより整備と変する帰産を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
全国ひとり親世帯等調査(ぜんこくひとりおやせたいとうちょうさ)		また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国
全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 先天性代謝異常(せんてんせいたいしゃいじょう) 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 た 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ。ゼッタイ。ふきゆううんどう) 「ダメ。ゼッタイ。ふきゆううんどう) 「ダメ。ゼッタイ。ふきゆううんどう) 「998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。によりどうほんぶ) 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することによりとが成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 「は対い規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) 地域小規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 「おいきは、地域と体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 関信宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいに見者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定す
をりおやせたいとうちょうさ)		ることとされている計画のこと。
の基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。 先天性代謝異常(せんてんせいたいし やいじょう) 生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 た 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ・ゼッタイ。ふきゆううんどう) 地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 地域学校協働本部(ちいきがっこうきようどうほんぶ) 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 地域小規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 応い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 応い地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 応いませいかつ後能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ	全国ひとり親世帯等調査(ぜんこくひ	全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養
	とりおやせたいとうちょうさ)	
生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 た		

こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 だ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダメ。ゼッタイ。ふきゆううんどう)		
発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。 だ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダ メ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこと。	やいじょう)	
た 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダ メ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 1998 年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダ メ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) 「998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。「幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 「地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 「時がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(ダ メ。ゼッタイ。ふきゅううんどう)	<i>t-</i>	
メ。ゼッタイ。ふきゅううんどう) されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		1008 年6月に国連庇藤特別総合において国連藤姉利田坦維皇帝が何也
り、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。 地域学校協働本部(ちいきがっこうき はい地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ)		
地域学校協働本部(ちいきがっこうきょうどうほんぶ) 幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしようきぼじどうようごしせつ) 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ	│ │ 地域学校協働本部(ちいきがっこうき	
・ 働活動)を推進する体制のこと。 地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ)		
地域小規模児童養護施設(ちいきしょうきぼじどうようごしせつ) 社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
フきぼじどうようごしせつ) 民間住宅などを活用して家庭的な環境(定員は6人)で養育するための施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ	地域小規模児童養護施設(ちいきしょ	
の施設のこと。 地域生活支援拠点等(ちいきせいかつしえんきょてんとう) 応したいきょてんとう) 応したいきょてんとう) 応じたいきでは、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係		
しえんきょてんとう) めの機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材 の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫 により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体 制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ	地域生活支援拠点等(ちいきせいかつ	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のた
により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
制(地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制)のこ		
٤.		
		と。

地域若者サポートステーション(ちい	地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)は、「青少年の
きわかものさぽーとすてーしょん)	雇用の促進等に関する法律」に基づき、国が平成 18 年(2006 年)か
	ら若年無業者に対する就労支援・ハローワーク等他の若者支援機関と
	の 連携等により、若年無業者の職業的自立を支援するために厚生事
	業を実 施している(実施主体は都道府県労働局)。県内では、沖縄
	労働局が 特定非営利活動法人等の民間団体に業務を委託し、令和7
	年3月末時 点においては、県内に4カ所(名護市、沖縄市、浦添
	市、石垣市)に 設置している。
適応指導教室(てきおうしどうきょう	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設の
しつ)	こと。
特定妊婦 (とくていにんぷ)	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に
	必要と認められる妊婦のことをいう。
特別支援教育(とくべつしえんきょう	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支
いく)	援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把
	握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する
	ため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
沖縄県特別支援教育推進計画(おきな	文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現
わけんとくべつしえんきょういくすい	状と課題を把握し、具体的な施策推進のために策定した計画のこと。
しんけいかく)	
特別支援教育コーディネーター(とく	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相
べつしえんきょういくこーでぃねーた	談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担
-)	う者のこと。
 共育て(ともそだて)	大婦(パートナー同士)が協力して、家事や育児に主体的に参画する
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	こと。
な	
日本語指導支援員(にほんごしどうし	日本語指導が必要な児童生徒に対し、入り込み支援、放課後支援、オ
えんいん)	コーンライン授業の補助などを行う支援員のこと。その他に、定期考査や
2700 70)	グライブ技術の構成などをリブス接負のこと。 この他に、足別行員で 授業のプリント等のルビ振り、資料の多言語化、別室試験対応等を行
	う。
	1 2 0
ネットリテラシ ー	
ネットリテラシー	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミ
ネットリテラシー	
(t	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。
	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリ
(t	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的
(t	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリス
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。
(t	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ) 発達障害(はったつしょうがい)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつし	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第 14 条に基づき、各都道府県・指定都市に設置され
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ) 発達障害(はったつしょうがい)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族から
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつし	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつし	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直し
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり地域支援センター (ひきこ	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり地域支援センター (ひきこ	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受け
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり地域支援センター (ひきこ	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり地域支援センター (ひきこ	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のことと、※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所してい
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり ひきこもり ひきこもりもなんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ) 発達障害(はったつしょうがい) 発達障害者支援センター(はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり ひきこもり ひさいきしえんせんたー) ひとり親家庭等(ひとりおやかていと	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援法の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。「母子家庭」(配偶者のない女子で現に児童を扶養している者)、
は ハイリスク妊婦 (はいりすくにんぷ) 発達障害 (はったつしょうがい) 発達障害者支援センター (はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり ひきこもり ひきこもりもなんせんたー)	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。「母子家庭」(配偶者のない男子で現に児童を扶養している者)、「父子家庭」(配偶者のない男子で現に児童を扶養している者)、「父子家庭」(配偶者のない男子で現に児童を扶養している者)、
は ハイリスク妊婦(はいりすくにんぷ) 発達障害(はったつしょうがい) 発達障害者支援センター(はったつしょうがいしゃしえんせんたー) ひきこもり ひきこもり ひきこもり ひさいきしえんせんたー) ひとり親家庭等(ひとりおやかていと	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。 妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦(身体的ハイリスク)や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦(社会的ハイリスク)のこと。 自閉症、アペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。 発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援法の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。 様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある(令和6年度中に策定予定)。 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。「母子家庭」(配偶者のない女子で現に児童を扶養している者)、

非認知能力 (ひにんちのうりょく)	意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュ
	ニケーション能力といった、知能検査や学力テストなどのように具体
	的な数値としては表すことができないものの、生きる力の土台となる
	大切な能力のこと。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が児童の預かり等
	の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希
	望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う仕組みの
	こと(設置・運営は市町村が行う。)。
	なお、依頼をすることで依頼会員から協力会員への報酬が発生する。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業のこと。家庭養護の一環であり、社会的養
	護を要する児童を、相当の経験を有する者の住居において養育を行う
	こと(定員は5人又は6人。第二種社会福祉事業であるため、県への
	届出が必要)。
不登校(ふとうこう)	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、
	登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以
	上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもののこ
	と。
不妊・不育、沖縄県不妊・不育専門相	「不妊・不育」とは、妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交
談センター(ふにん・ふいく、おきな	していたにもかかわらず、一定期間妊娠しないことを不妊症といい、
わけんふにん・ふいくせんもんそうだ	2回以上の流産・死産の既往があることを不育症という。
んせんた一)	「沖縄県不妊・不育専門相談センター」とは、不妊及び不育に悩む夫
	婦等を対象に専門的な相談を行うセンターのこと。
プレコンセプションケア	男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理
	を促すこと。
保育者育成指標(ほいくしゃいくせい	幼稚園教諭や保育教諭等に求められる基礎的・基本的な資質能力を確
しひょう)	保するために、任命権者である市町村がそれぞれ作成するもの。
放課後子ども教室(ほうかごこどもき	すべての児童・生徒が充実した放課後を過ごすため、地域学校協働活
ょうしつ)	動推進員(地域コーディネーター)が中心となって企画し、地域住民
	の協力を得て、学習支援、多様な体験、スポーツ活動などのプログラ
	ム等を提供する取組のこと。
放課後児童支援員(ほうかごじどうし	平成27年(2015年)の「子ども・子育て新制度」により、新たに創設
えんいん)	された資格で、放課後児童クラブでの遊びと生活を支援し、健全育成
	を行うための専門資格を持つ者のこと。保育士や幼稚園経論等の資格
	を有する者等であって、都道府県等が行う研修を修了した者が取得す
にはます (はは しょい)	ることができる。
保健主事(ほけんしゅじ)	各学校の教職員が担っており、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成を行っている。学校保健に関する組織活動の
	整や子秋味健計画の作成を打りている。子秋味健に関する組織活動の 推進など学校保健に関する事項の管理に当たる職員のこと。
 保護観察(ほごかんさつ)	祖進など子校保健に関する事項の管理に当たる職員のこと。 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員とし
体設既分(はこかんさり)	花非をした人名は非刊のめるタギが、社会の中でその健主な一貫とし て更生するように、保護観察官及び保護司が指導監督及び補導援護を
	てままするように、休時観景自及の休時可が相等無自及の補等接続を 行うこと。
 保護観察所(ほごかんさつしょ)	177000 法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分
PITHE HOUSE IN THE COURT OF STATE OF ST	一 お局で、犯罪や非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少
	年、刑務所や少年院から仮釈放・仮退院になった者、保護観察付の刑
	執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関のこと。さらに、心
	神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関す
	る法律(医療観察法)に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為
	を行い、不起訴や無罪になった者に対する精神保健観察も行う。
保護司(ほごし)	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員
	(実質的に民間のボランティア) のこと。保護司は無給だが、活動内
	容に応じて実費弁償金が支給される。任期は2年(再任を妨げない)
	で、主に、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等の活動を行う。
母語支援員(ぼごしえんいん)	日本語指導が必要な児童生徒が保護者面談の際に、該当校に派遣し、
	日本語による意思疎通が困難な保護者への対応を行う支援員のこと。
母子・父子自立支援員(ぼし・ふしじ	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に
りつしえんいん)	必要な情報提供や指導を行う者のこと。県福祉事務所、一部の市に配
	置されている。
1.风了完成笑起来,白云去摇步的人。 東	したり親家庭等の親の就業支援、自立支援を図るため、各種講習会の
母子家庭等就業・自立支援センター事	
マナ家庭寺桃来・日立又抜センター争 業 (ぼしかていとうしゅうぎょう・じ りつしえんせんたーじぎょう)	実施や就業相談等を行う事業のこと。

母子生活支援施設(ぼしせいかつしえ	様々な課題を抱えて支援が必要な母子家庭の母及びその児童を入所さ
んしせつ) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(ぼし	せ、生活支援、相談その他の自立に向けた支援を行う施設のこと。 母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、経済的な自立の助成を目的に
本一文十寿帰福祉員並員刊事業(はし	
5)	
保幼こ小合同研修会(ほようこしょう	自治体主催の保育士・教職員等による保幼こ小の円滑な接続に関する
ごうどうけんしゅうかい)	合同研修会のこと。
保幼こ小連絡協議会(ほようこしょう	小学校区における幼児教育施設の代表者等と小学校校長・教諭等の協
れんらくきょうぎかい)	議会。幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進に関することを協議
	する場のこと。
ま	
学びの多様化学校(不登校特例校)	不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施す
(まなびのたようかがっこう(ふとう	る学校のこと。
こうとくれいこう))	
民生委員・児童委員(みんせいいい	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において住民の
ん・じどういいん)	立場に立った援助活動を行っている者のこと。なお、民生委員は児童
	福祉法に基づく児童委員を兼務しており、児童及び妊産婦の福祉を向
や	エュでにはいた可引しコンといる。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行
	本未入入が担うと思定されている家事や家族の世話などを日常的に打 っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、年
	若者のこと。
養育費専門相談員(よういくひせんも	沖縄県ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している「養育
んそうだんいん)	費等支援事業」で配置している相談員のこと。主な業務は、相談受付
	のほか、非同居親と養育費の取り決め状況や公正証書の所有状況など
	の本人のおかれている現状の把握、養育費算定の目安から相談者が調
	停中の場合は必要に応じて弁護士による支援につなぐなど、多岐に渡
	っている。
幼児教育アドバイザー(ようじきょう	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、県内の幼児教育施
いくあどばいざー) 	設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善 等について助言等を行う者のこと。
 要保護児童生徒、準要保護児童生徒	「要保護児童生徒」とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定す
(ようほごじどうせいと、じゅんよう	る要保護者に該当する児童生徒のこと。
ほごじどうせいと)	「準要保護児童生徒」とは、保護者が準要保護者(市町村教育委員会
	が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者)に該当する児童
	生徒のこと。
要保護児童対策地域協議会(ようほご	被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るた
じどうたいさくちいききょうぎかい)	め、関係機関がこども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対
	応していくことを目的に、地方公共団体に設置される組織のこと。福
要約筆記者(ようやくひっきしゃ)	社、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。 中冷失時者を中心に、
安削率記句(ようやくひつざしや <i>)</i> 	中途失聴者を中心に、難聴者等の多様なニーズに対応する要約筆記 (話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝え
	(話し手が話す内谷を妄約し、ノートやパソコノ寺で又子として伝え る。)を行うのに必要な知識及び技術を習得している者のこと。
6	60 / 611 / 21 22 女・多名の表外の対対に由立している。
リカレント、リカレントプログラム	職業上の新たな知識・技術の習得等のため、生涯にわたり教育と諸活
	職業工の制にな知識・投制の首件等のにめ、生涯にわたり教育と語話 動(労働など)を交互に行うといった概念のこと、また、そのための
	プログラムのこと。
レスパイトケア、レスパイト支援(れ	在宅で障害児、医療的ケア児などを介護(育児)している家族に、支
すぱいとけあ、れすぱいとしえん)	援者が介護(育児)を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。
	また、そのようなサービスのこと。
A-Z	
STEAM教育(すてぃーむきょうい	科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・
<)	リベラルアーツ (Arts) 、数学 (Mathematics) の横断的な学習を通し
	て、創造的思考や課題解決力を育成する教育のこと。